ムーブ叢書　ジェンダー白書 別冊

北九州市の
男女共同参画統計データ集
2008

北九州市立
男女共同参画センター
ムーブ

はじめに

北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”は、男女共同参画にかかわるさまざまな問題をテーマにした『ムーブ叢書 ジェンダー白書』をこれまでに６巻（2003年から2008年まで毎年）刊行してきました。平成20年度の『ジェンダー白書』(2009年３月発行)では、北九州市における男女共同参画の現状ならびにその推移進展を明らかにする統計資料を編纂いたしました。

北九州市の男女共同参画の統計資料としては、1997年の『北九州市の女性　北九州市女性白書’97』（北九州市市民局女性行政推進部）や、2005年の『北九州市の男女共同参画の現状』（北九州市総務市民局男女共同参画推進部）、2006年の『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（北九州市総務市民局男女共同参画推進部）などが刊行されています。これらの資料には、市内のさまざまな分野の男女共同参画の状況を示す具体的な数値が収録されています。

『ムーブ叢書 ジェンダー白書 別冊 北九州市の男女共同参画統計データ集 2008』は、上記資料をふまえ、2008年における北九州市の男女共同参画の現状を統計としてまとめたものです。さまざまな分野における年代別男女の共同参画の状況や最近の男女の意識の変遷を見るために、各組織・団体が有するデータを収集いたしました。本書には大きな特徴が３つあります。

１ 図を簡潔にわかりやすく解説したこと。

２ すべての図の中に数値を入れ、使用目的にしたがい、数値を使えるようにしたこと。

３ 必要に応じて全国値や過去の数値と比較できるようにしたこと。

今日の少子高齢社会がかかえる問題、仕事と生活の調和が取れない状況、雇用不安の問題など、さまざまな問題を解決していくためには、男女共同参画社会の構築が急務です。男女共同参画の推進こそが、問題解決のカギを握っているといっても過言ではありません。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益と責任を分かち合うとき、男女が共に生き生きと暮らせる豊かな社会が実現されると確信します。この男女共同参画の統計資料を、男女共同参画状況の把握や理解など、さまざまな場で活用していただけることを心より願っております。

最後になりましたが、本書編纂にあたり、貴重なデータをご提供下さいました関係諸機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。今後とも北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”をよろしくご支援、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

平成21年３月

北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”
所　長　　吉崎　邦子

目　次

特　集　男女共同参画社会の実現にむけて――21世紀社会の担い手たち

北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況 …… 1
北九州市の若い世代の男女共同参画状況 …… 2

第１章　人　口

１　総人口と年齢階級別人口

図１　総人口および男女別人口の推移（北九州市）…… 3
図２　性別、年齢３区分別人口割合の推移（北九州市）…… 3

２　出生と死亡

図３　出生数と死亡数の推移（北九州市）…… 4
図４　出生率と死亡率の推移（北九州市）…… 4
図５　母の年齢階級別にみた年次別出生数の推移（北九州市）…… 5
図６　母の年齢階級別にみた年次別出生比率の推移（北九州市）…… 5

３　少子高齢社会

図７　合計特殊出生率の推移（北九州市、全国）…… 6
図８　平均寿命の推移（北九州市、全国）…… 6
図９　前期・後期高齢者人口の推移（北九州市）…… 7
図10　高齢化率の推移（北九州市、全国）…… 7

第２章　世帯と家族

１　世　帯

図11　世帯総数と１世帯当たり人員の推移（北九州市）…… 9
図12　高齢単身世帯数および高齢単身世帯割合の推移（北九州市）…… 9
図13　母子世帯・父子世帯の出現率の推移（北九州市、全国）…… 10
図14　理由別母子世帯・父子世帯数の推移（北九州市）…… 10

２　結婚、離婚、未婚

図15　平均初婚年齢の推移（北九州市、全国）…… 11
図16　婚姻率、離婚率の推移（北九州市、全国）…… 11
図17　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、男性）…… 12
図18　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、女性）…… 12

３　結婚観

図19「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもよい」
という考え方について（北九州市、全国）…… 13
図20「夫婦が別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できるようにすべきだ」
という考え方について（北九州市、全国）…… 13
図21「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」
という考え方について（北九州市、全国）…… 14
図22「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」
という考え方について（北九州市、全国）…… 14

４　固定的性別役割分担意識

図23「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について（北九州市、全国）…… 15
図24　女性が職業を持つことについての考え方（北九州市、全国）…… 15
図25　家庭内の仕事分担（北九州市、平成18年）…… 16
図26　女性無業者の非就業希望理由（北九州市、全国、平成19年）…… 16

第３章　仕　事

１　労働力(率)と失業(率)

図27　15歳以上人口における労働力人口および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 17
図28　労働力率の推移（北九州市、全国）…… 17
図29　年齢階級別労働力率（北九州市、全国、平成17年）…… 18
図30　失業率の推移（北九州市、全国）…… 18
図31　女性の年齢階級別労働力率の推移（北九州市）…… 19

２　雇用状況

図32　雇用者数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 20
図33　年齢階級別雇用者数の推移（北九州市）…… 20
図34　性別、年齢階級別、雇用形態別従業員構成（北九州市、平成20年）…… 21
図35　パート・アルバイト数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 21
図36　雇用形態別、年齢階級別雇用者比率の推移（北九州市、全国）…… 22
図37　産業３分類男女別就業者割合の推移（北九州市）…… 23
図38　北九州市シルバー人材センター会員数および就業率の推移 …… 23
図39　産業、従業上の地位、雇用形態の状況（北九州市女性、平成14年）…… 24
図40　産業、従業上の地位、雇用形態の状況（北九州市男性、平成14年）…… 24

３　賃　金

図41　基本となる給与の推移（北九州市、30歳）…… 25
図42　年齢別、学卒別、部門別基本となる給与（北九州市、平成19年）…… 26

４　労働組合

図43　労働組合員数および女性割合の推移（北九州市）…… 27

第４章　仕事と生活の調和

１　仕事と子育て

図44　共働き・片働き（夫のみ）世帯数と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年）…… 28
図45　共働き・片働き（夫のみ）世帯のうち夫が雇用者の世帯数と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年）…… 28
図46　共働き・片働き（夫のみ）世帯で夫が雇用者のうち12歳以下の子どものいる世帯（北九州市、全国、平成17年）… 28

２　両立支援環境

図47　保育所定員数、利用児童数、保育所数の推移（北九州市）…… 29
図48　保育所利用率の推移（北九州市、全国）…… 29
図49　待機児童率の推移（北九州市、全国）…… 29
図50　特別保育利用状況の推移（北九州市）…… 30
図51　放課後児童クラブ数および登録児童数の推移（北九州市）…… 31
図52　児童手当受給者数の推移（北九州市）…… 31
図53　北九州市職員の育児休業・介護休暇取得者数および女性割合の推移 …… 32

第５章　さまざまな分野における男女共同参画状況

１　政策・方針決定過程

図54　北九州市議会議員数および女性割合の推移 …… 33
図55　北九州市審議会委員数および女性割合の推移 …… 33
図56　北九州市教育委員会の教育委員数および女性割合の推移 …… 34
図57　小・中・特別支援学校のPTA会長数および女性割合の推移（北九州市）…… 34
図58　地域における女性委員・役員などの割合の推移（北九州市）…… 35
図59　農業委員数および女性割合の推移（北九州市）…… 36
図60　北九州市職員の職層別職員数および女性割合（平成20年）…… 36
図61　北九州市職員の女性役職者数および女性割合の推移 …… 37
図62　政令指定都市職員の管理職および役職者に占める女性の比率（行政職のみ、平成20年）…… 37

図63　北九州市職員の係長試験受験率および合格率の推移 …… 38
２　経　済
図64　北九州商工会議所女性会会員数の推移 …… 39
図65　北九州商工会議所会員の経営者数および男女比（北九州市、平成20年）…… 39
図66　公認会計士数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 39
３　司法、警察、消防
図67　裁判官数および女性割合の推移（北九州市）…… 40
図68　弁護士会会員数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 40
図69　警察官数および女性割合の推移（北九州市）…… 41
図70　消防士数および女性割合の推移（北九州市）…… 41
４　医療、保健、福祉
図71　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、
看護師の女性割合の推移 …… 42
図72　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、
看護師における女性管理職割合の推移 …… 42
５　農業、漁業
図73　基幹的農業従事者数および女性割合の推移（北九州市）…… 43
図74　農業協同組合員数および男女の比率（北九州市）…… 43
図75　家族経営協定を締結した農家数および締結割合の推移（北九州市、全国）…… 43
図76　漁業従事者数および女性割合の推移（北九州市）…… 44
６　交通、運輸、建築
図77　バス乗務員数および女性割合の推移（北九州市）…… 45
図78　建築士数および女性割合の推移（北九州市）…… 45
７　科学・技術
図79　理工系の学生数および女性割合の推移（北九州市）…… 46
図80　理工系の教員数および女性割合の推移（北九州市）…… 46
図81　理工系の教員管理職者数および女性割合の推移（北九州市）…… 46
８　メディア
図82　メディアの分野における男女共同参画状況（北九州市、平成20年）…… 47
９　教　育
図83　教育段階別女性教員割合の推移（北九州市）…… 48
図84　保育士数および男性割合の推移（北九州市）…… 48
図85　北九州市立幼稚園の園長、市立小・中学校の校長、教頭における女性割合の推移 …… 49
図86　高等専門学校以上における講師以上の数および女性割合（北九州市、平成20年）…… 49
図87　高等学校卒業後の進路別推移（北九州市）…… 50
図88　４年生大学、短期大学などの進学率の推移（北九州市）…… 50
図89　４年制大学、短期大学における女性学・ジェンダー論関連科目数の推移（北九州市）…… 51
10　国際、地域
図90　外国人登録者数の推移（北九州市）…… 52
図91　国籍別外国人登録者数（北九州市、平成19年）…… 52
図92　夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数の推移（北九州市）…… 53
図93　北九州市在学留学生数の推移（北九州市）…… 53
図94　JICA九州国際センターの受け入れ研修生数および女性割合の推移 …… 54
図95　JICA九州国際センターの職員数および男女の割合（平成20年）…… 54
図96　国際協力などの活動分野別NPO法人数の推移（北九州市）…… 55
表１　設立認証年度別NPO法人数の推移 …… 55

第６章　生涯にわたる健康

１　生活習慣と健康

図97　基本健康診査における項目別有所見率の推移（北九州市）…… 56
図98　性別、年齢階級別喫煙状況（北九州市、平成20年）…… 57
図99　性別、年齢階級別喫煙状況（北九州市、平成16年）…… 57
図100 喫煙状況の推移（北九州市）…… 57
図101 骨粗しょう症検診受診者数の推移（北九州市）…… 58

２　疾病と死亡

図102 死亡数に占める死因の割合（北九州市、平成19年）…… 59
表２　死因順位（北九州市、平成19年）…… 59
図103 自殺死亡率の推移（北九州市、全国）…… 60
図104 乳がん、子宮がんによる死亡率の推移（北九州市）…… 60
図105 乳児死亡・新生児死亡・死産・周産期死亡・妊産婦死亡率の推移（北九州市）…… 61
図106 HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）…… 61
表３　感染経路別HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）…… 62

３　リプロダクティブ・ヘルス

図107 女性の年齢階級別不妊手術件数の推移（北九州市）…… 63
表４　20歳未満の人工妊娠中絶件数および実施率の推移（北九州市、全国）…… 63
図108 人工妊娠中絶実施率の推移（20歳以上50歳未満）（北九州市、全国）…… 64
図109 年齢階級別妊娠数に対する人工妊娠中絶割合の推移（北九州市）…… 64

第７章　暴力、犯罪

１　性犯罪

図110 性犯罪被害の推移―ストーカー（北九州市）…… 65
図111 性犯罪被害の推移―強制わいせつ（北九州市）…… 65
図112 性犯罪被害の推移―売春関係（北九州市）…… 65
図113 性犯罪被害の推移―強姦（北九州市）…… 66
図114 性犯罪被害の推移―人身取引（北九州市）…… 66
図115 性犯罪被害の推移―配偶者暴力（北九州市）…… 66

２　ドメスティック・バイオレンス

図116 北九州市立男女共同参画センターへのDV、セクハラ、ストーカー、性被害相談件数の推移…… 67
図117 北九州市配偶者暴力相談支援センターへの相談および緊急一時保護件数の推移 …… 67
図118 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（全国）…… 67
図119 配偶者などからの暴力被害経験の割合―身体的暴力（北九州市、全国）…… 68
図120 配偶者などからの暴力被害経験の割合―精神的暴力（北九州市、全国）…… 68
図121 配偶者などからの暴力被害経験の割合―性的暴力（北九州市、全国）…… 69

３　デートDV

図122 デートDV加害・被害体験の割合（北九州市）…… 70
図123 デートDV被害の相談相手（北九州市）…… 70

４　児童虐待

図124 児童虐待対応件数およびその内容の推移（北九州市）…… 71

付属資料

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例 …… 73
北九州市男女共同参画基本計画（第２次）の目標、柱および数値目標等（平成21年４月～平成26年３月）…… 76
男女共同参画に関する施策年表（世界・日本・北九州市）…… 78

北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況

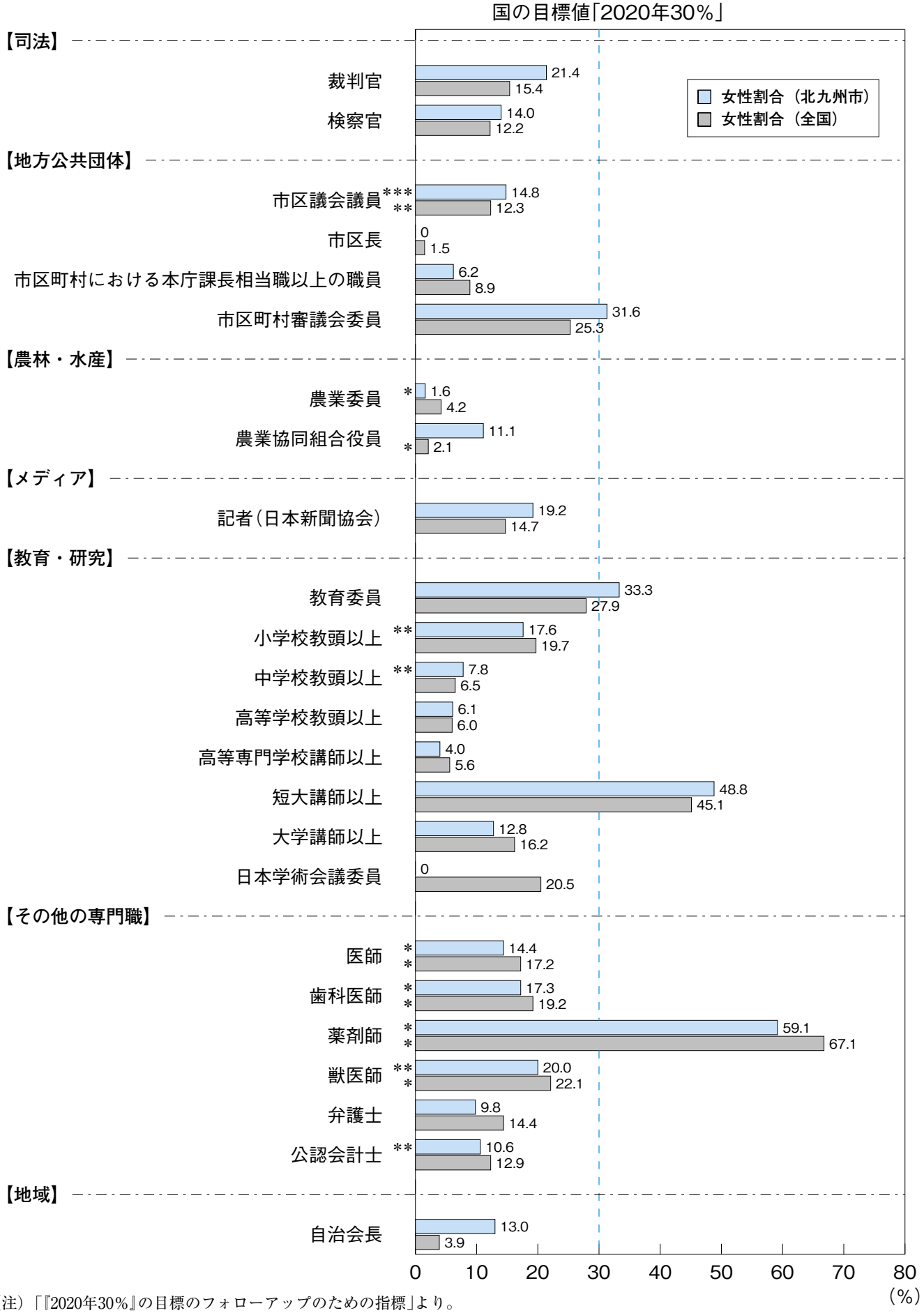

（注）「『2020年30%』の目標のフォローアップのための指標」より。
原則2008年、ただし＊ 2006年、＊＊ 2007年、＊＊＊ 2009年。検察官については福岡県のデータ。

北九州市の若い世代の男女共同参画状況

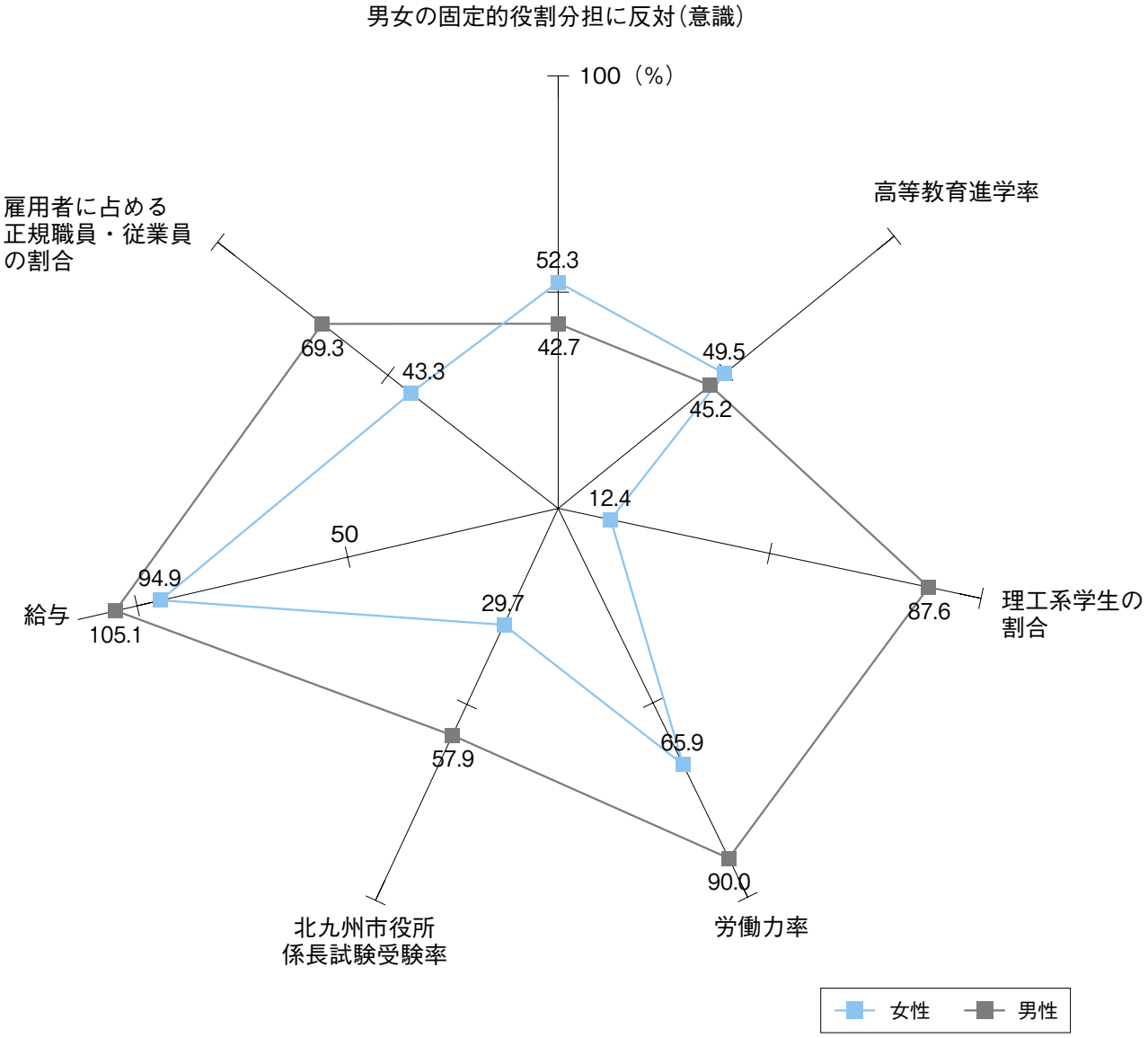

（注）各指標の対象はつぎのとおり。「男女の固定的役割分担に反対」（意識）は平成18年の30歳代、高等教育進学者は平成18年の大学・短期大学などの進学者、理工系学生は平成20年、労働力（労働力人口＋完全失業者）率は平成17年の25～34歳、北九州市役所係長試験受験率は平成20年、給与は平成19年の30歳（大卒の営業・販売・事務部門）男女の平均給与額との比率、正規職員・従業員は平成19年の25～34歳。

（資料）北九州市総務市民局情報政策室・企画文化局企画課・子ども家庭局男女共同参画推進部・教育委員会企画課、総務省統計局『国勢調査』、厚生労働省『人口動態統計』、北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、北九州商工会議所『北九州の賃金』、北九州市総務市民局人事課

図１　総人口および男女別人口の推移（北九州市）

総人口は右肩下がり。女性の人口は、経年、男性より多い

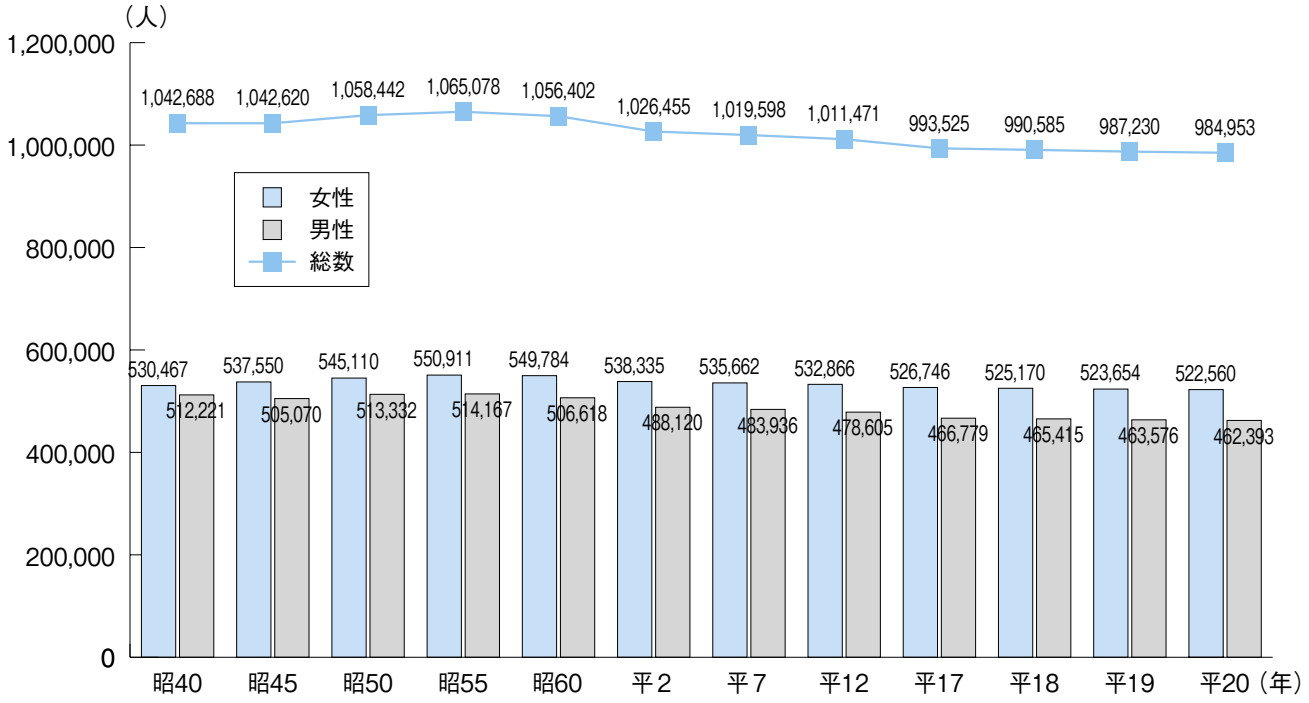

（注）平成18年以降の人口は推計人口で、国勢調査による常住人口に各月の出生、死亡、転出入を加減した人口。平成17年以前は総務省統計局『国勢調査』に基づく。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、北九州市企画文化局政策部企画課

図２　性別、年齢３区分別人口割合の推移（北九州市）

平成20年の年少人口割合は、男女とも昭和40年の約２分の１、老年人口は約５倍

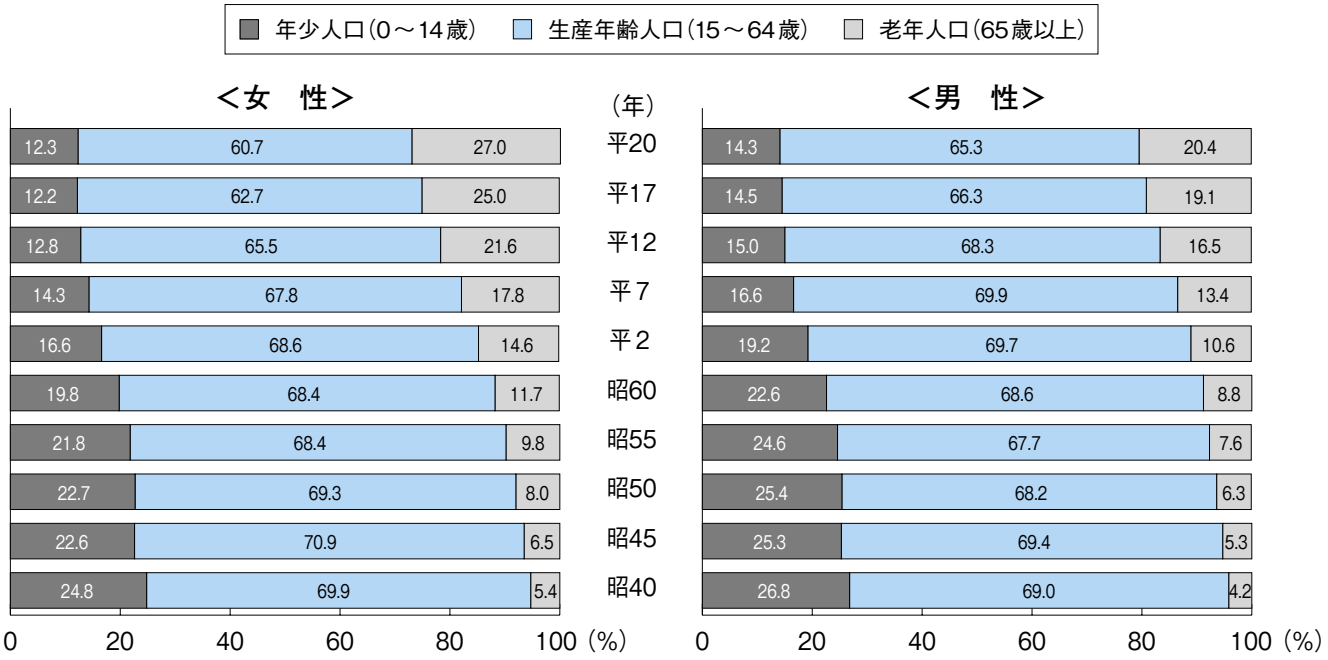

（注）昭和40年、45年以外の総人口には年齢不詳を含むが、グラフ上は除く。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、北九州市企画文化局政策部企画課

図３　出生数と死亡数の推移（北九州市）

平成12年から平成17年にかけて出生数が死亡数を下回り、北九州市は人口減少社会に突入

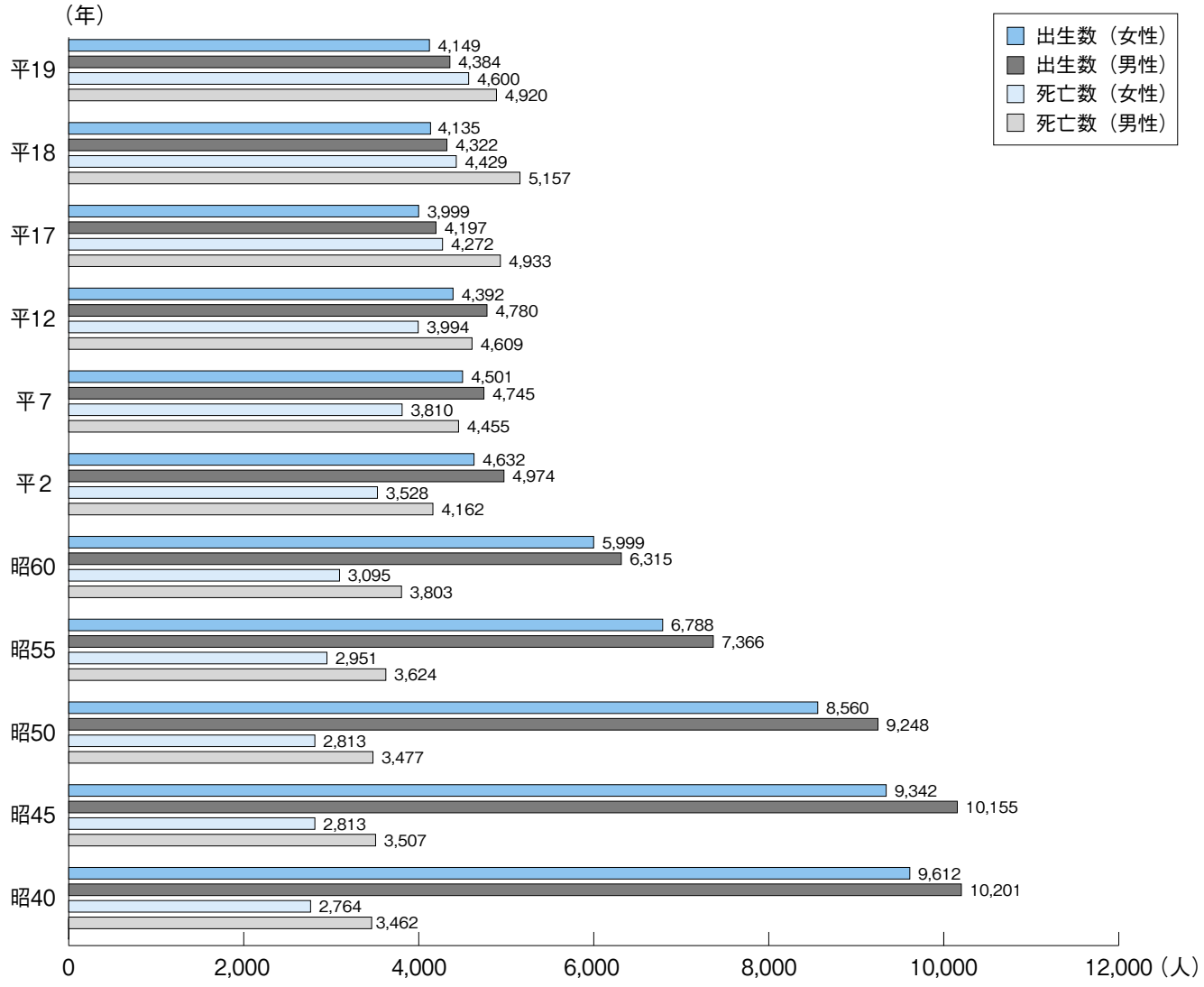

図４　出生率と死亡率の推移（北九州市）

出生率は減少、死亡率は上昇。死亡率は出生率を上回り、両率とも男性のほうが高い。死亡率の男女差拡大

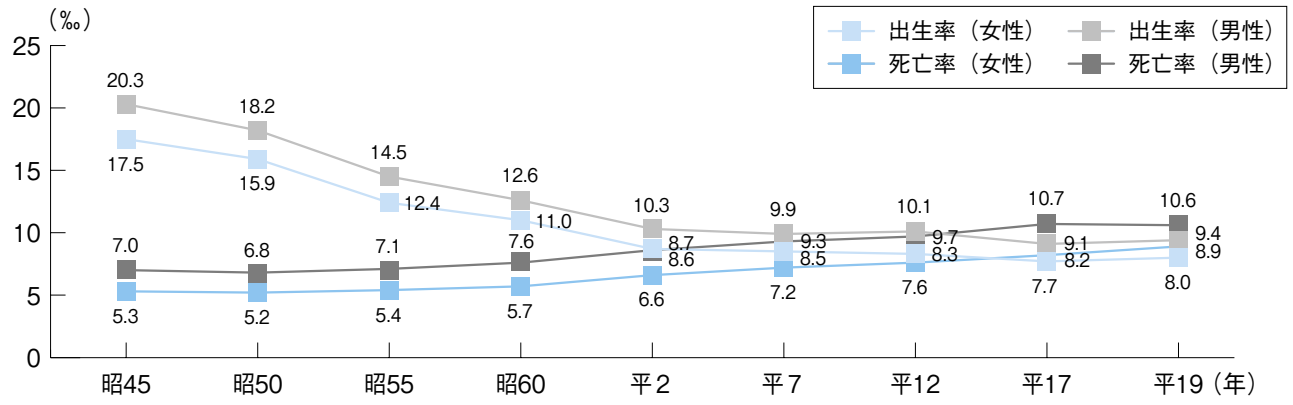

（注）昭和55年、60年、平成２年、７年は国籍不詳を含む。出生率=年間出生数／10月１日現在日本人人口×1,000
　　死亡率=年間死亡数／10月１日現在日本人人口×1,000
（資料）北九州市総務市民局情報政策室、北九州市『住民基本台帳』、総務省統計局『国勢調査』、厚生労働省『人口動態統計』

図５　母の年齢階級別にみた年次別出生数の推移（北九州市）

最多を推移してきた母の年齢25～29歳の出生数は、平成19年には昭和45年ピーク時の約４分の１に減少、母の年齢30～34歳の出生数を下回る

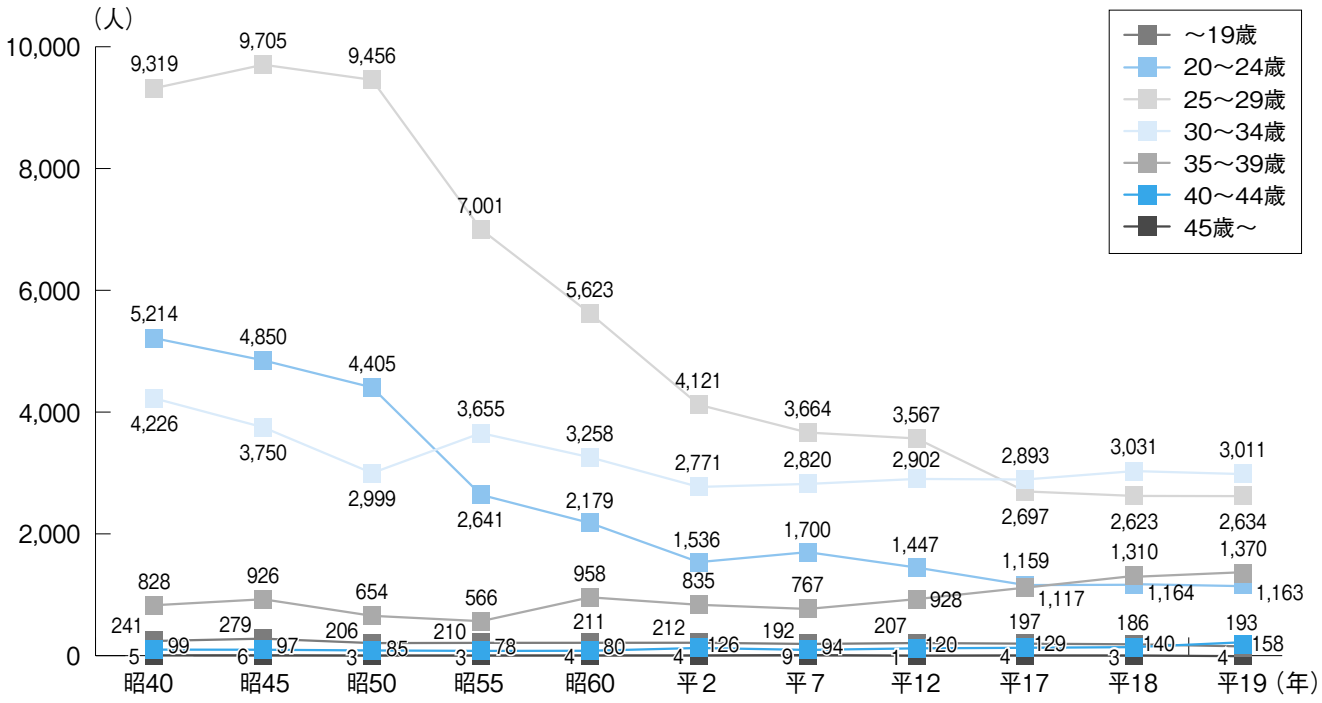

（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課

図６　母の年齢階級別にみた年次別出生比率の推移（北九州市）

出生割合は、経年、母の年齢20～24歳、25～29歳で減少、30～34歳、35～39歳で上昇。出産年齢は上昇傾向

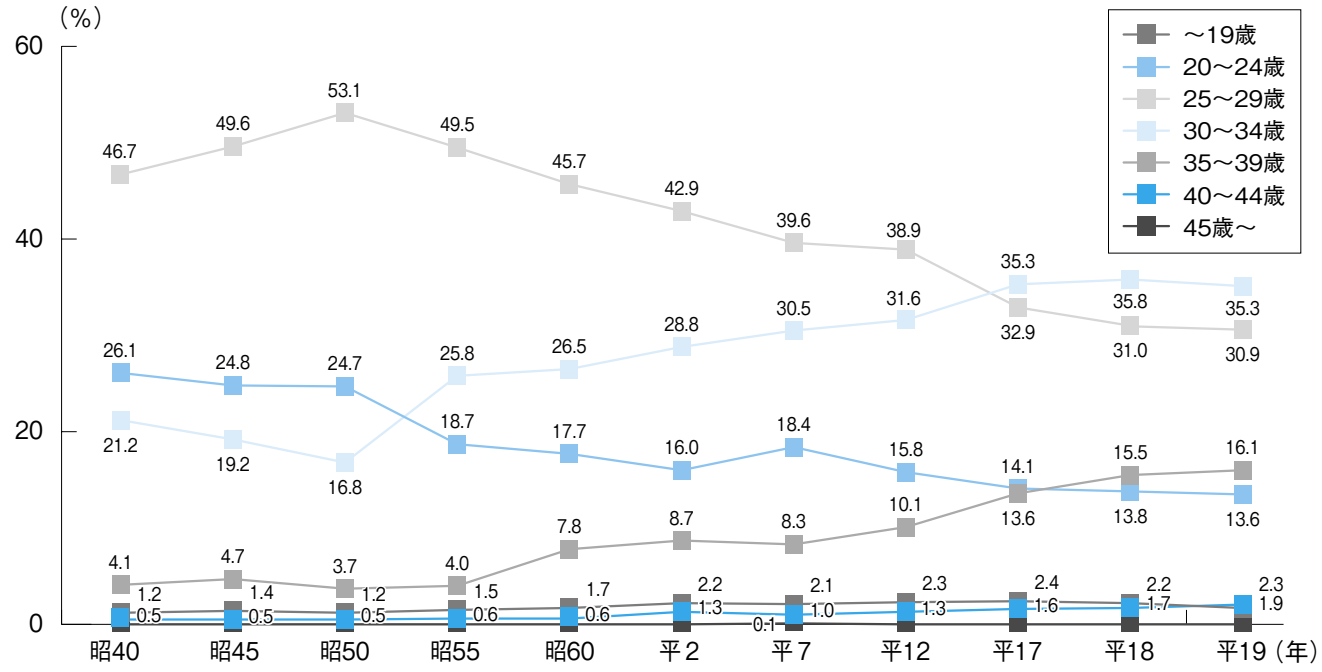

（注）母の年齢階級別年次別出生数の割合=母の年齢階級別出生数／年次出生総数×100
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課

図７　合計特殊出生率の推移（北九州市、全国）

合計特殊出生率は平成17年には1.30まで減少。平成18年以降は回復に転じ、平成19年は1.41。全国平均の0.07ポイント高

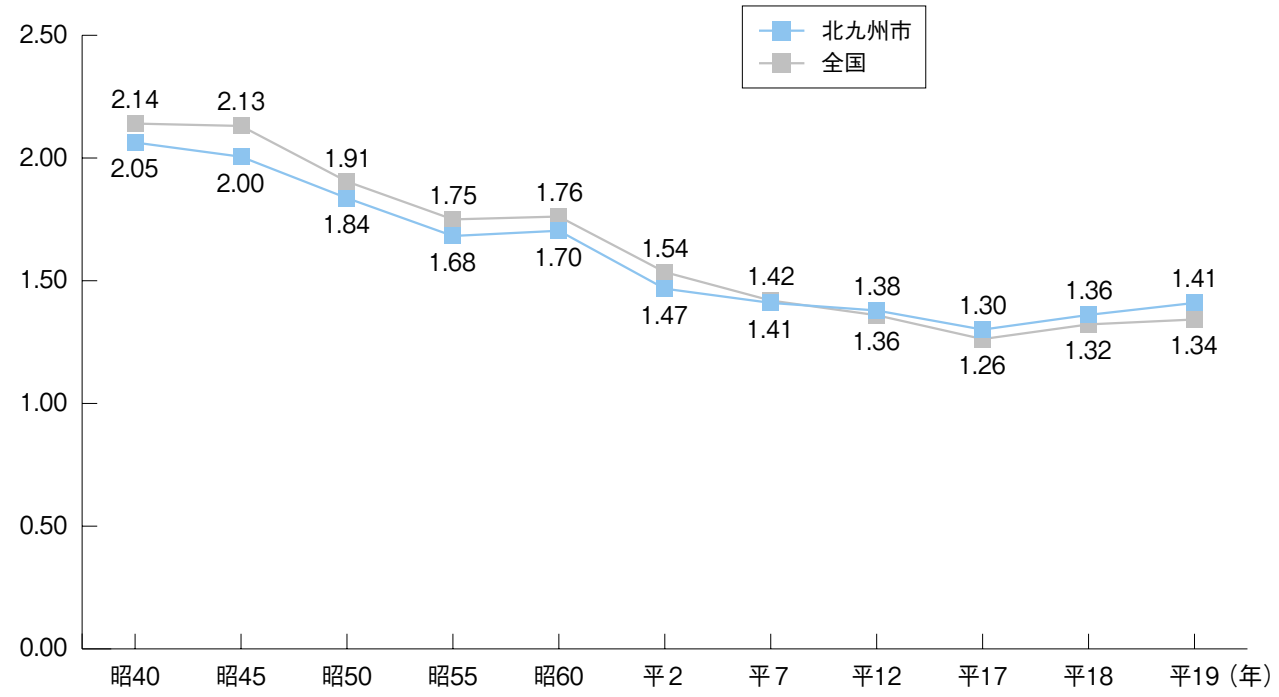

（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課

図８　平均寿命の推移（北九州市、全国）

平均寿命は全国同様、男女差を拡大しつつ上昇。平成17年の平均寿命は、女性85.55歳、男性77.81歳

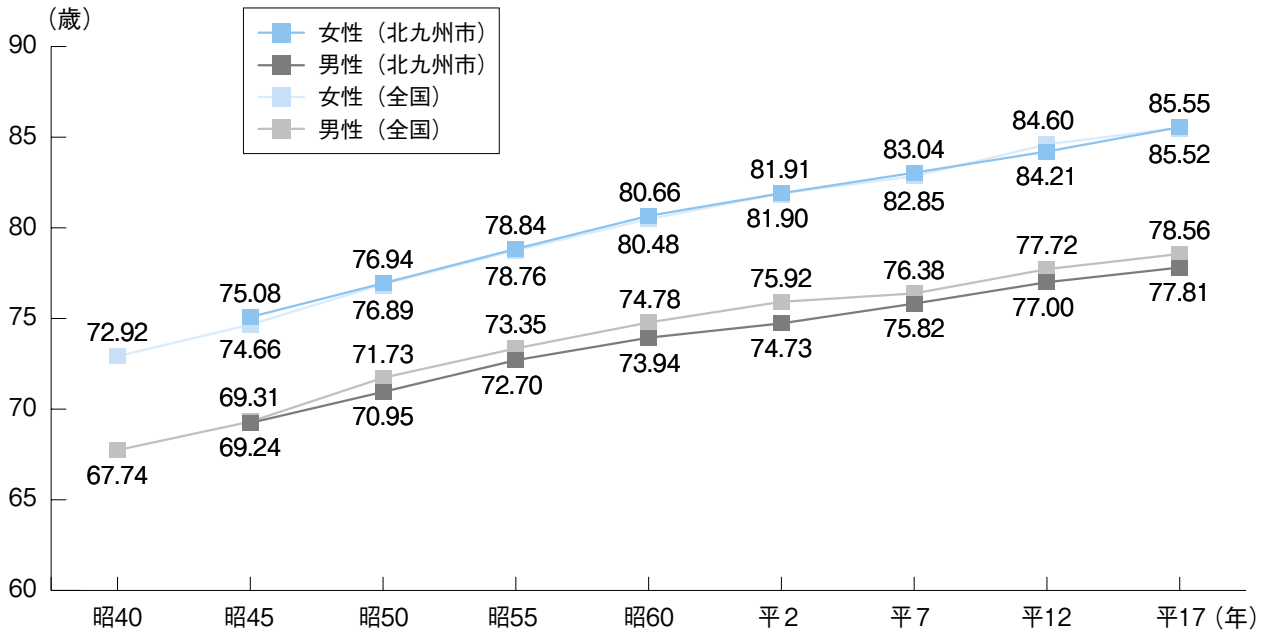

（注）昭和40年の北九州市のデータは不明。平均寿命とは０歳の人の平均余命で、平均余命とは将来的に死亡率が維持されると仮定して、その年齢の人が平均であと何年生きられるかという数値。
（資料）厚生労働省『都道府県別生命表』、厚生労働省『第20回完全生命表』

図９　前期・後期高齢者人口の推移（北九州市）

昭和40年から平成20年にかけて、前期高齢者人口は男女とも約３倍、後期は男女とも約８倍に激増。平成20年高齢女性（140,099人）は高齢男性（94,909人）の1.5倍、前期1.2倍、後期1.8倍。高齢者層の女性化が進展

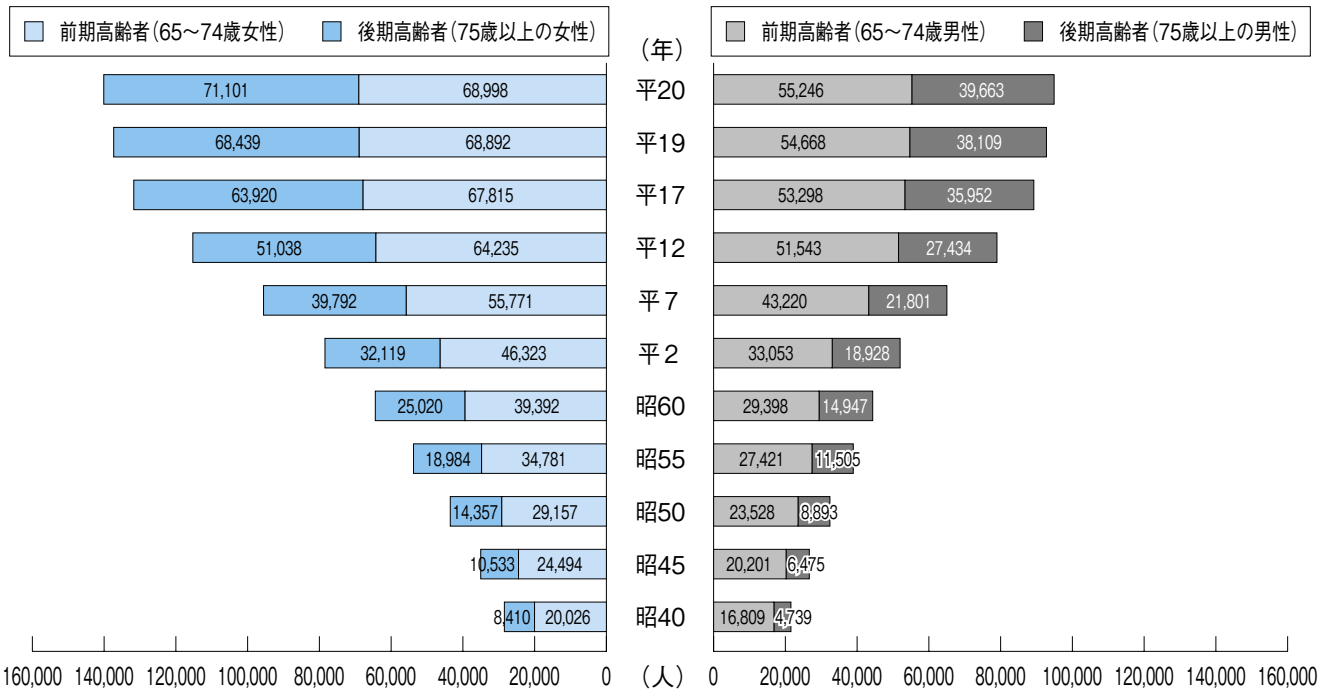

（資料）総務省統計局『国勢調査』、北九州市企画文化局政策部企画課

図10　高齢化率の推移（北九州市、全国）

高齢化率は男女とも全国より高い値で上昇。伸び率は女性のほうが高く、男女差拡大。平成20年は女性26.9%、男性20.3%

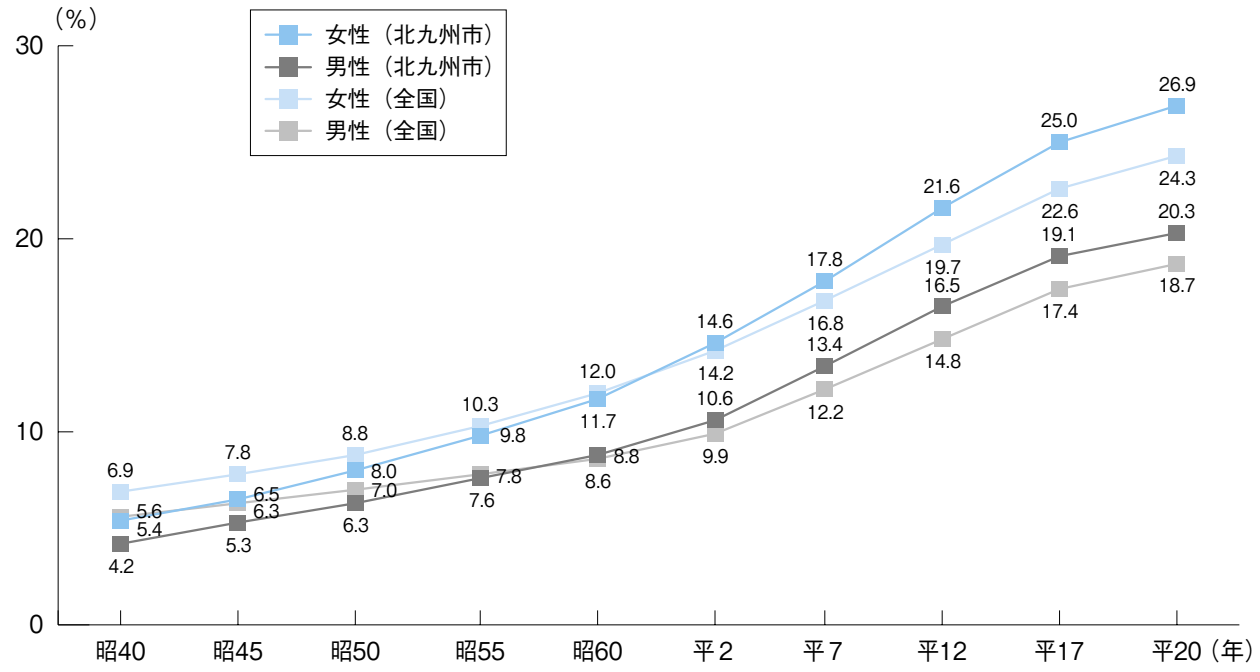

（注）高齢化率（%）＝65歳以上人口／総人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』、北九州市企画文化局政策部企画課『住民基本台帳』

図11　世帯総数と１世帯当たり人員の推移（北九州市）

１世帯当たりの人員は昭和60年に３人を割り、以降、世帯規模の縮小が進行。平成20年は2.3人

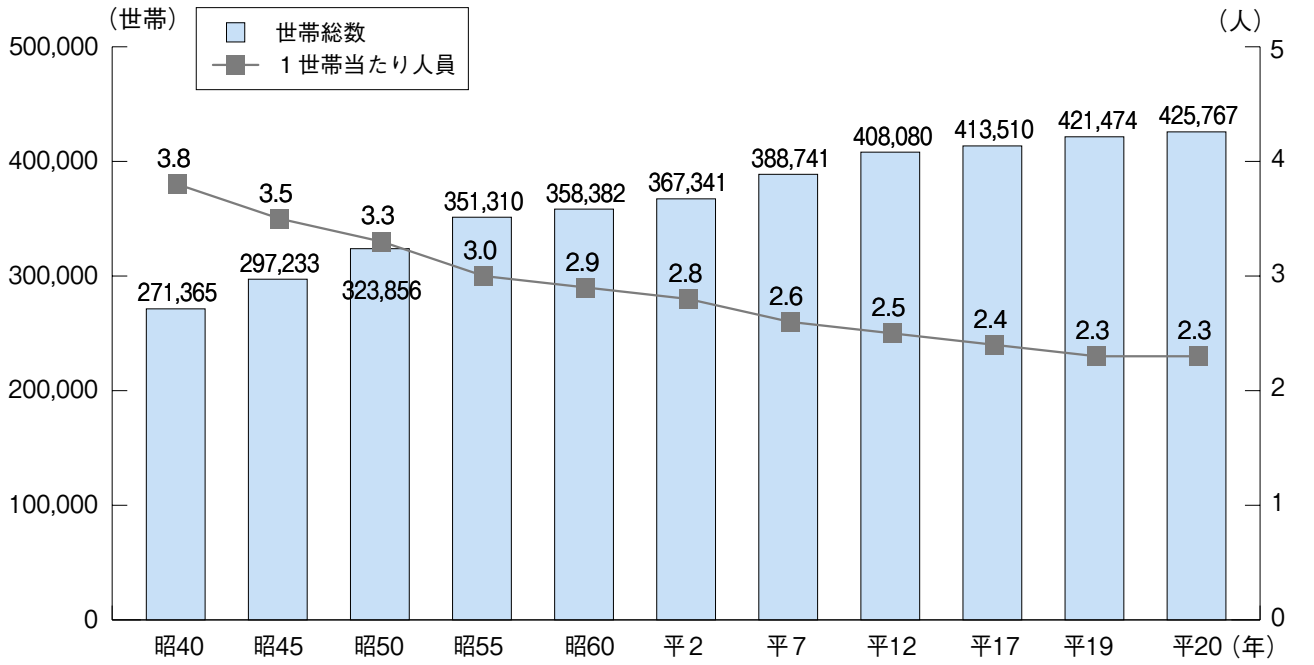

（注）平成19年、20年は北九州市推計人口。推計人口とは、国勢調査による常住人口に各月の出生、死亡、転出入を加減した人口。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、北九州市企画文化局政策部企画課

図12　高齢単身世帯数および高齢単身世帯割合の推移（北九州市）

平成17年の高齢単身世帯数は、女性は昭和60年の約2.8倍、男性は約3.6倍。世帯比率は、経年、女性が約８割

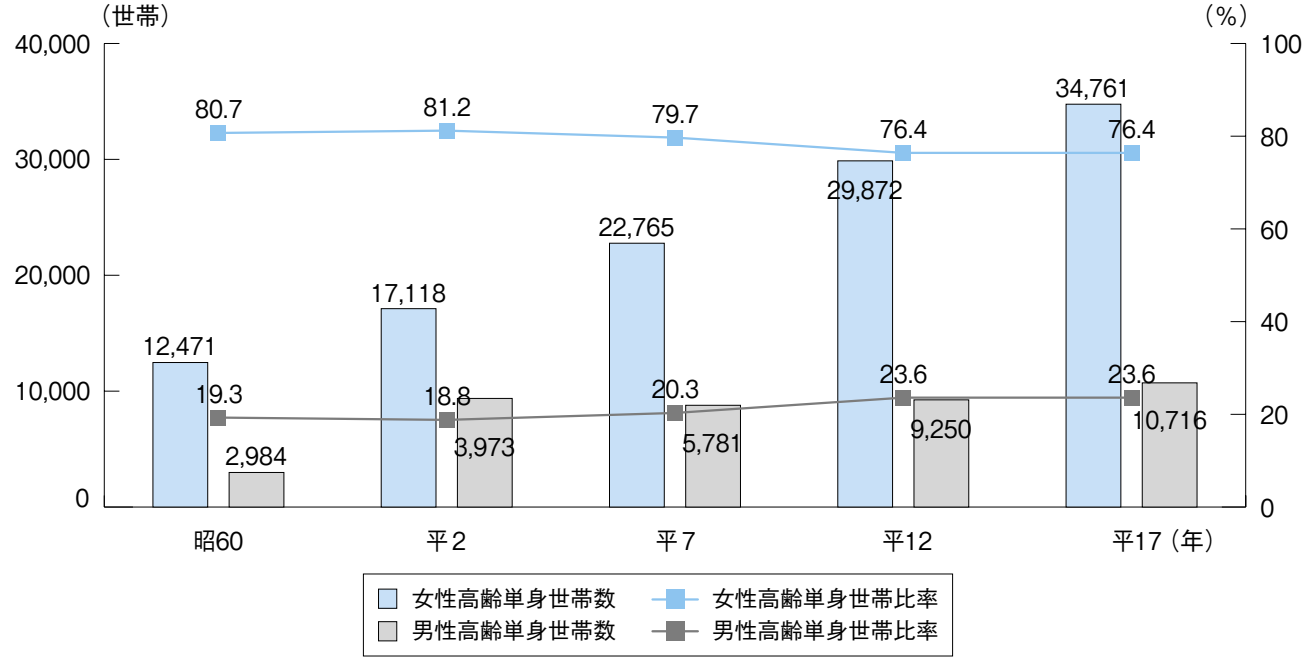

（注）「高齢者」とは65歳以上の人。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図13　母子世帯・父子世帯の出現率の推移（北九州市、全国）

母子世帯の出現率は父子世帯の５～10倍、全国の1.3～1.5倍で推移

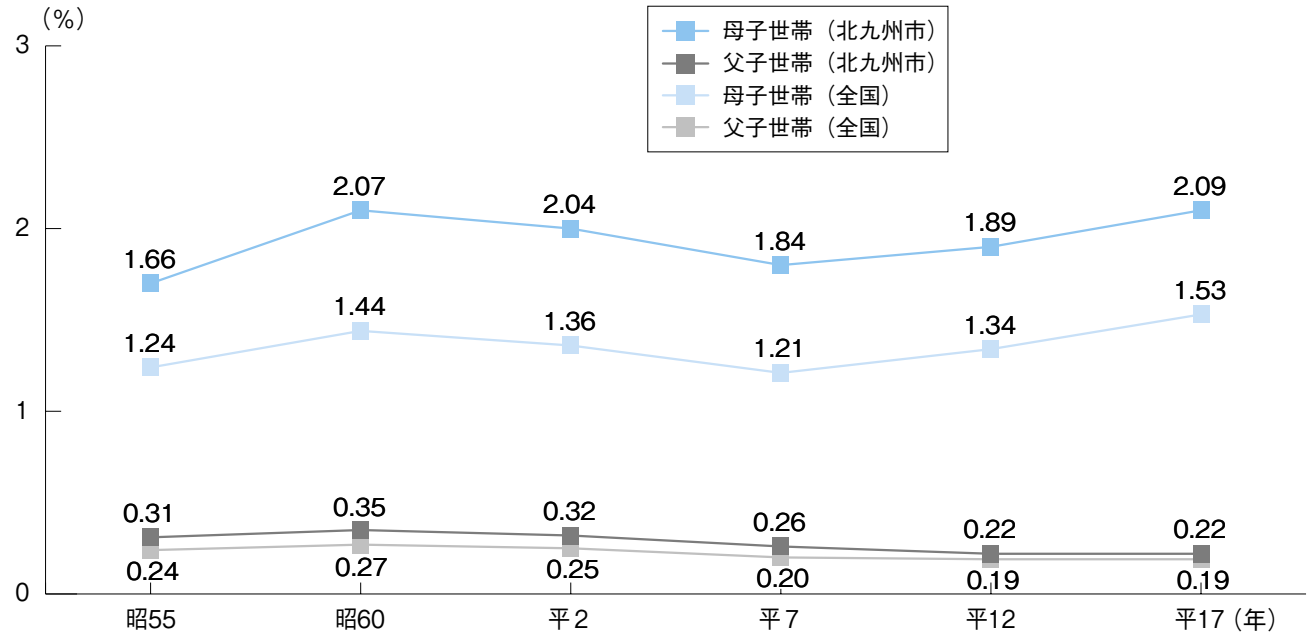

（注）母子世帯出現率は、総世帯数に対する母子世帯数の割合。
　　父子世帯出現率は、総世帯数に対する父子世帯数の割合。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図14　理由別母子世帯・父子世帯数の推移（北九州市）

母子世帯の理由は、離別が圧倒的に多く、増加傾向。母子･父子世帯ともに死別は減少

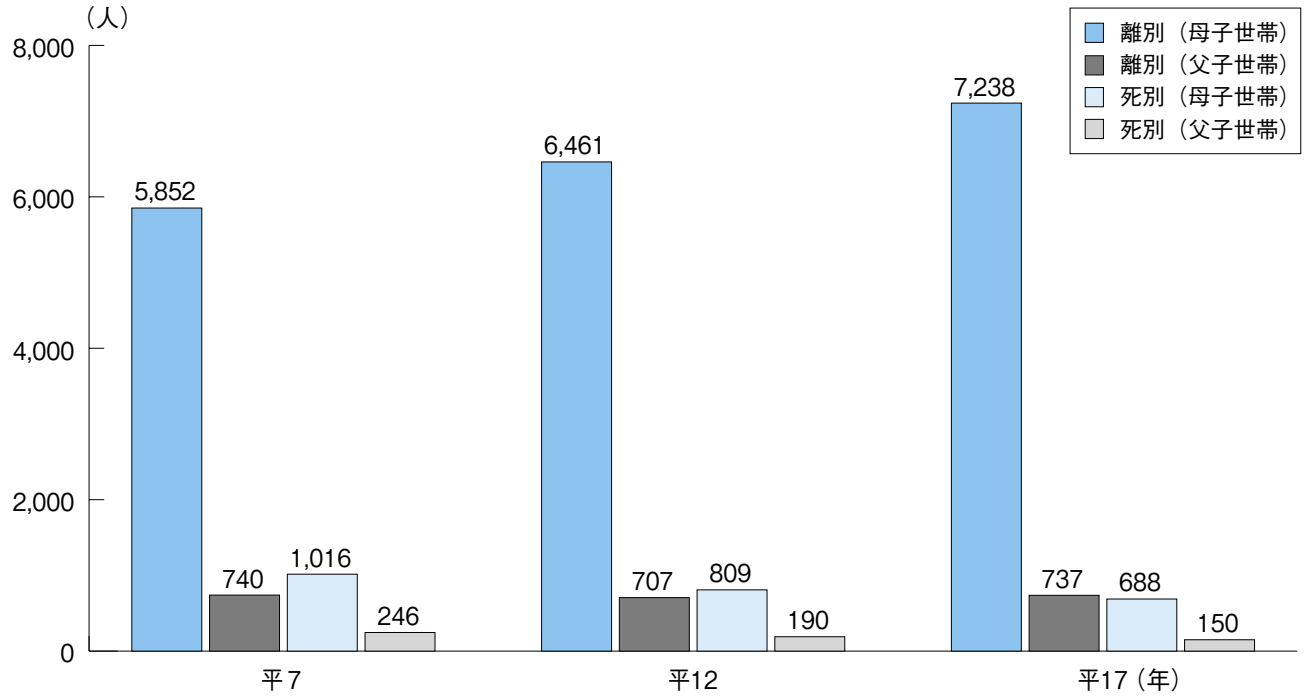

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図15　平均初婚年齢の推移（北九州市、全国）

平均初婚年齢は、全国同様男女とも上昇、男女差縮小。平成19年は女性28.1歳、男性29.7歳で、全国より低い

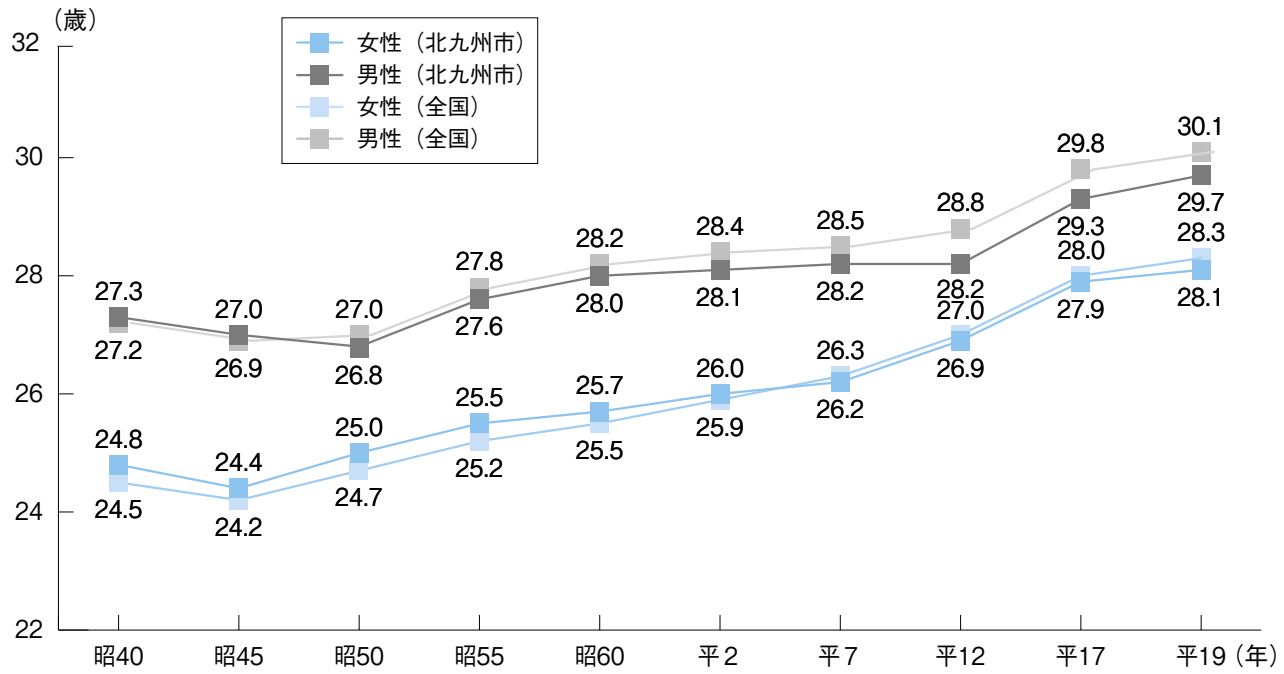

（注）夫妻の年齢は、結婚式をあげた時または同居を始めた時の年齢。
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図16　婚姻率、離婚率の推移（北九州市、全国）

全国同様、婚姻率は減少、離婚率は増加。平成18年の婚姻率は5.62で全国より低く、離婚率は2.31で全国より高い

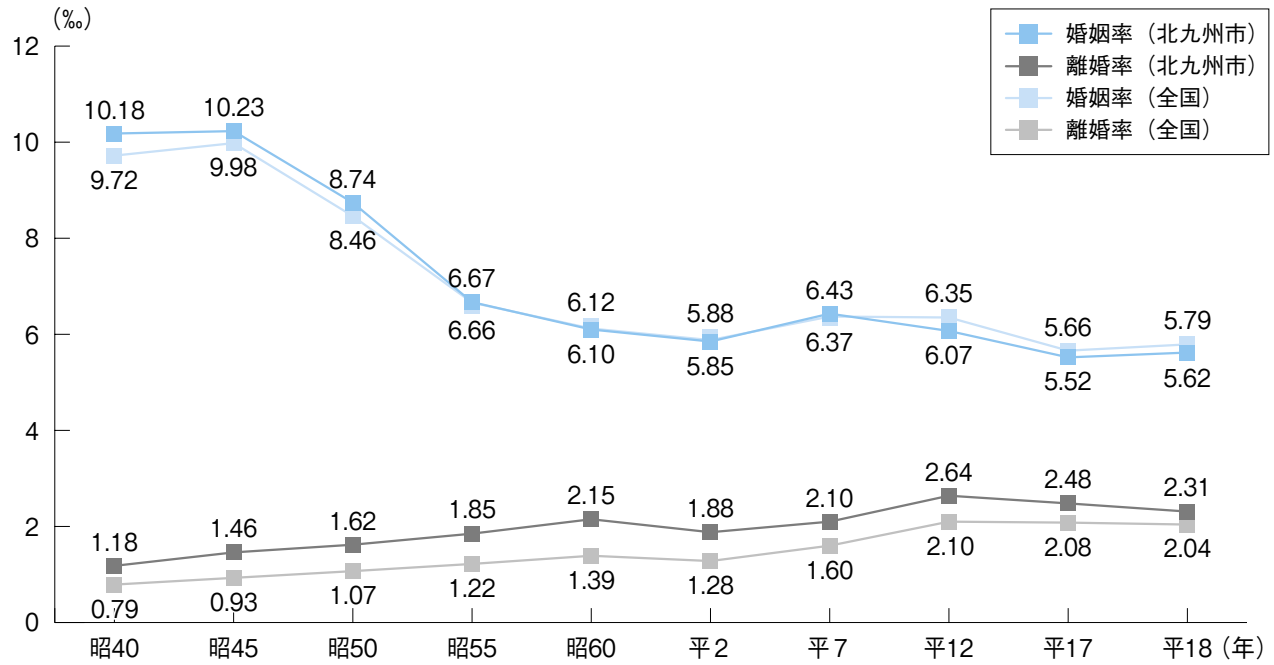

（注）婚姻率・離婚率（人口千対）
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図17　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、男性）

男性未婚率は、近年すべての年齢階級において上昇。平成17年は25～29歳男性の約７割が未婚

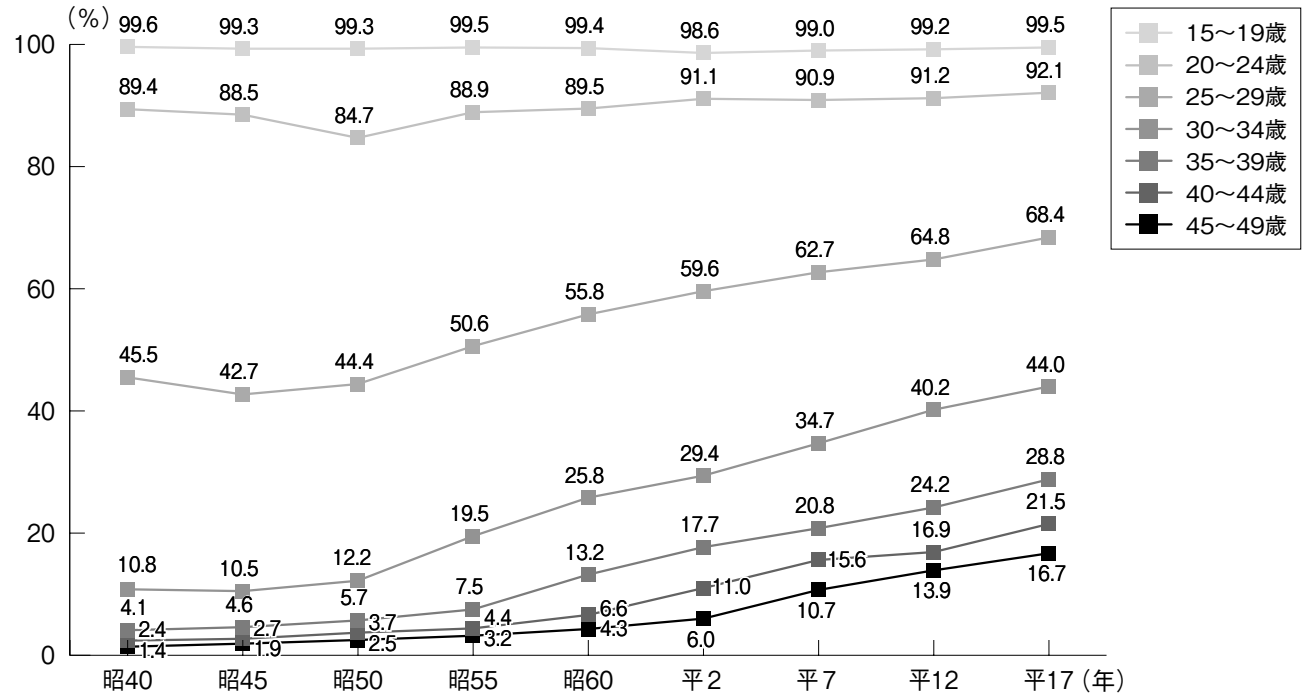

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図18　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、女性）

女性未婚率はすべての年齢階級で上昇。平成17年は25～29歳女性の約６割が未婚。昭和40年から平成17年にかけて25～29歳女性の未婚率の上昇は男性の約２倍。だが、すべての年齢階級で未婚率は男性より低い

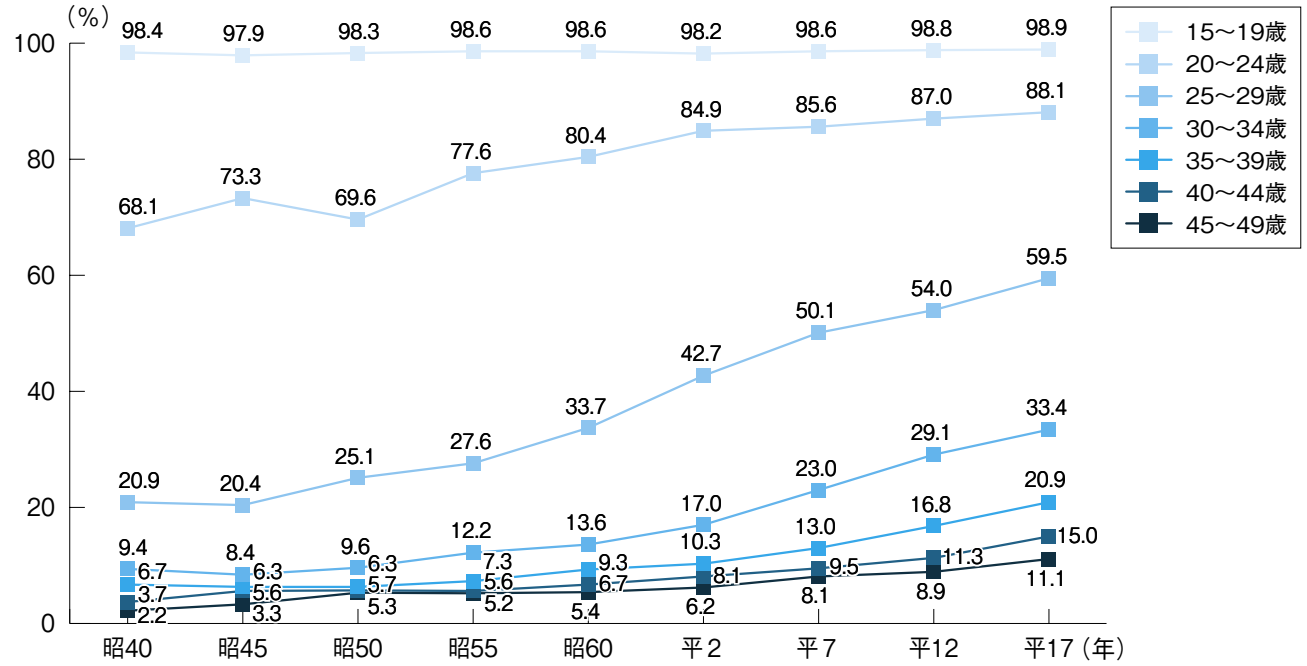

（注）未婚率=年齢階級別未婚者数／年齢階級別人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図19 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもよい」という考え方について（北九州市、全国）

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもよい」に「賛成」は、北九州市女性57.2%、男性44.4%で、全国同様女性のほうが高い。「賛成」の男女差は北九州市12.8ポイント、全国4.8ポイントで、全国の約３倍

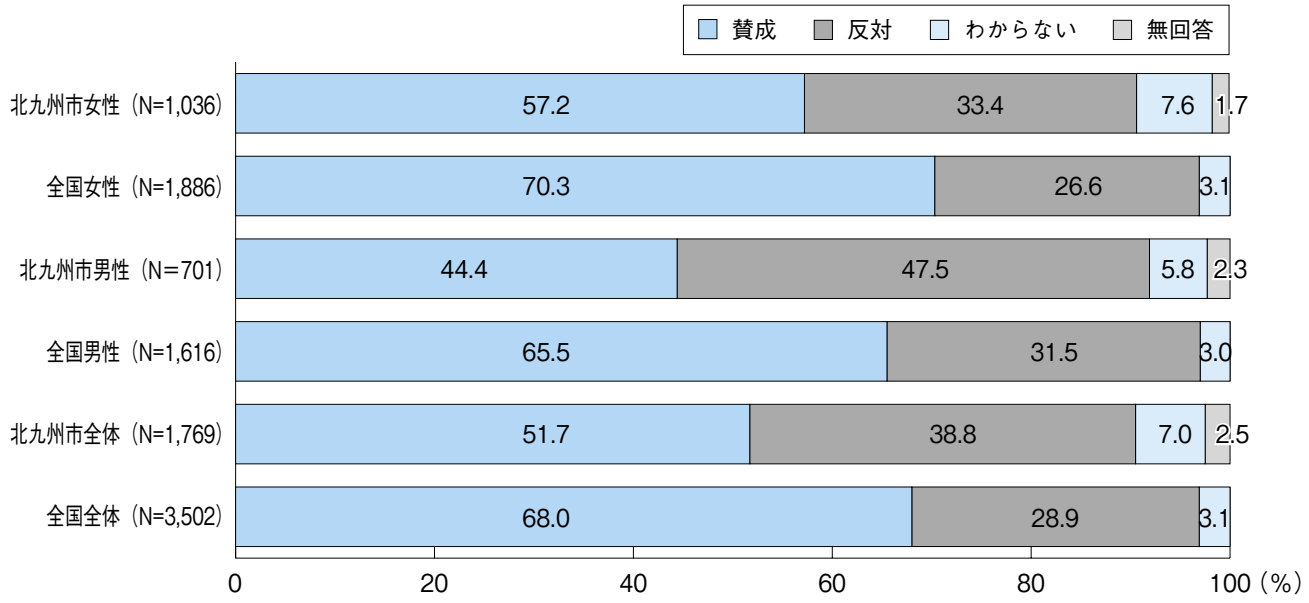

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図20 「夫婦が別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できるようにすべきだ」という考え方について（北九州市、全国）

夫婦別姓に「賛成」は、北九州市女性32.5%、男性24.8%、全国女性68.1%、男性61.8%。男女差は北九州市、全国ともに小さく、全国との差は男女とも大きい

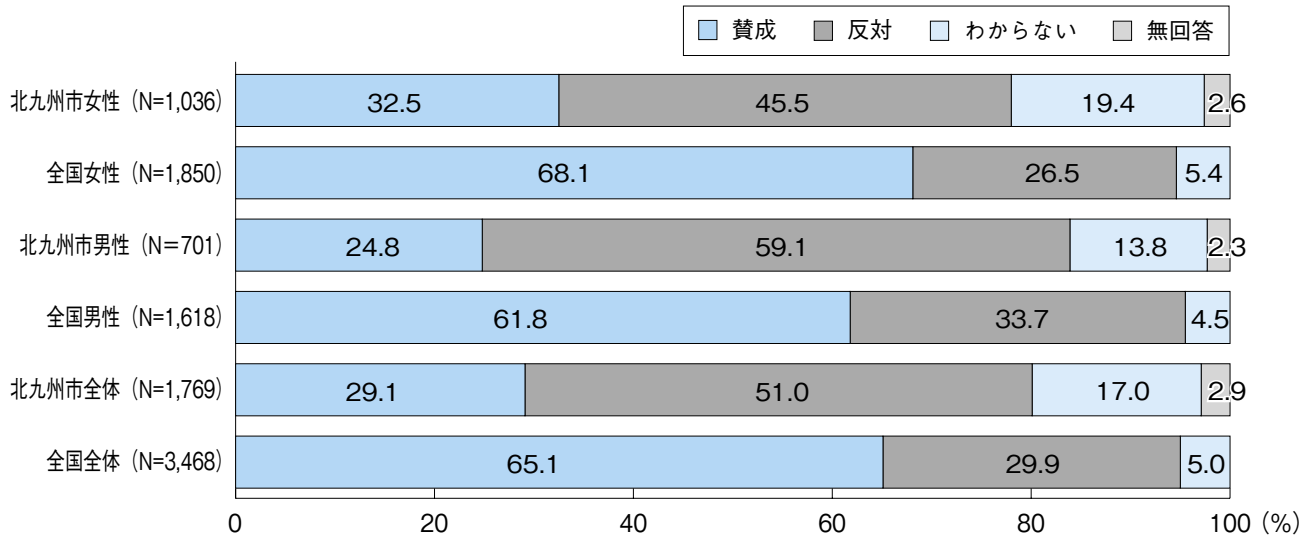

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
全国調査については、「…現在の法律を改める必要はない」を「反対」とし、「…法律を改めてもかまわない」と「…法律を改めることについてはかまわない」の合計を「賛成」とした。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『選択的夫婦別氏制度に関する世論調査報告書』（平成13年５月調査）

図21　「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方について（北九州市、全国）

「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」に「賛成」は、全国同様女性のほうが高い

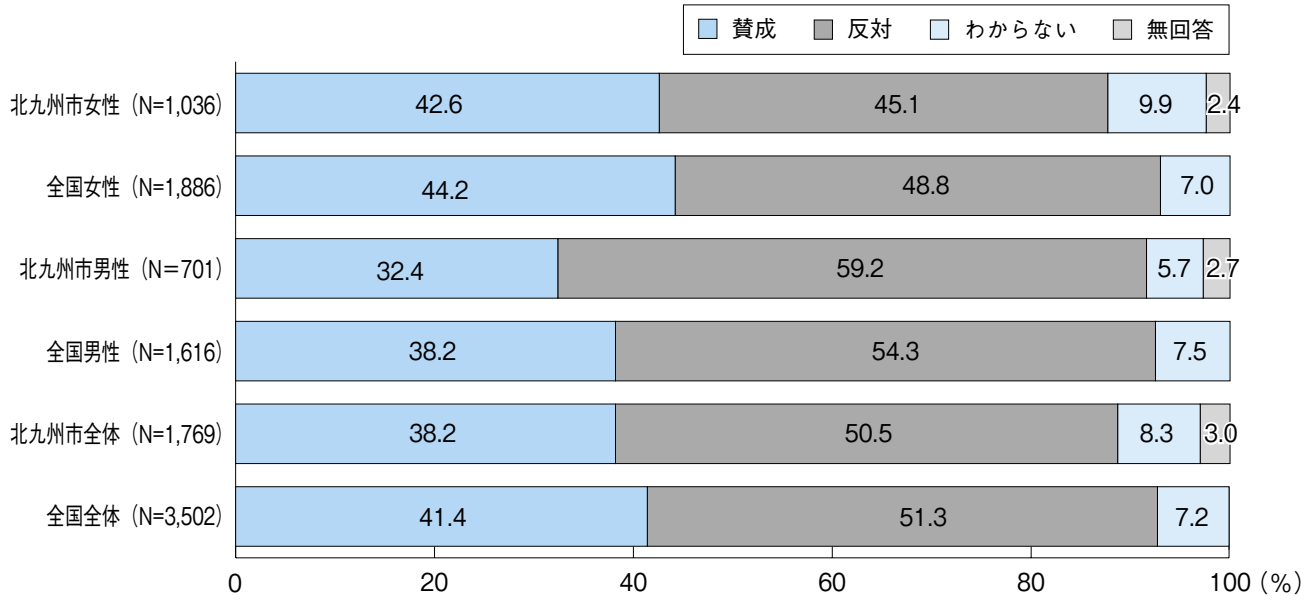

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図22　「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について（北九州市、全国）

「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」に「賛成」は、北九州市女性46.7%、男性39.7%で、男女とも５割を切る。「賛成」の男女差は7.0ポイントで全国の２倍

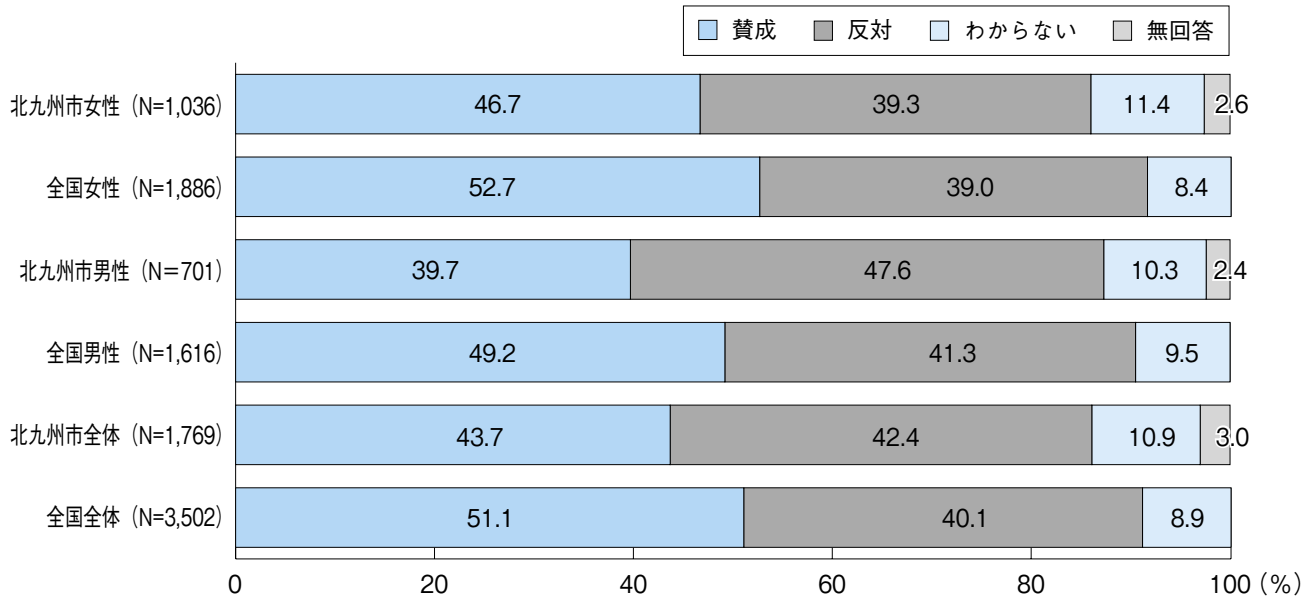

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図23 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について（北九州市、全国）

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」に「賛成」は、約６割（全体57.5%、女性52.2%、男性65.5%）、全国は５割を切る（全体45.2%、女性41.2%、男性49.7%）

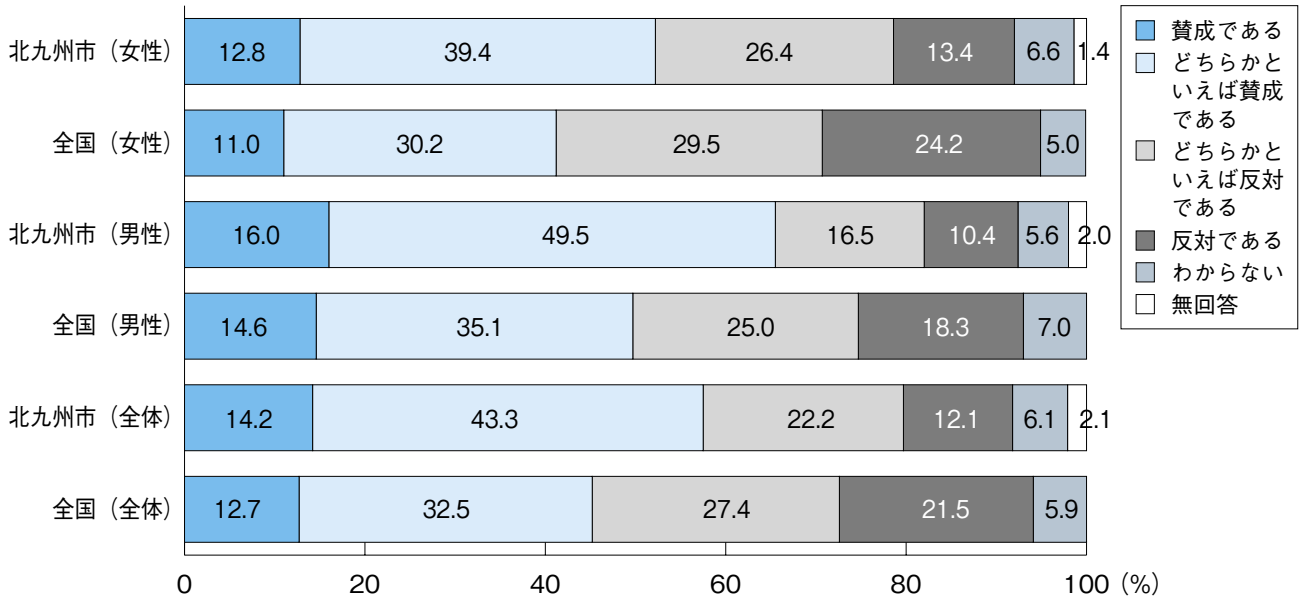

（注）北九州市（N=1,769）、女性（N=1,036）、男性（N=701）
　　全国（N=3,502）、女性（N=1,886）、男性（N=1,616）
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）
　　内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図24　女性が職業を持つことについての考え方（北九州市、全国）

北九州市女性の職業意識は「中断」志向（63.3%）、全国女性は「継続」志向（41.9%）

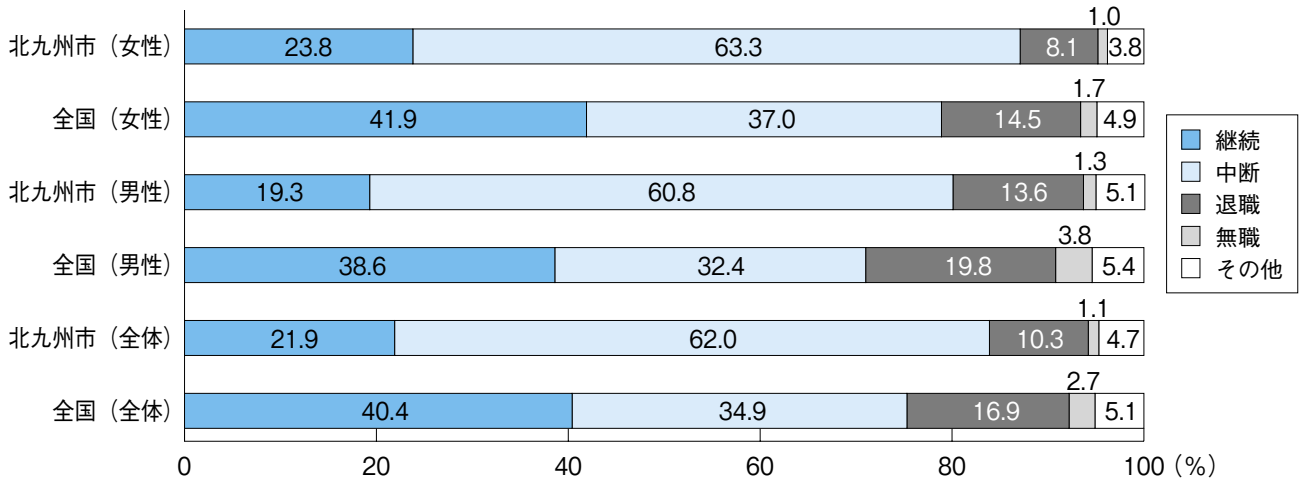

（注）継続「女性はずっと職業を持っているほうがよい」
　　中断「女性は子どもができたら職業を中断し、手がかからなくなって再び持つほうがよい」
　　退職「女性は結婚する（子どもができる）まで職業を持ち、あとは持たないほうがよい」
　　無職「女性は職業を持たないほうがよい」
　　その他（わからない、無回答）
　　北九州市（N＝1,769）、女性（N＝1,036）、男性（N＝701）。全国（N＝3,502）、女性（N＝1,886）、男性（N＝1,616）
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
　　内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図25　家庭内の仕事分担（北九州市、平成18年）

生活費の主たる稼ぎ手は夫（77.5%）、家事などの主たる担い手は妻（家事89.8%、子育て54.2%、介護29.9%）。家計管理は圧倒的に妻の役割（82.9%）

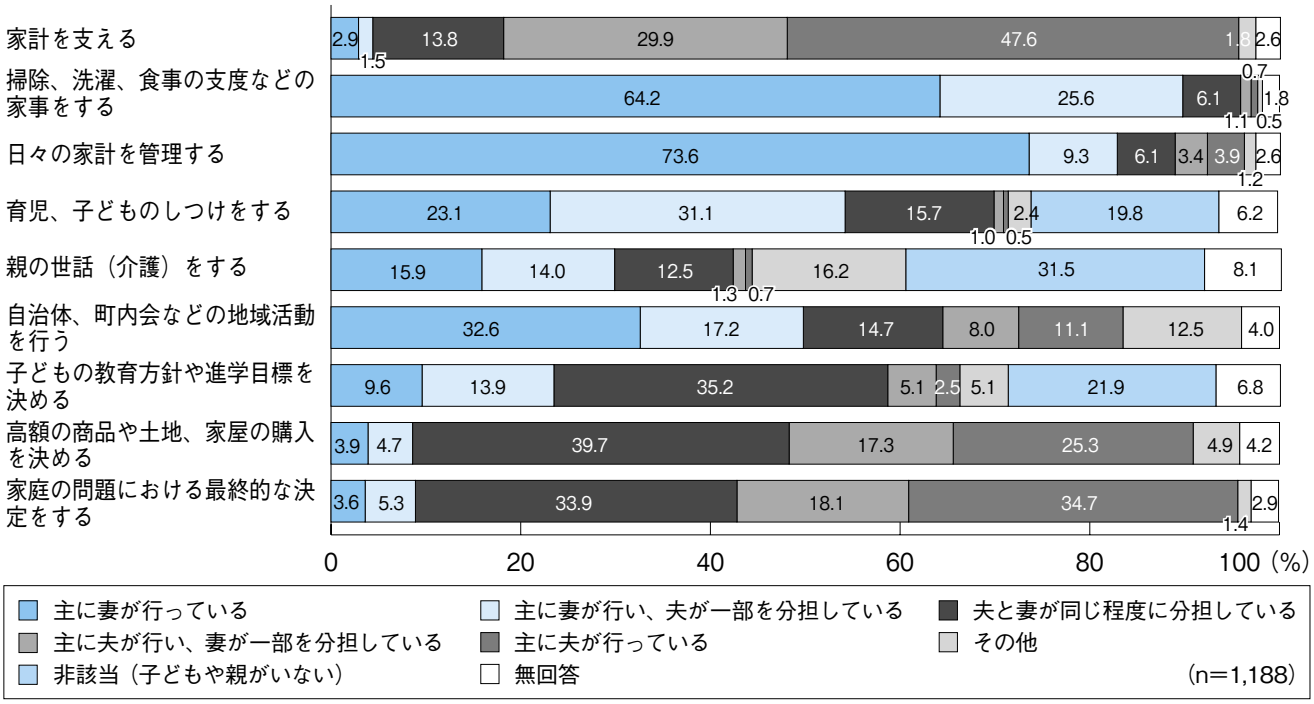

（資料）北九州市総務市局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成18年３月）

図26　女性無業者の非就業希望理由（北九州市、全国、平成19年）

25～44歳女性無業者の最大の非就職理由は、全国同様「子育て」。45～54歳無業女性は「特に理由はない」（34.6%）

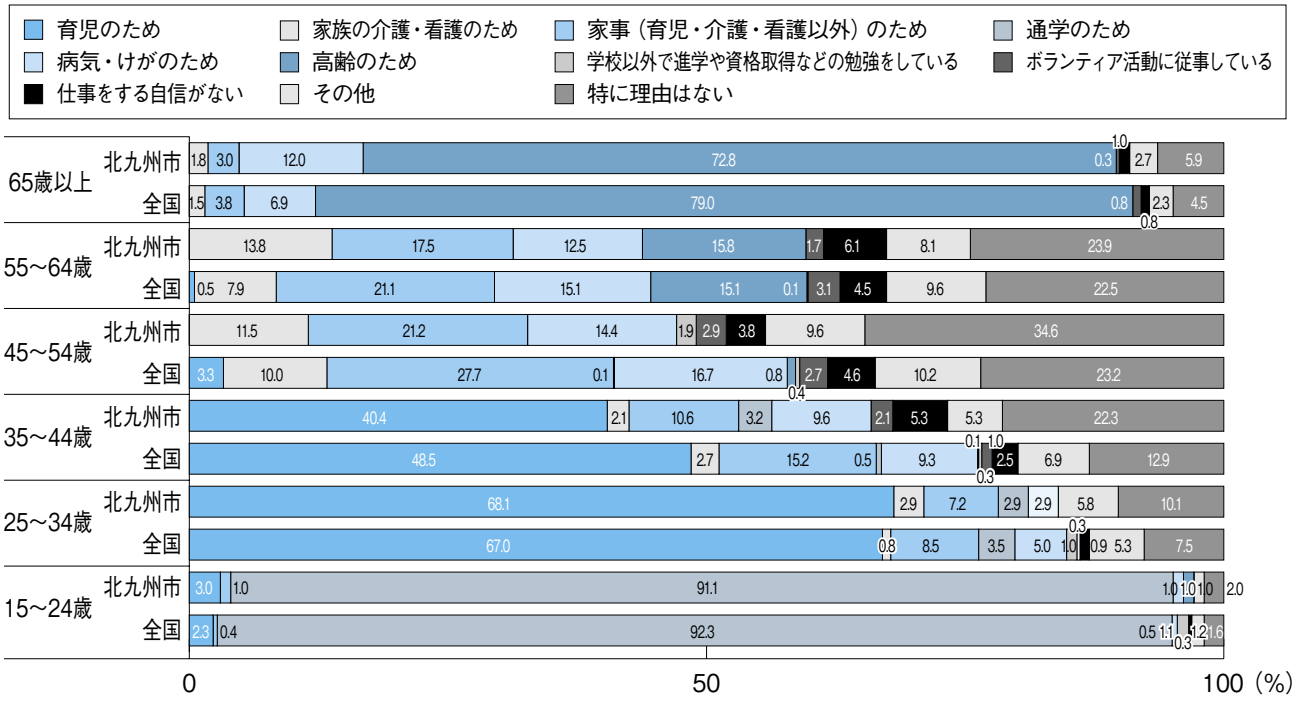

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図27　15歳以上人口における労働力人口および女性割合の推移（北九州市、全国）

労働力人口は、女性は増加、男性は減少。女性割合は近年全国値を上回り、平成17年は４割強

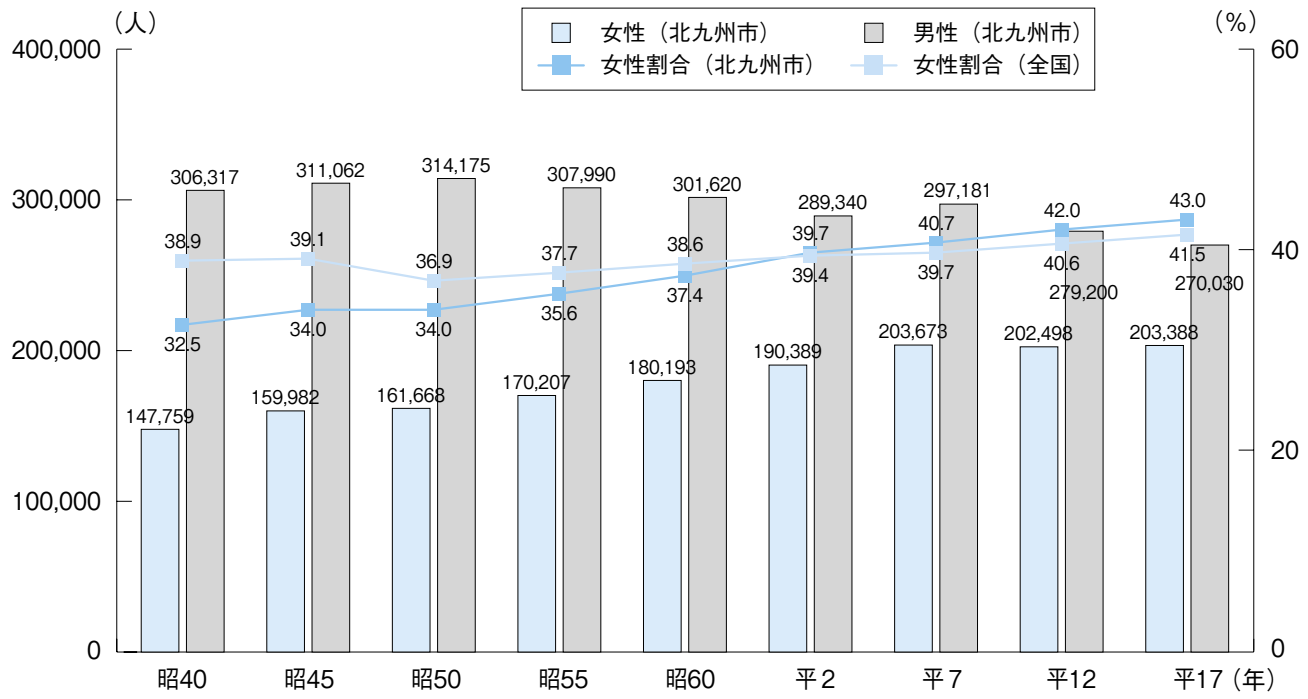

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図28　労働力率の推移（北九州市、全国）

労働力率は全国値より低く推移し、男性は減少、女性は上昇。男女差縮小

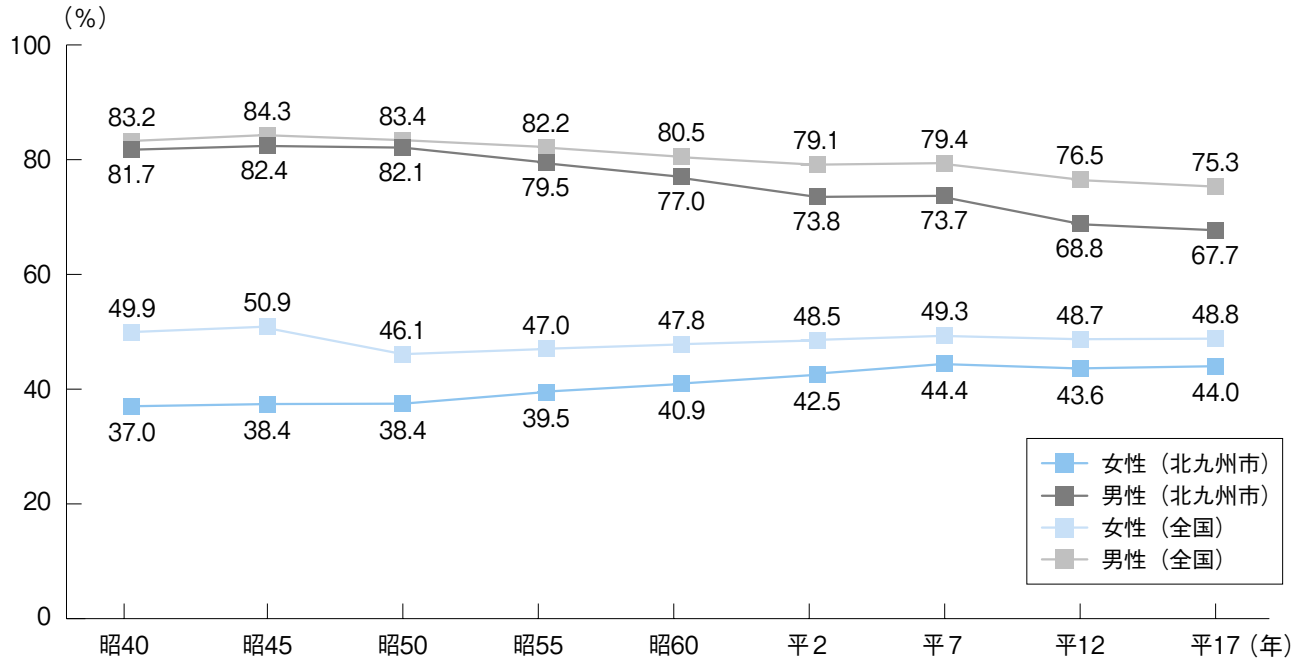

（注）労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者＋失業者)の割合。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図29　年齢階級別労働力率（北九州市、全国、平成17年）

年齢階級別労働力率は、全国同様、女性は30～34歳を谷とするM字型、男性は台形。労働力率はいずれの年齢も全国のほうが高い

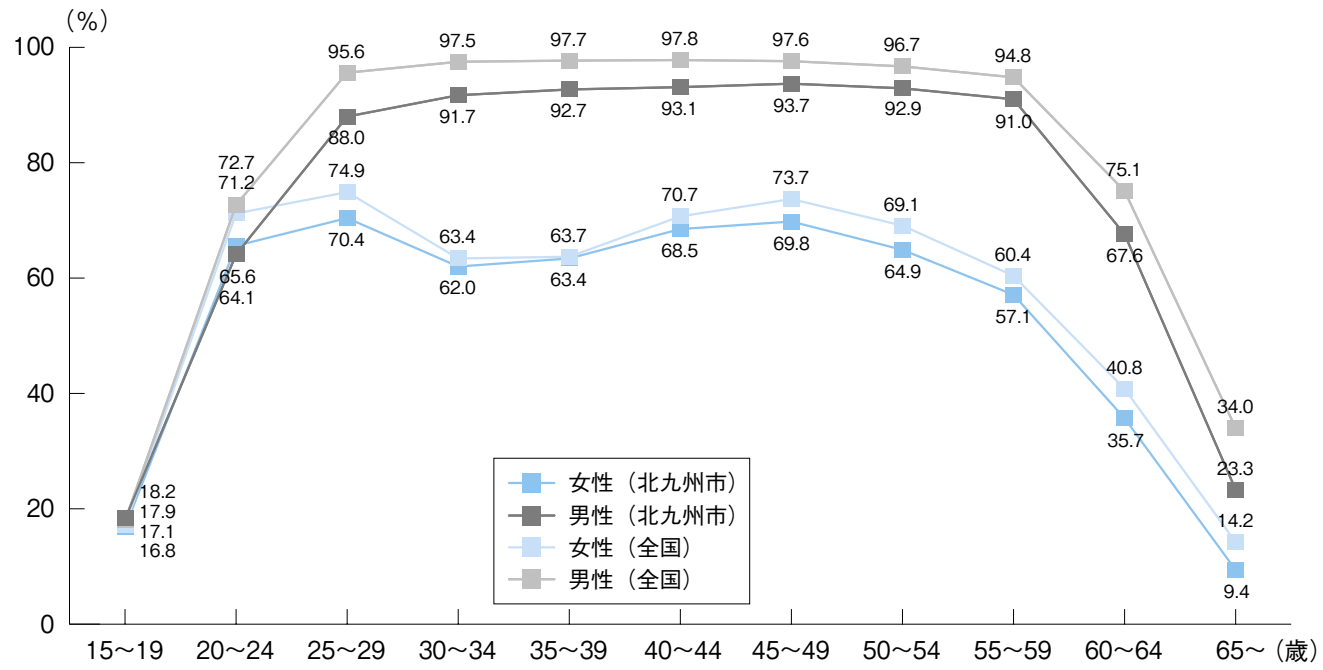

（注）労働力状態には「不詳」を含む。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図30　失業率の推移（北九州市、全国）

失業率は男女とも全国値を大きく上回って推移。男女差も全国より大きい

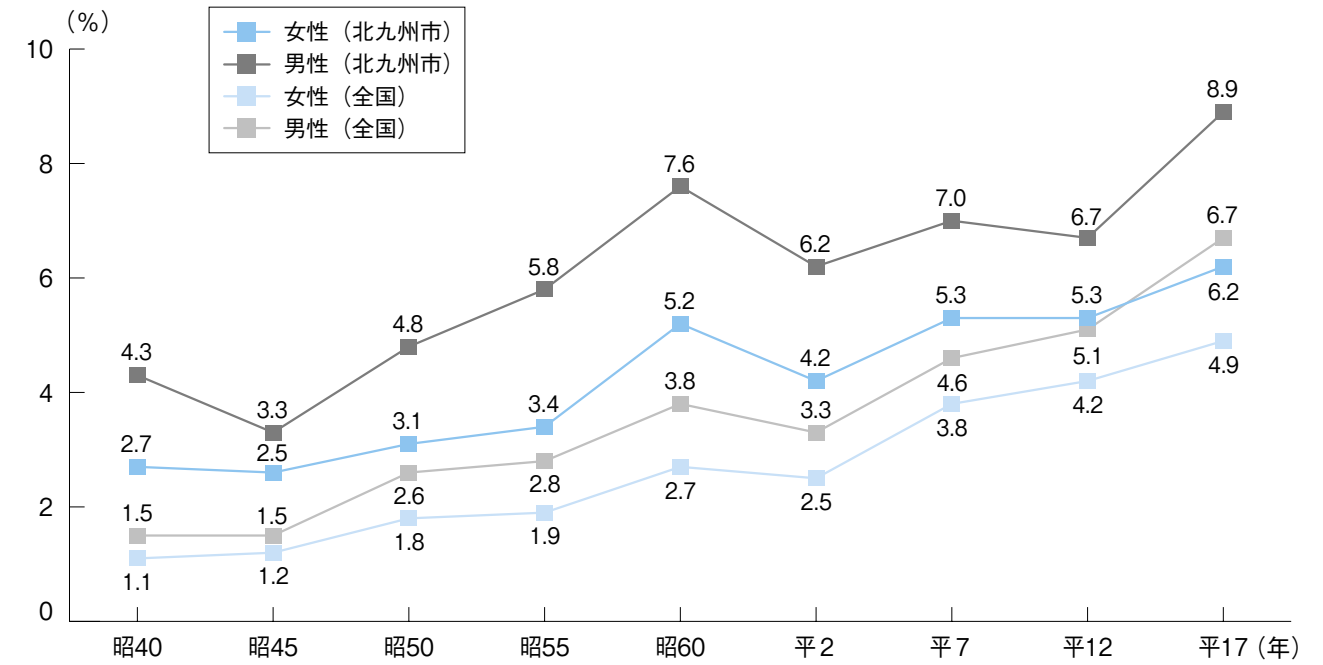

（注）失業率＝完全失業者(就業しておらず、かつ就職活動をしている失業者)／労働力人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図31　女性の年齢階級別労働力率の推移（北九州市）

女性の労働力率M字カーブはほとんどの年齢階級で底上げ傾向、年齢階級格差が縮小。第１の山は「20～24歳」から「25～29歳」へ、第２の山は「40～44歳」から「45～49歳」へ移動。谷は不動の「30～34歳」

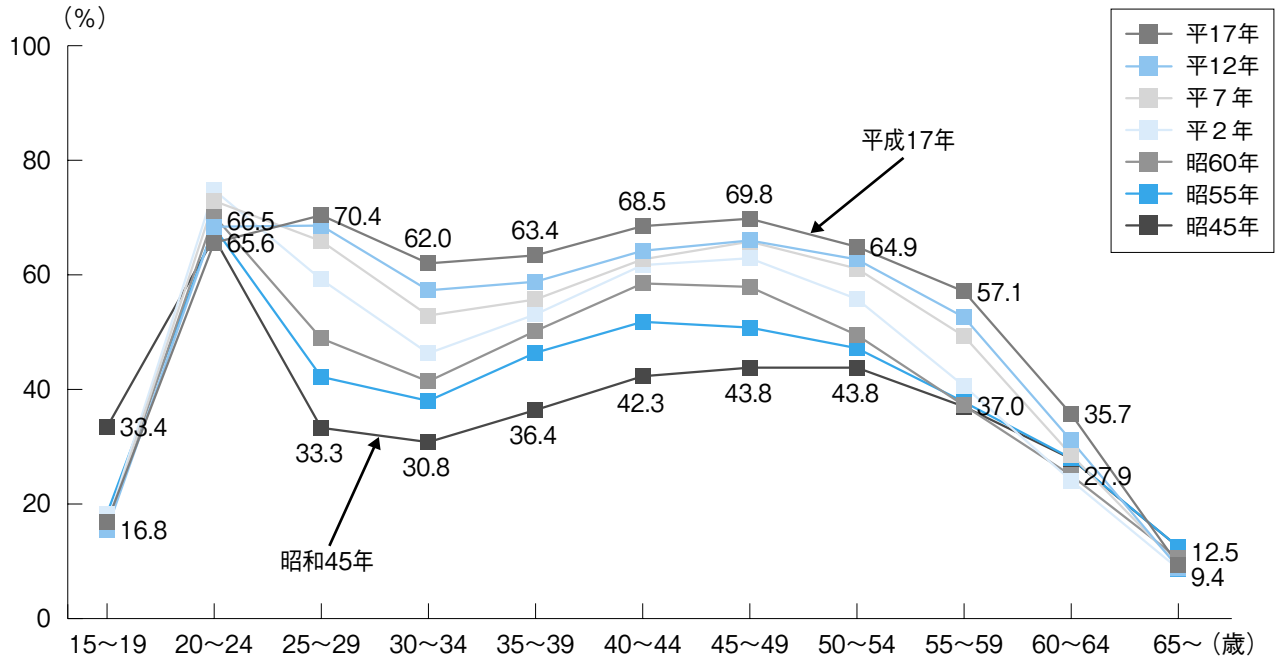

年齢＼年	昭45年	昭55年	昭60年	平２年	平７年	平12年	平17年
15～19	33.4	18.3	16.2	16.5	15.9	15.5	16.8
20～24	66.5	68.3	70.3	74.8	72.9	68.4	65.6
25～29	33.3	42.2	48.9	59.2	65.9	68.6	70.4
30～34	30.8	38.0	41.4	46.3	52.9	57.3	62.0
35～39	36.4	46.4	50.2	53.1	55.7	58.8	63.4
40～44	42.3	51.8	58.5	61.7	62.7	64.2	68.5
45～49	43.8	50.8	57.9	62.9	65.8	66.0	69.8
50～54	43.8	47.2	49.5	55.8	61.1	62.7	64.9
55～59	37.0	37.8	37.2	40.6	49.3	52.6	57.1
60～64	27.9	28.0	25.0	24.1	28.6	31.1	35.7
65歳以上	12.5	12.5	10.5	8.7	9.4	8.9	9.4

（注）昭和40年、50年のデータは不明。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図32　雇用者数および女性割合の推移（北九州市、全国）

雇用者の女性割合は全国を２ポイント前後上回りつつ漸増。平成19年は、女性44.9％（188,500人）、男性55.1％（231,000人）で、男女差10.2ポイント

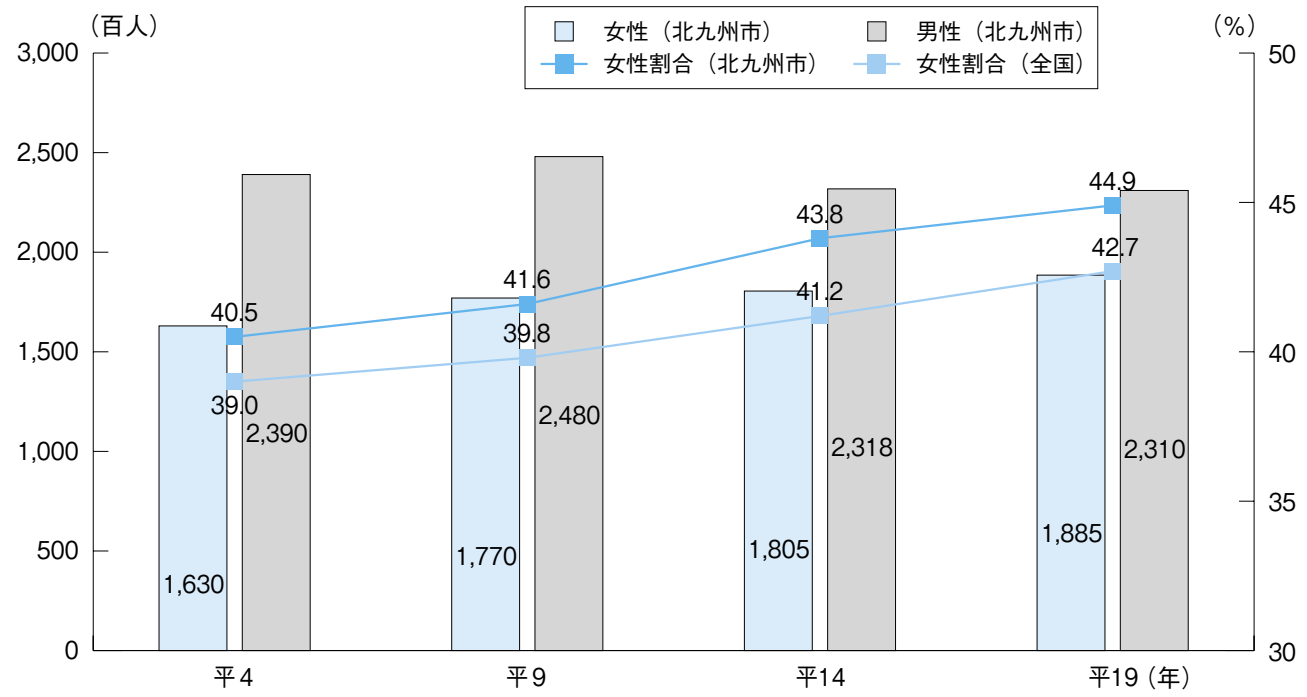

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図33　年齢階級別雇用者数の推移（北九州市）

平成19年の雇用者数は、25～64歳のいずれの年齢階級も女性約４万人前後、男性５万人前後。年齢階級間の差縮小

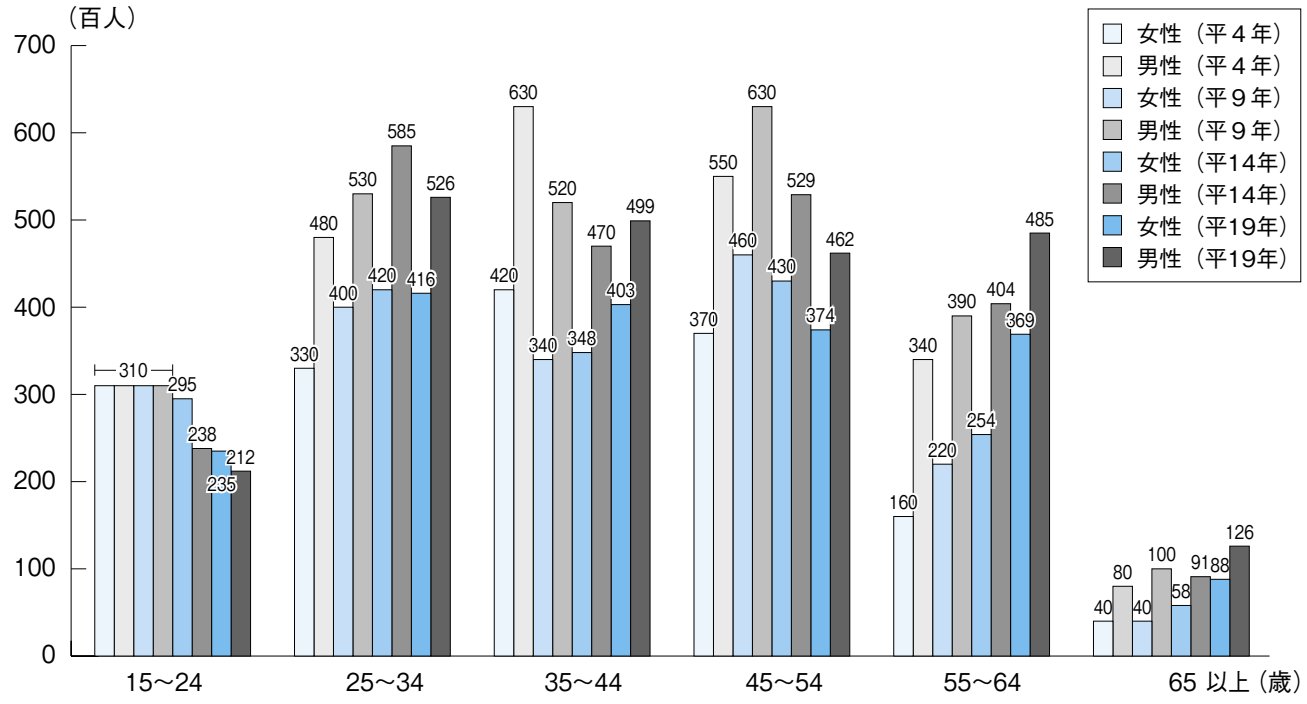

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図34　性別、年齢階級別、雇用形態別従業員構成（北九州市、平成20年）

女性の雇用形態は25～34歳から45～54歳にかけて大きく変化。男性はほぼ変わらず。女性35～44歳の正規雇用は25～34歳の約66%に減少し、パートは1.7倍に。女性45～54歳は非正規雇用がさらに増加し、６割に

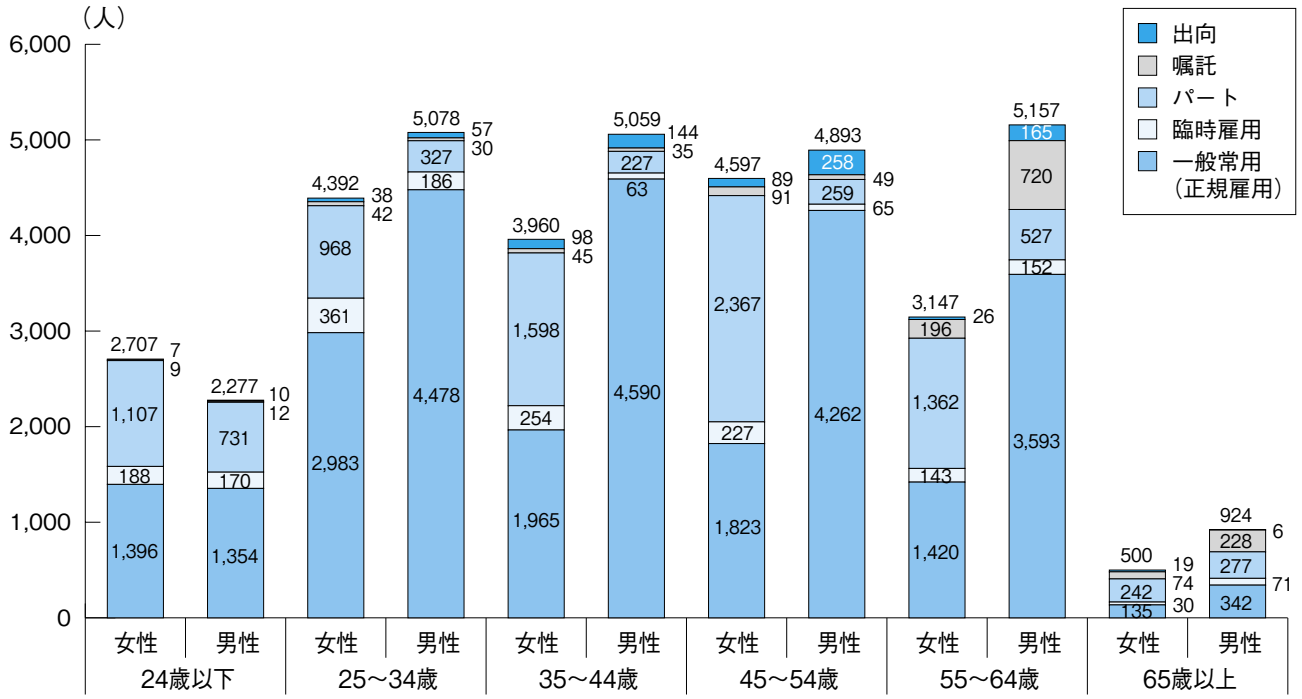

（資料）北九州市産業学術振興局雇用開発課『平成19年度北九州市雇用動向調査報告書』（平成20年１月調査）

図35　パート・アルバイト数および女性割合の推移（北九州市、全国）

女性雇用者に占めるパート･アルバイトの割合は、全国値より高く４割前後で推移。近年、男性のパート･アルバイトも増加傾向

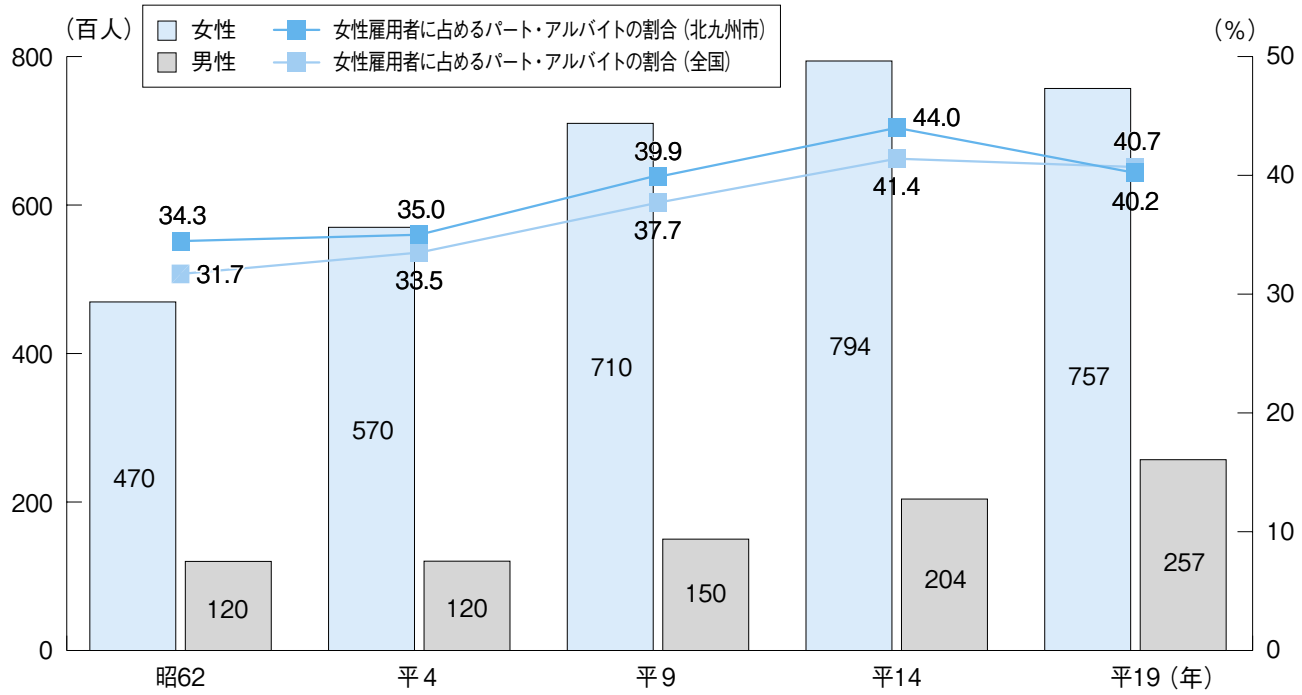

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図36　雇用形態別、年齢階級別雇用者比率の推移（北九州市、全国）

女性25～34歳は非正規雇用比率が上昇。35～44歳は正規･非正規比率差が拡大、全国は僅差を維持。男性25～34歳の正規雇用比率は減少、平成19年は72.9%、全国より10.5ポイント低い

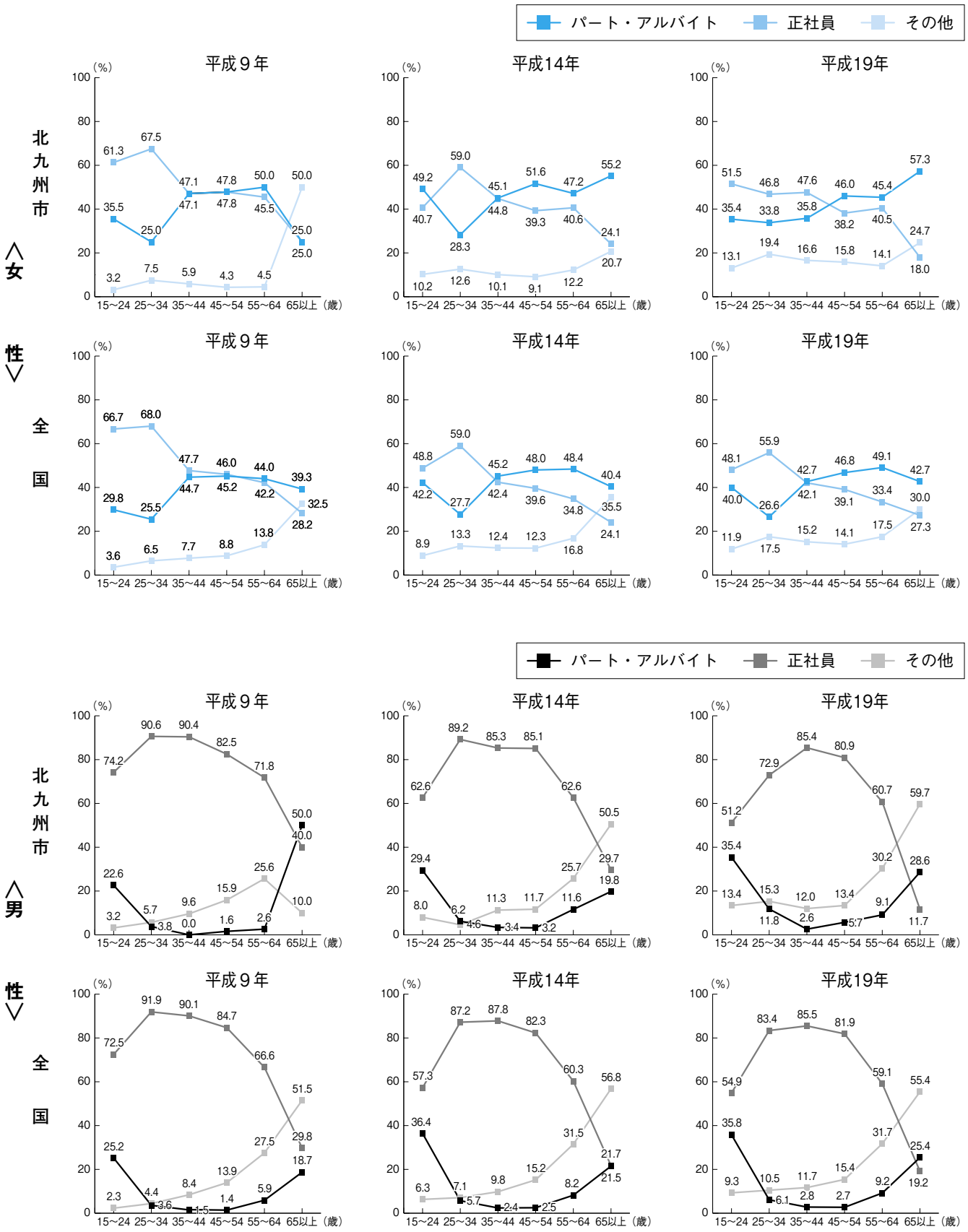

（注）「その他」は会社などの役員、労働者派遣事務所の派遣社員、契約社員、嘱託など。
（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図37　産業３分類男女別就業者割合の推移（北九州市）

男女とも第１次、第２次産業人口割合は減少、第３次産業は増加。平成17年第３次産業の女性人口割合は、男性の1.4倍

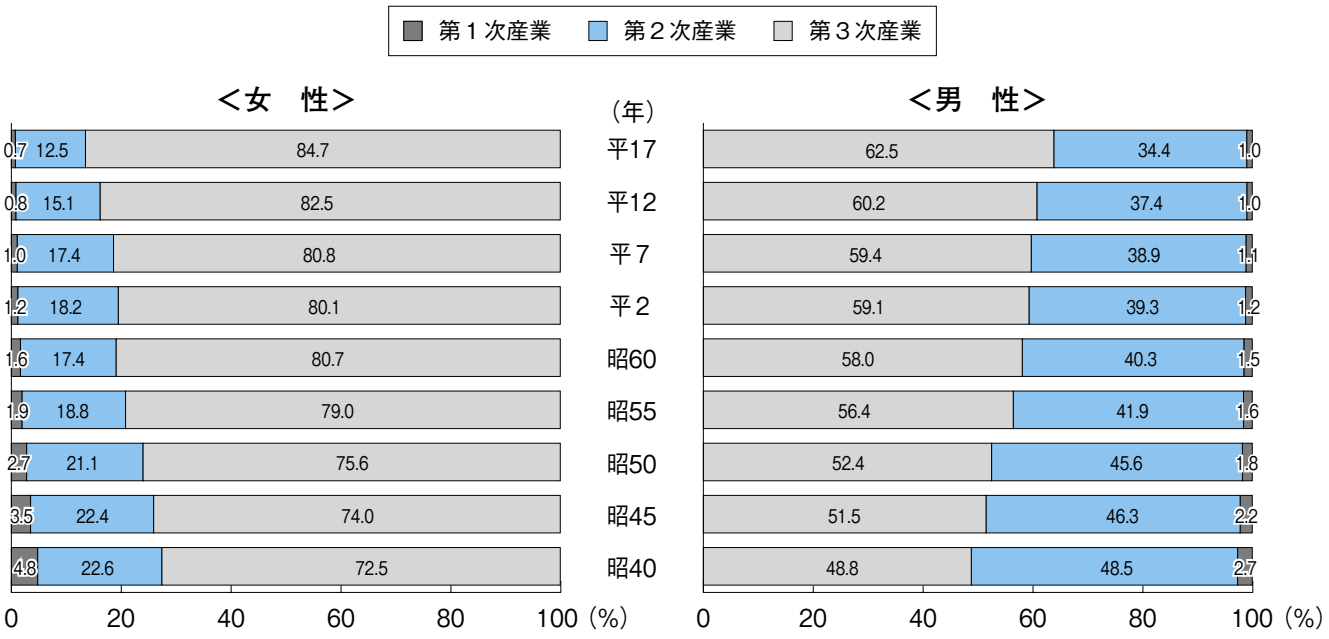

（注）就業者数には「分類不能の産業」への就業者が含まれるが、第１次～第３次のいずれの産業にも該当しないため割合は示していない。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図38　北九州市シルバー人材センター会員数および就業率の推移

平成20年の女性会員は944人（31.1%）で、男性会員2,091人（68.9%）の半数以下。就業率は女性79.1%、男性71.7%で、女性のほうが高い

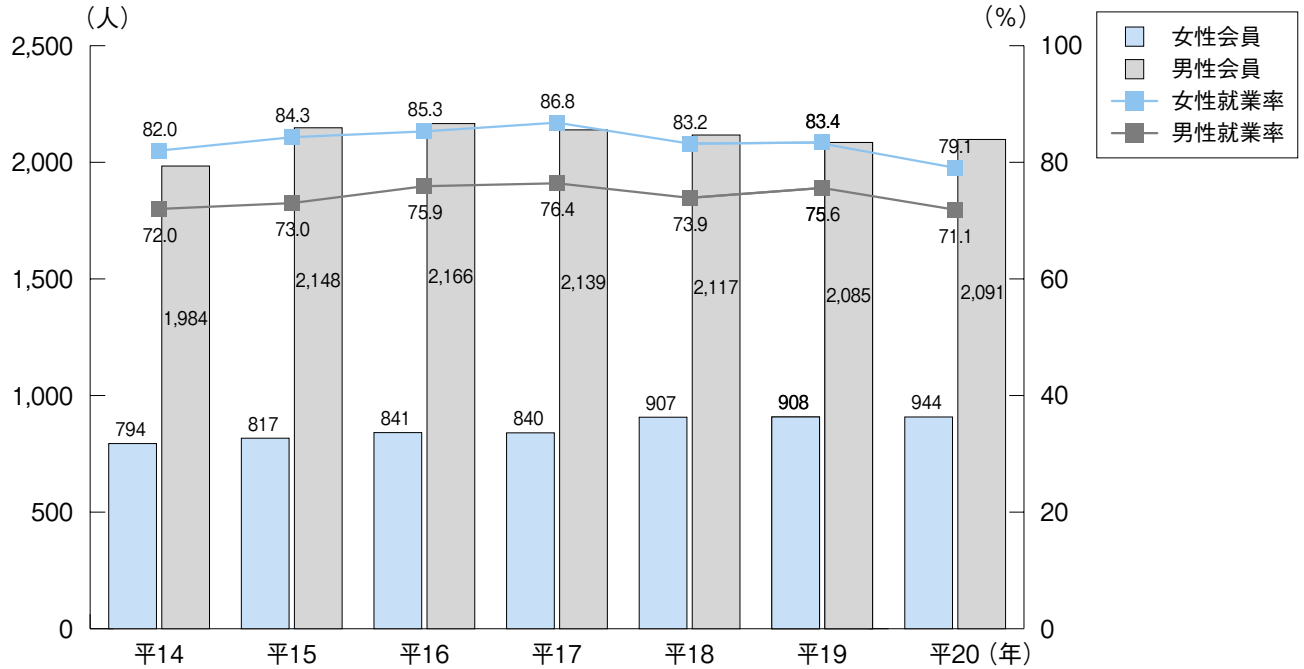

（注）就業率（%）＝女（男）性就業実人数／女（男）性会員数×100。平成20年のデータは３月末現在。
（資料）社団法人北九州市シルバー人材センター

図39　産業、従業上の地位、雇用形態の状況（北九州市女性、平成14年）

女性の正規雇用比率が高い産業は、金融･保険業78.5%、運輸業72.1%。非正規雇用比率が高い産業は、飲食店･宿泊業80.3%、卸売･小売業63.0%、製造業50.9%

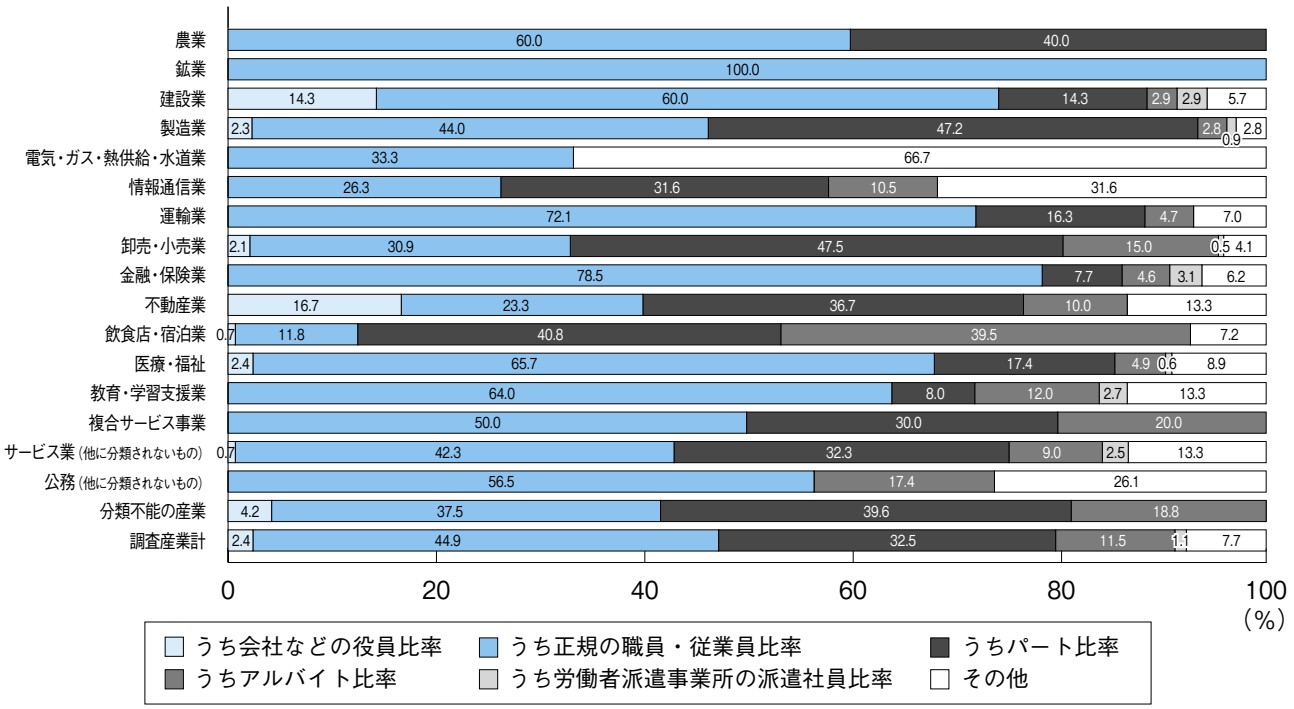

（注）「その他」には「うち契約社員・嘱託」と「うち、その他」を含む。「林業」「漁業」はデータなし。
（資料）総務省統計局『平成14年就業構造基本調査』

図40　産業、従業上の地位、雇用形態の状況（北九州市男性、平成14年）

男性の正規雇用比率は、女性の非正規雇用比率の高い飲食店･宿泊業、卸売･小売業でも約７割、それ以外の産業では農業を除き８～10割

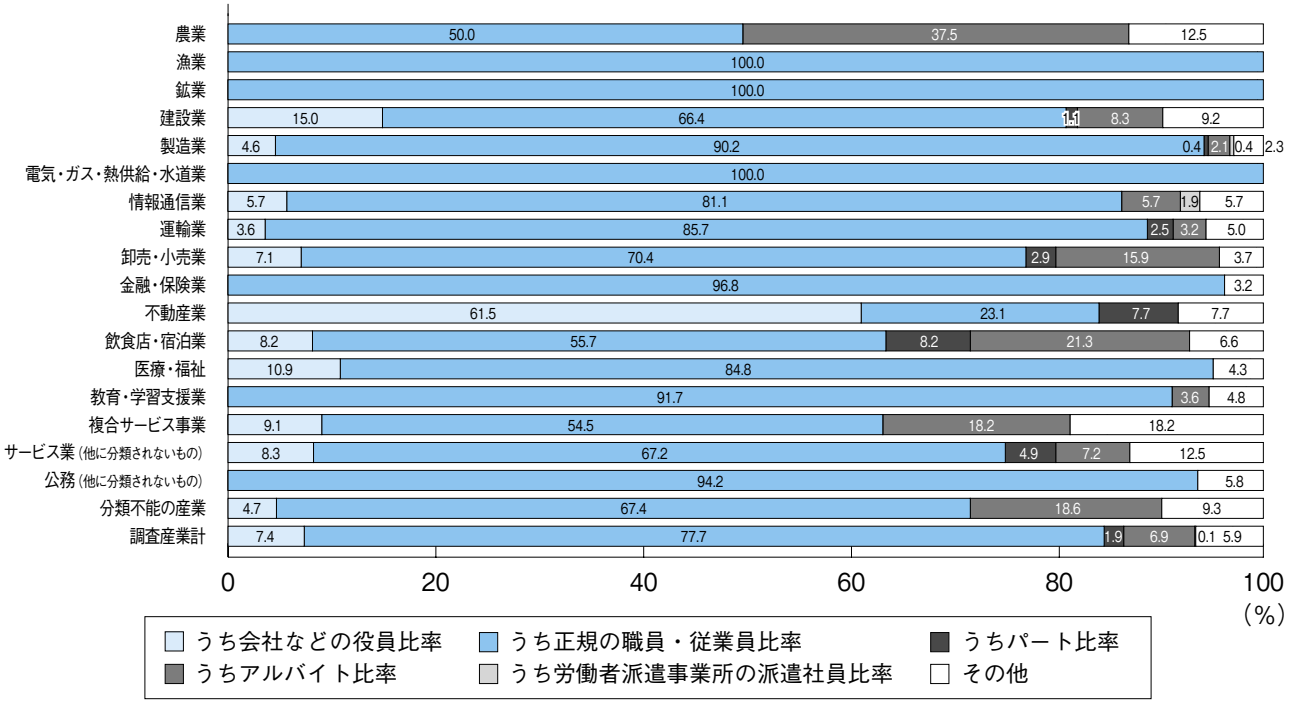

（注）「その他」には「うち契約社員・嘱託」と「うち、その他」を含む。「林業」はデータなし。
（資料）総務省統計局『平成14年就業構造基本調査』

図41　基本となる給与の推移（北九州市、30歳）

30歳雇用者の基本となる給与は、いずれの学卒･職種においても男性のほうが高く推移。男女格差の最大は高卒･営業部門の25,200円、最少は大卒･技術部門の7,800円

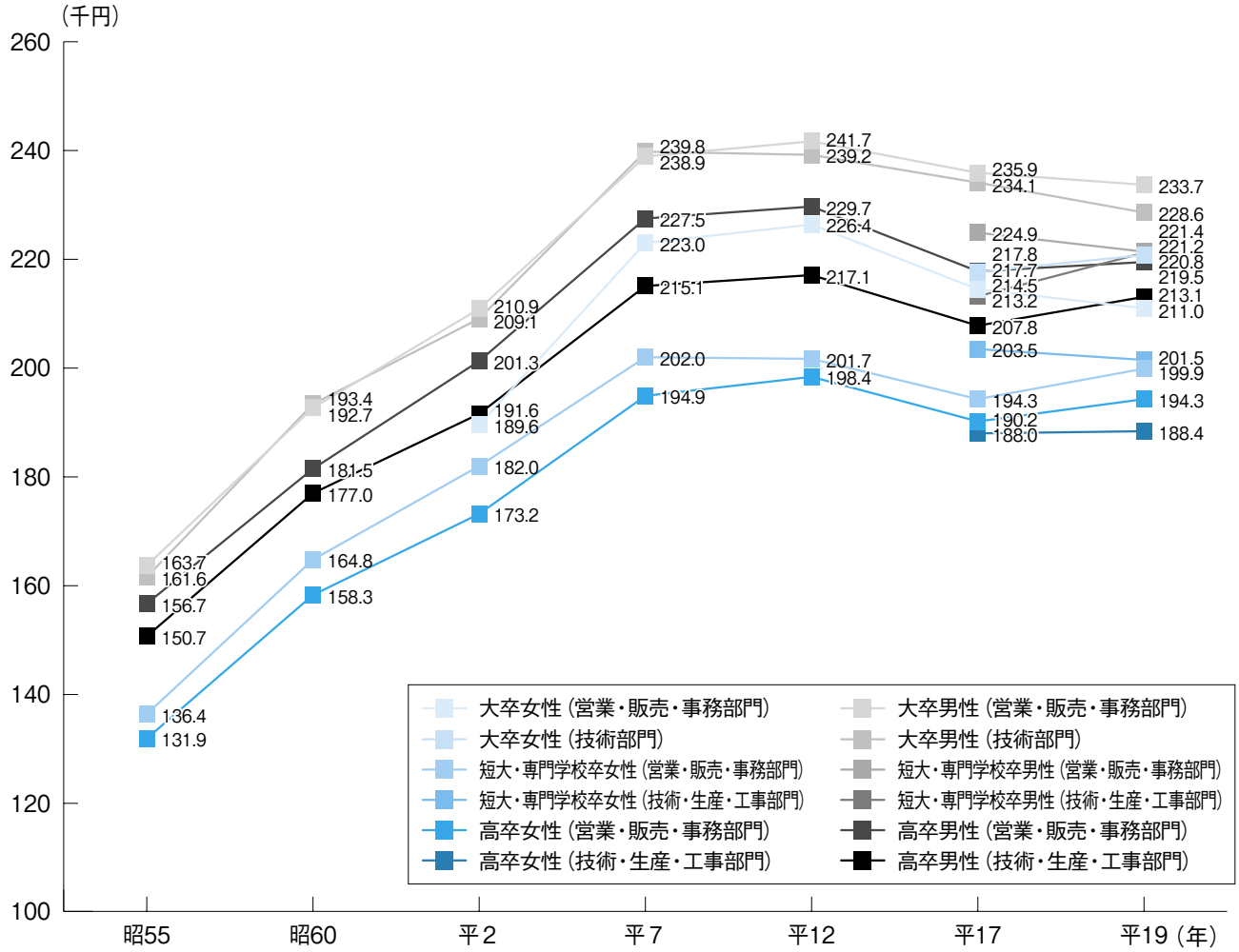

（注）「基本となる給与」とは、所定内労働時間給与から生活手当（家族手当、住宅手当など）を除いた一切の現金支給額。なお、賞与、時間外手当（超過勤務手当、休日出勤手当など）、通勤手当は所定内労働時間給与に含まない。
平成17年以降、販売・事務部門に営業が含まれる。
（資料）北九州商工会議所『北九州の賃金』

図42　年齢別、学卒別、部門別基本となる給与（北九州市、平成19年）

どの年齢、学卒、部門においても女性の基本給与は男性より低く、年齢が上がるほど差は拡大。男女格差の最大は、22歳、60歳で、いずれも高卒（営業・販売・事務部門）、格差最少はいずれも大卒（営業・販売・事務部門）

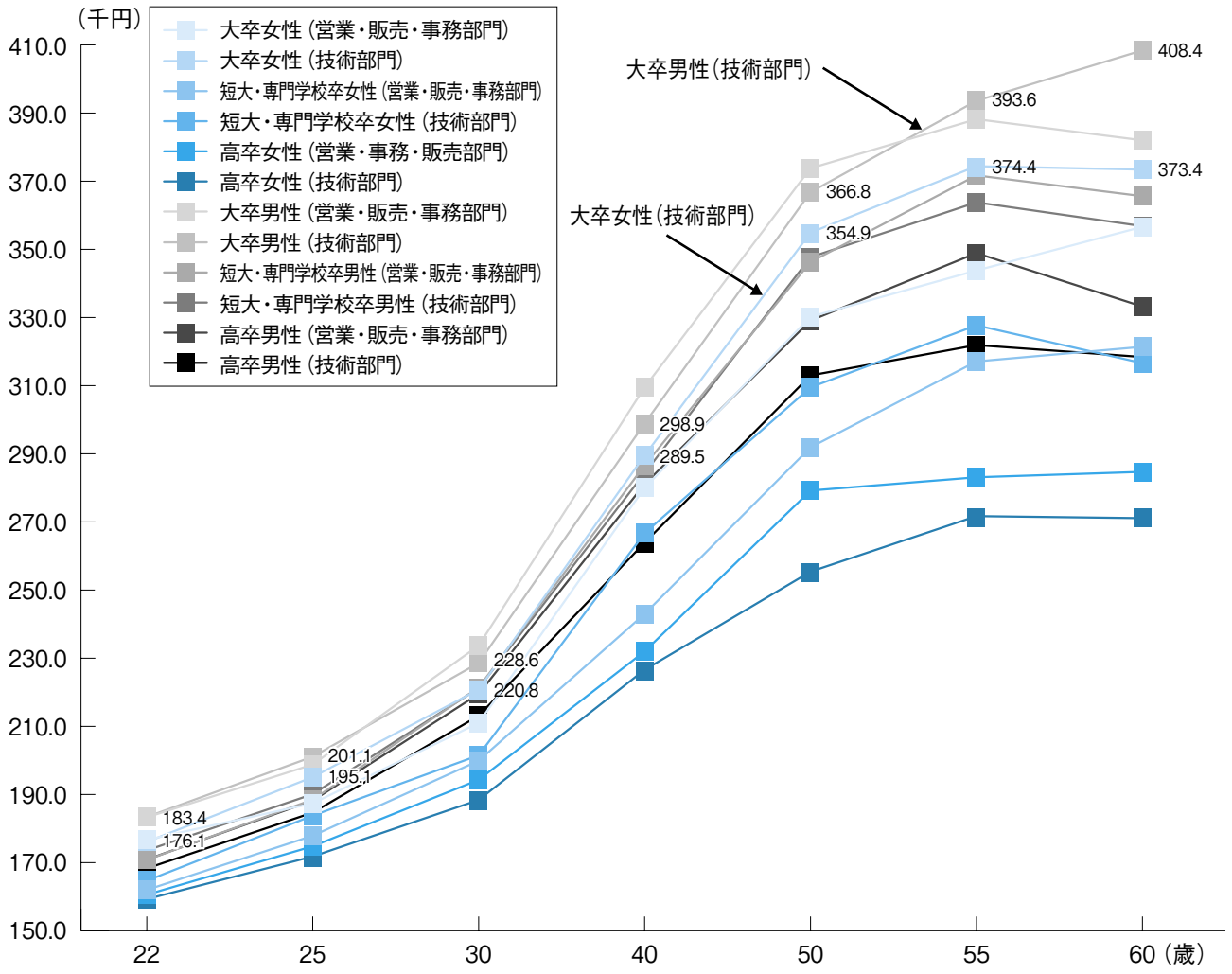

（単位円）

年齢（歳）	女性						男性					
	大学卒		短大・専門学校卒		高校卒		大学卒		短大・専門学校卒		高校卒	
	営業・販売・事務部門	技術部門	営業・販売・事務部門	技術部門	営業・販売・事務部門	技術部門	営業・販売・事務部門	技術部門	営業・販売・事務部門	技術部門	営業・販売・事務部門	技術部門
22	176,658	176,110	161,960	164,737	160,622	159,283	183,302	183,440	170,777	173,575	170,887	168,308
25	187,427	195,126	177,921	183,761	174,767	171,837	198,764	201,148	188,547	190,145	188,199	184,655
30	211,048	220,788	199,856	201,451	194,255	188,388	233,686	228,624	221,362	221,248	219,480	213,106
40	279,961	289,546	242,986	266,687	232,015	226,633	309,534	298,916	286,591	284,332	281,122	263,904
50	330,168	354,936	291,926	309,453	279,185	255,380	373,804	366,755	346,303	347,720	329,080	313,016
55	343,806	374,376	317,054	327,678	283,119	271,696	388,238	393,637	371,728	363,779	348,870	321,905
60	356,613	373,445	321,367	316,631	284,650	271,078	381,965	408,396	365,592	356,833	333,151	318,446

（注）「基本となる給与」とは、所定内労働時間給与から生活手当（家族手当、住宅手当など）、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当、賞与を除く一切の現金支給額。
（資料）北九州商工会議所『北九州の賃金2007』

図43　労働組合員数および女性割合の推移（北九州市）

労働組合員は男女とも減少。平成12年男性は昭和50年の半分以下。平成12年の女性比率は25.3%。男女差は依然として大

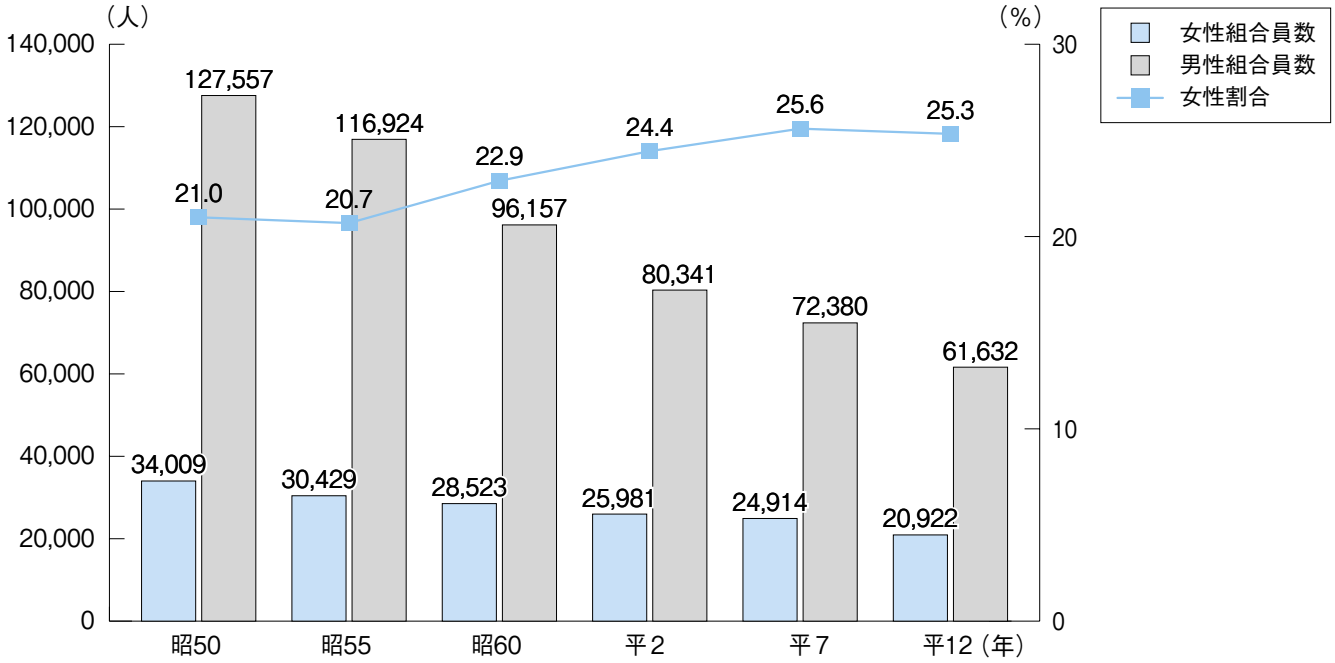

（注）平成20年６月30日現在残っているデータ。
（資料）福岡県北九州労働福祉事務所

図44　共働き・片働き（夫のみ）世帯数と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年）

全国同様、子どもの有無にかかわらず、共働き世帯のほうが多い

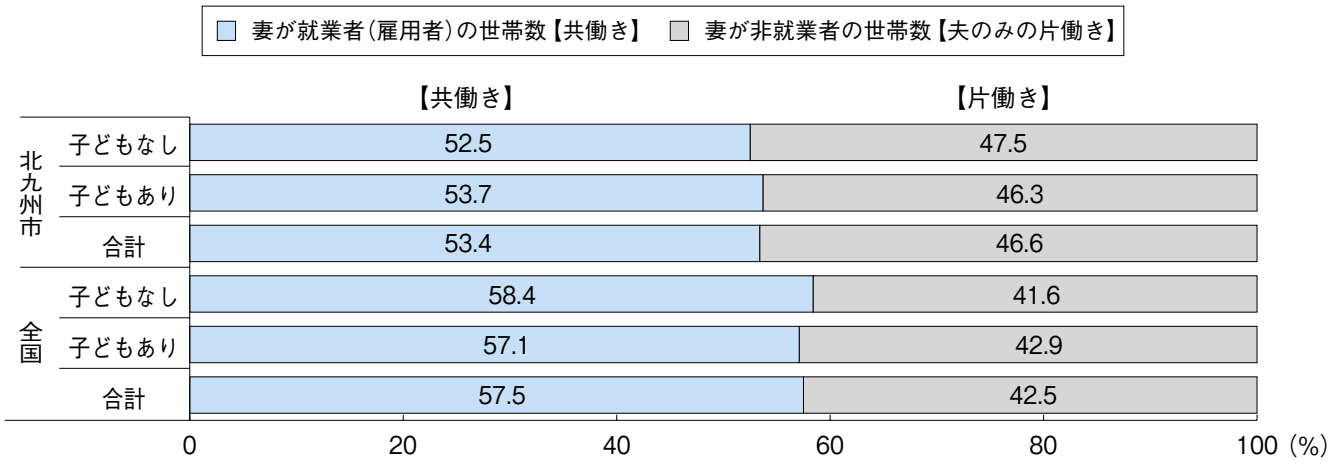

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図45　共働き・片働き（夫のみ）世帯のうち夫が雇用者の世帯数と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年）

北九州市の雇用者世帯は片働き世帯（夫のみ）のほうが多く、子どものいる世帯は共働き世帯が多い。全国は子どもの有無にかかわらず、共働き世帯のほうが多い

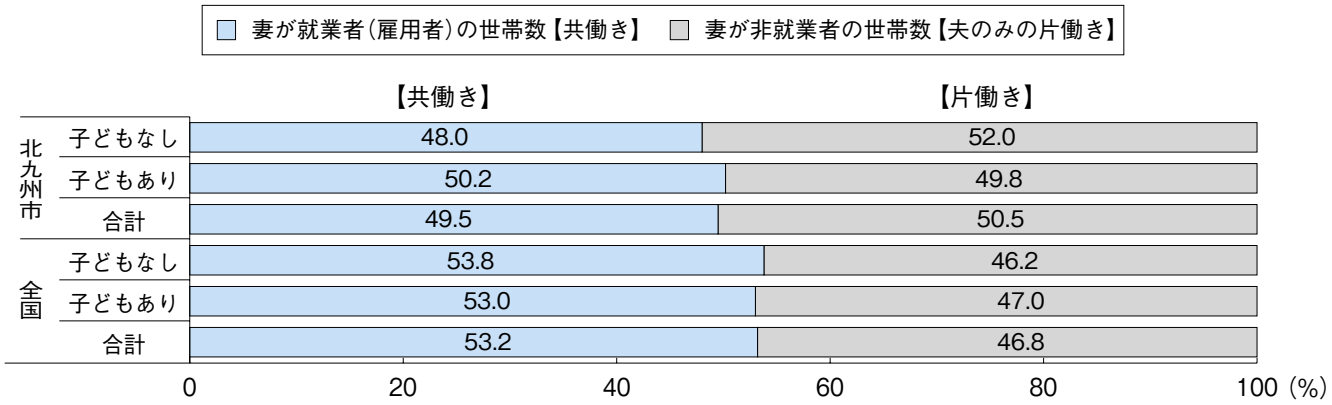

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図46　共働き・片働き（夫のみ）世帯で夫が雇用者のうち12歳以下の子どものいる世帯（北九州市、全国、平成17年）

夫が雇用者で12歳以下の子どものいる世帯は、全国同様、共働き世帯より片働き（夫のみ）世帯のほうが多い

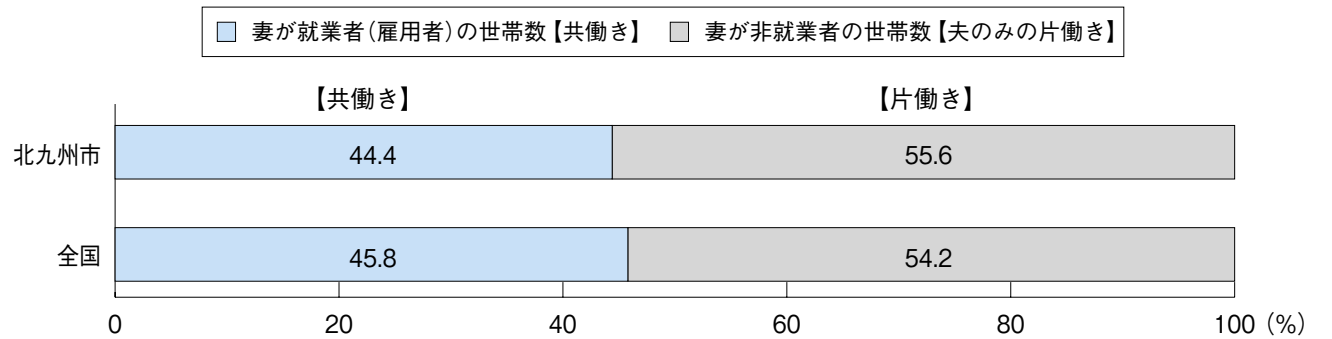

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図47　保育所定員数、利用児童数、保育所数の推移（北九州市）

平成16年まで増加を続けた保育所利用児童数は、平成17年以降減少に転じる。保育所定員は増加

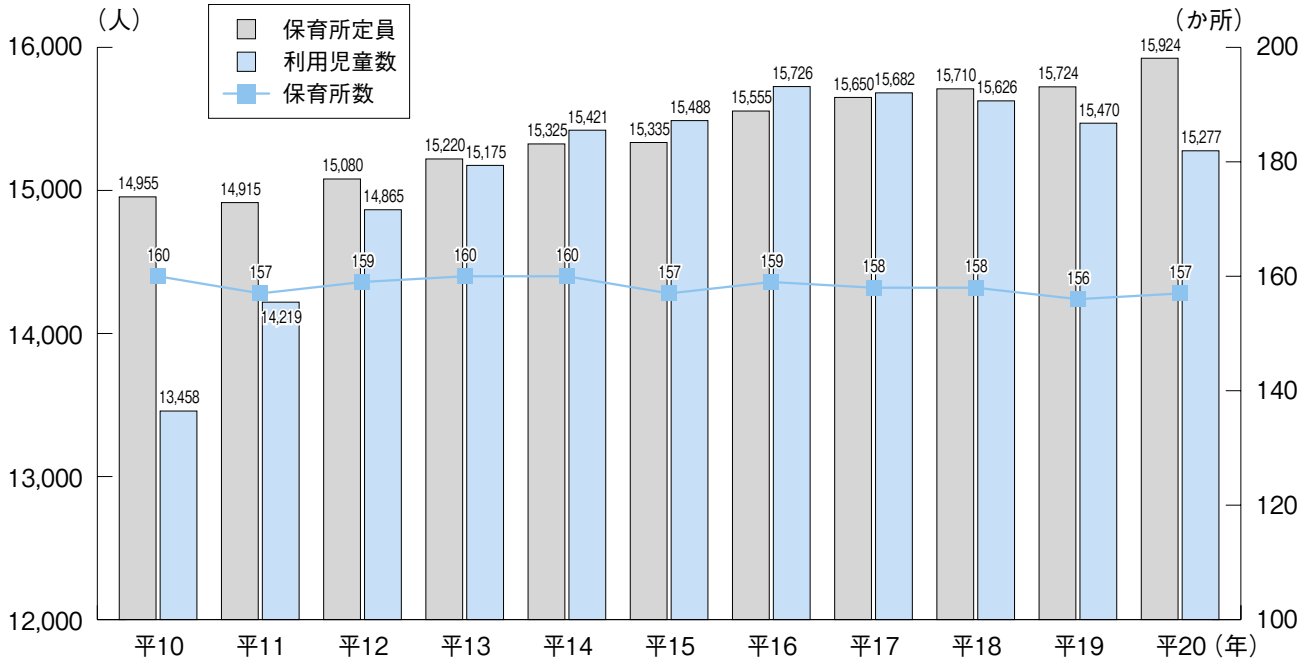

（注）各年、４月１日のデータ。
（資料）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

図48　保育所利用率の推移（北九州市、全国）

保育所利用率は全国よりも高く推移してきたが、
平成20年は僅差に縮小

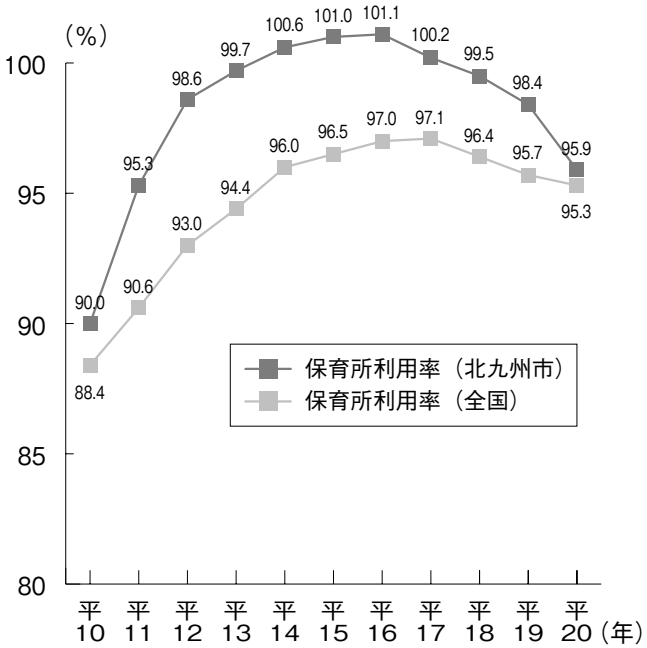

（注）各年、４月１日のデータ。
（資料）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

図49　待機児童率の推移（北九州市、全国）

待機児童率は全国より低く推移。平成20年には
待機率０％を達成

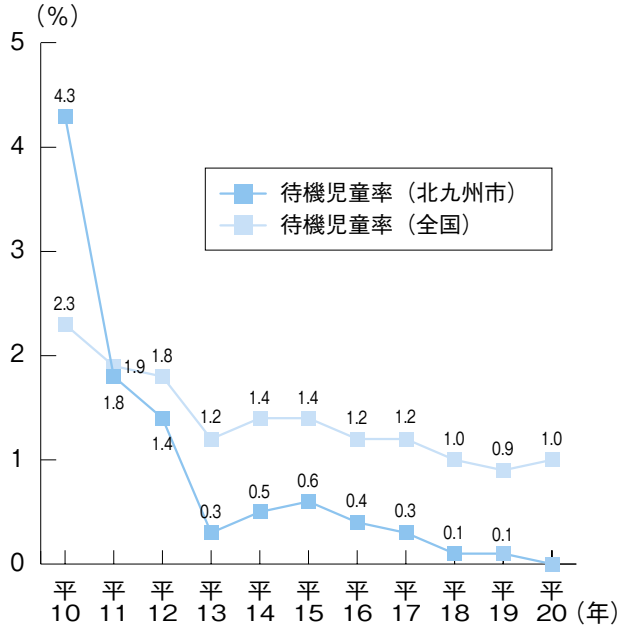

（注）各年、４月１日のデータ。
　　待機率（%）＝待機児童数／利用児童数×100
（資料）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

図50　特別保育利用状況の推移（北九州市）

ここ10年、病児･病後児保育、延長保育、一時保育の延利用数が著しく増加

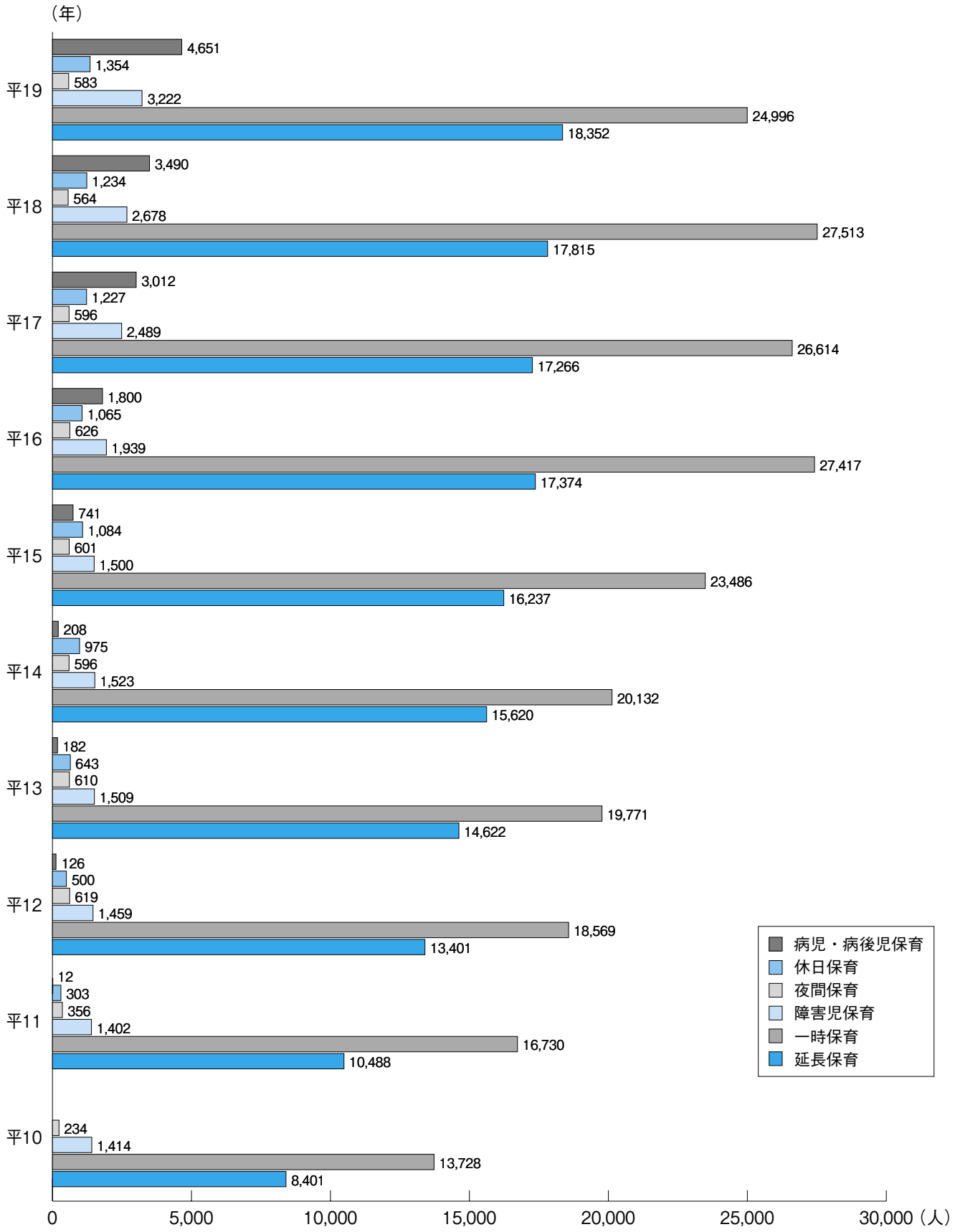

（注）延利用児童数。平成10年の休日保育、病後児保育のデータはなし。平成11年は病後児保育のみのデータ。
（資料）北九州市保健福祉局『保健福祉レポート』、北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課

図51　放課後児童クラブ数および登録児童数の推移（北九州市）

登録児童数、放課後児童クラブ数はともに右肩上がり。平成19年の登録児童数は平成６年の３倍強、放課後児童クラブ数は1.5倍

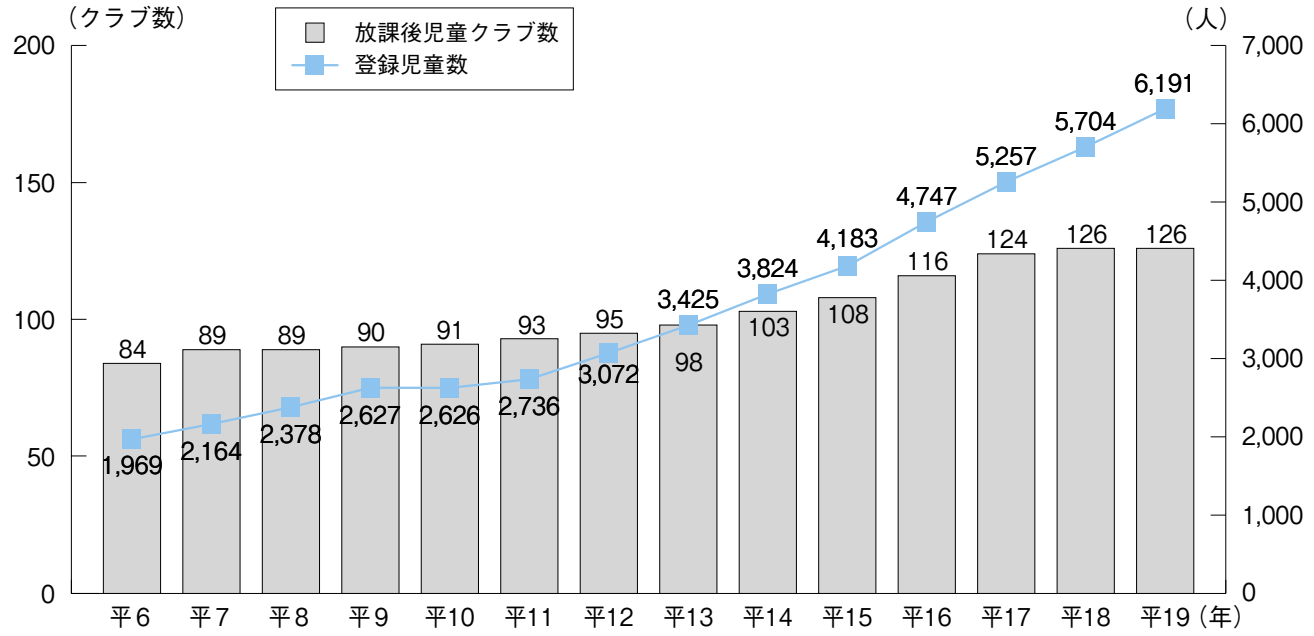

（注）児童福祉法の改正（平成９年４月１日改正、平成10年４月１日施行）にもとづき、「学童保育クラブ」は「放課後児童クラブ」に改称。
（資料）北九州市保健福祉局『保健福祉レポート』、北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課

図52　児童手当受給者数の推移（北九州市）

児童手当受給者数は右肩上がり。平成19年の受給者数は平成６年の3.3倍

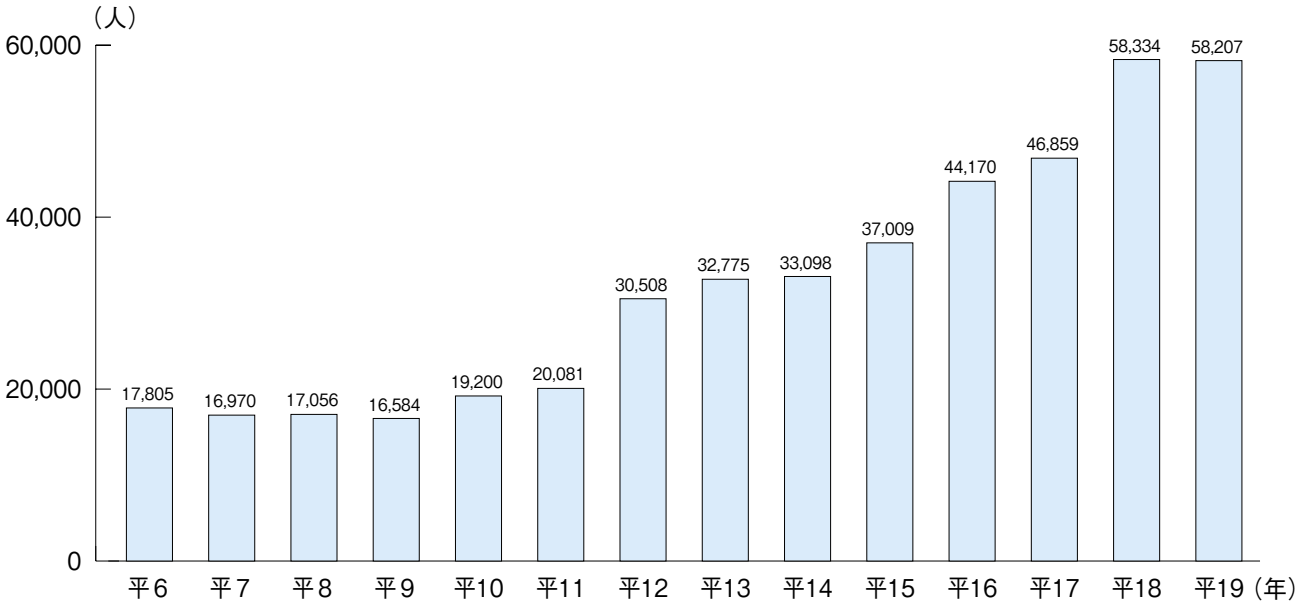

（注）平成20年９月１日現在のデータ。児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的とする。小学校修前の児童を養育している人に支給される。
（資料）北九州市保健福祉局『保健福祉レポート』、北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課

図53　北九州市職員の育児休業・介護休暇取得者数および女性割合の推移

育児休業、介護休暇ともに取得者は圧倒的に女性のほうが多い

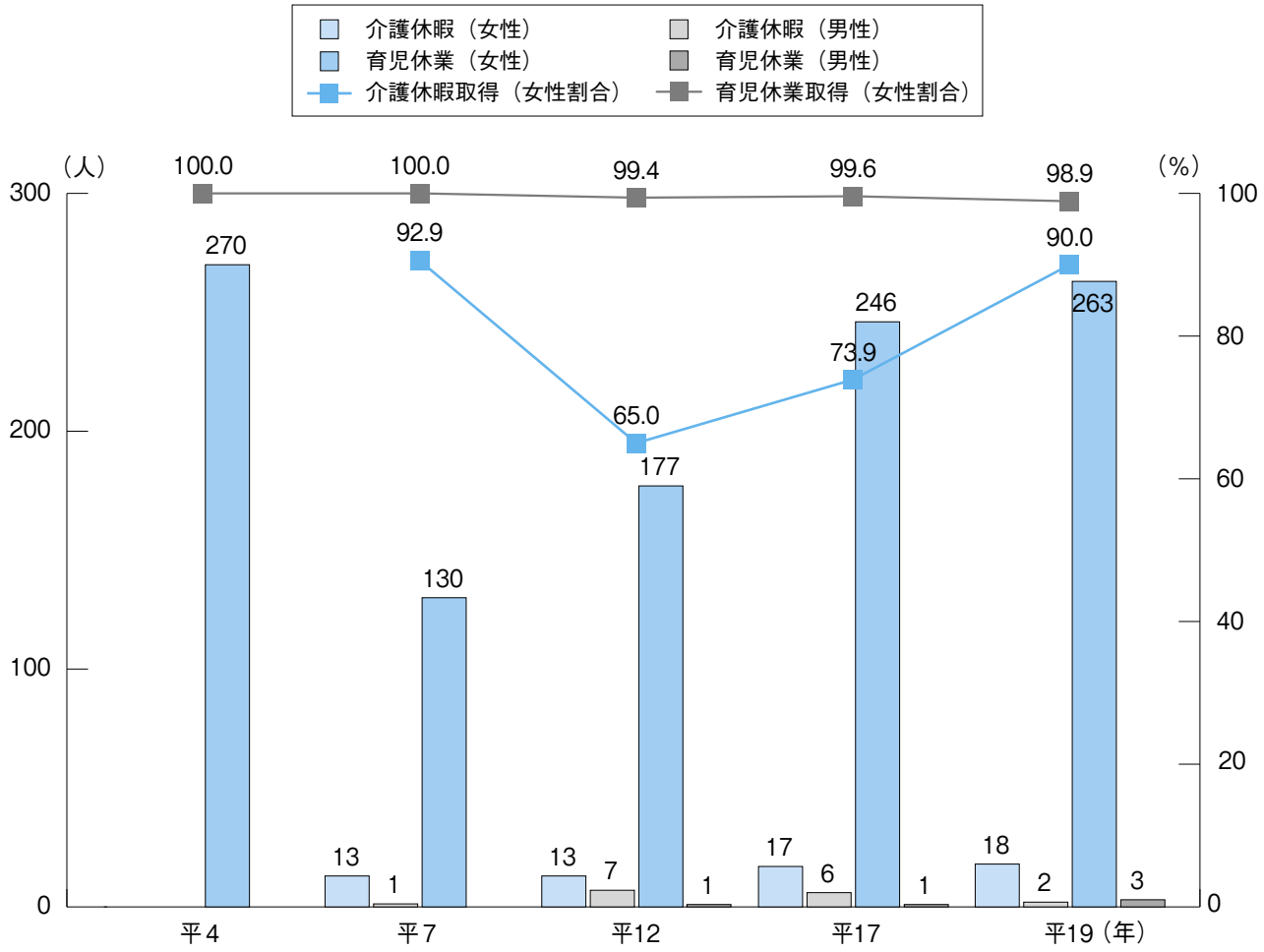

（注）介護休暇制度は平成７年１月１日施行。
　　北九州市職員の育児休業等に関する条例は平成４年４月１日施行。
　　データは平成20年８月１日現在。
（資料）北九州市総務市民局人事課

図54　北九州市議会議員数および女性割合の推移

北九州市議会の女性議員数は、平成９年以降、漸増。平成21年は９人（14.8%）に増加。だが、国の目標「2020年30%」には及ばず

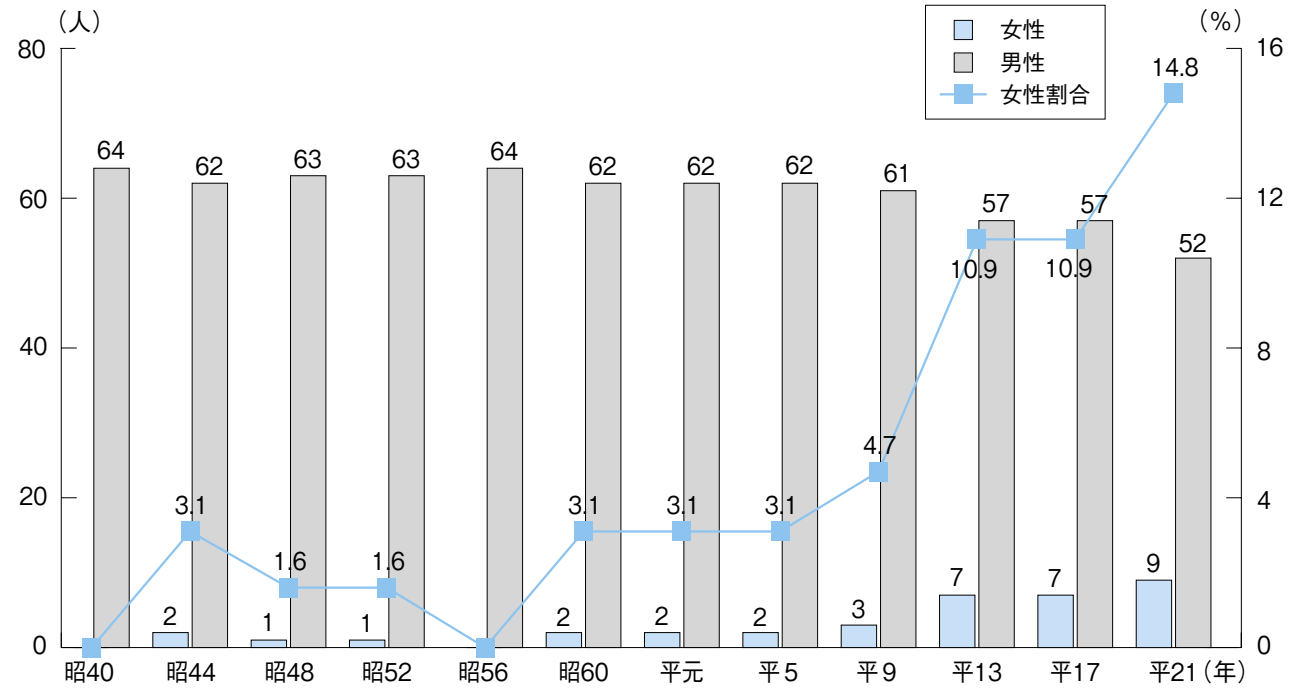

（資料）北九州市議会総務課

図55　北九州市審議会委員数および女性割合の推移

北九州市審議会の女性委員数はほぼ右肩上がり。平成17年は32.5%、平成20年は31.6％で、国の目標「2020年30%」を達成。だが、市の数値目標40%には及ばず

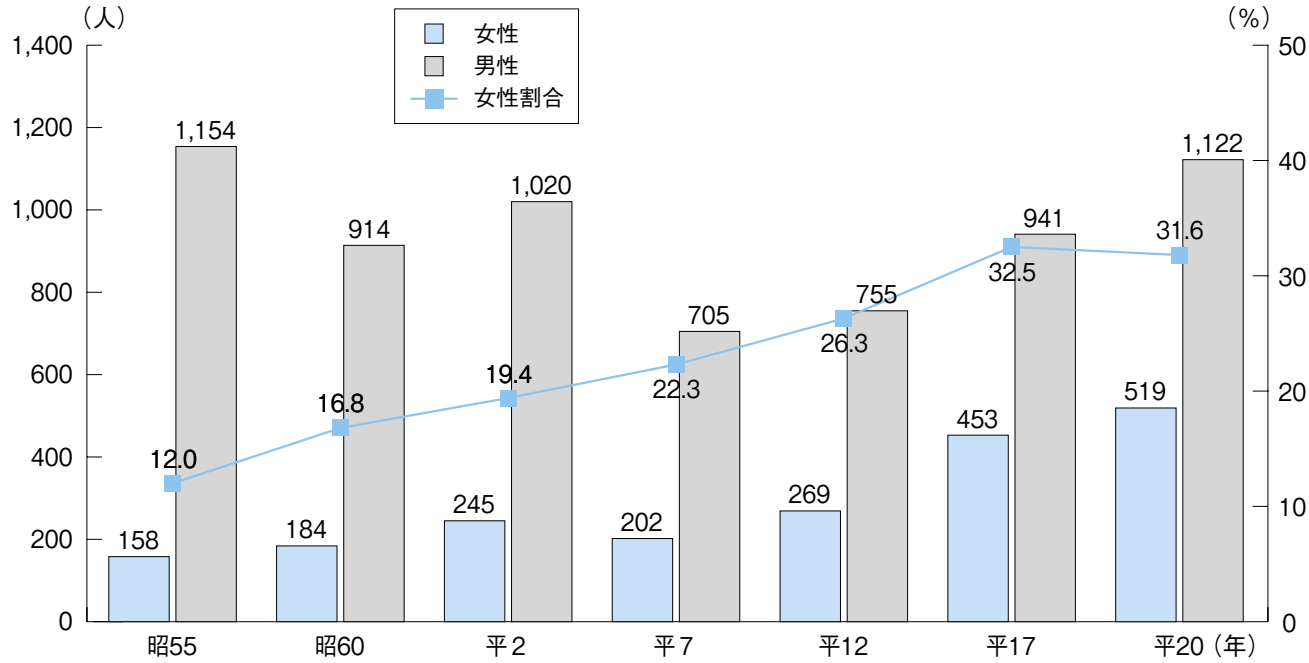

（注）データは平成20年８月20日現在。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部

図56　北九州市教育委員会の教育委員数および女性割合の推移

北九州市教育委員の女性割合は、平成17年、国の目標「2020年30%」を10ポイント上回って達成

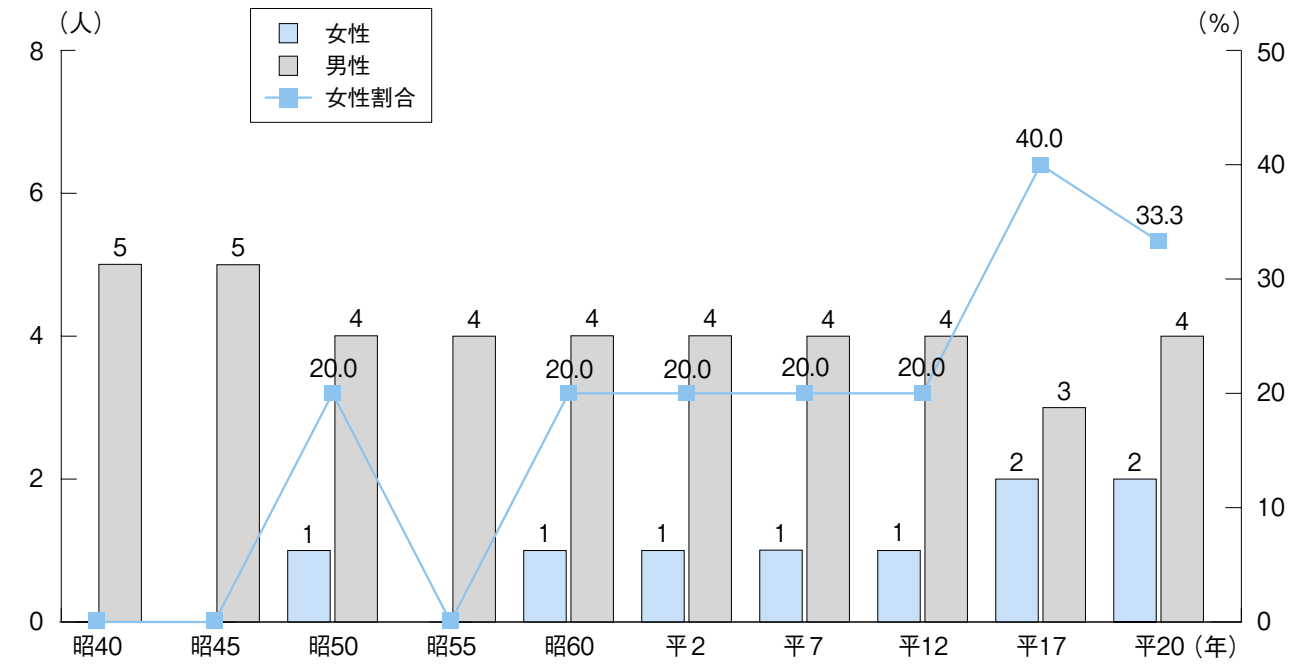

（注）平成20年４月より、教育委員の定数が５人から６人に変更。
（資料）北九州市教育委員会総務部総務課

図57　小・中・特別支援学校のPTA会長数および女性割合の推移（北九州市）

小･中学校PTAの女性会長は１割以下で推移、平成20年にようやく中学で１割を上回る。特別支援学校は経年、女性会長が約90～100%

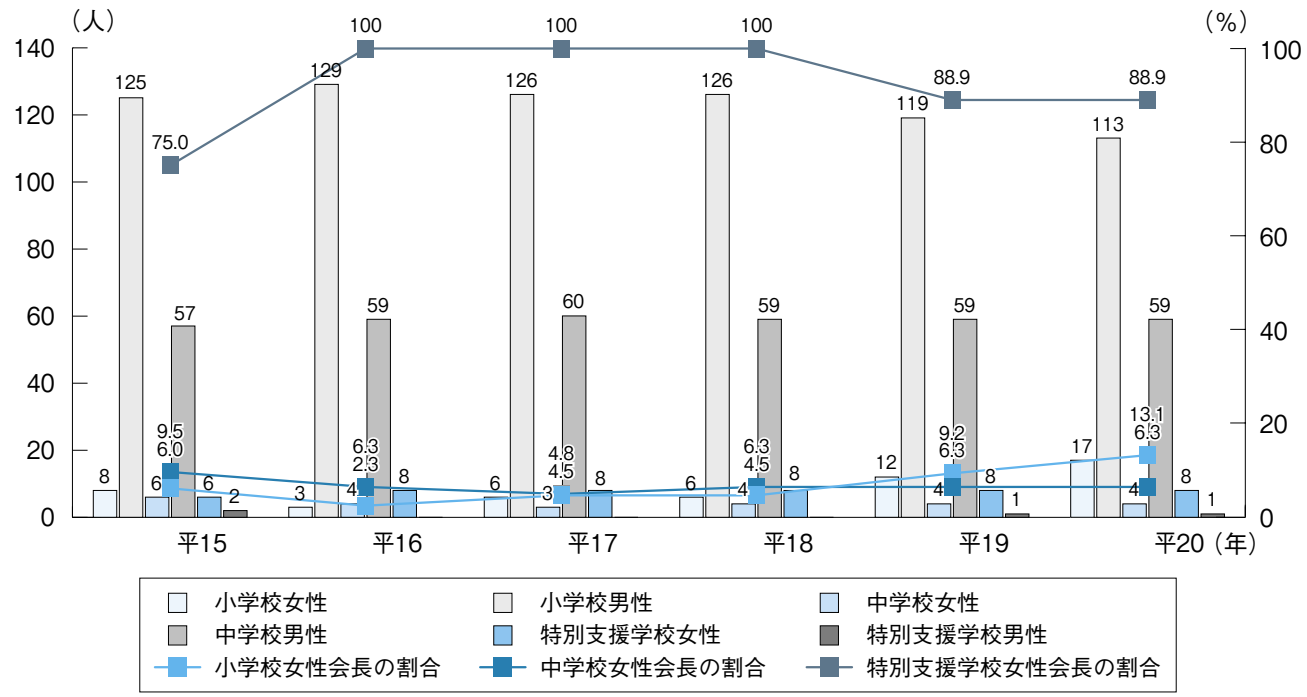

（資料）北九州市PTA協議会

図58　地域における女性委員・役員などの割合の推移（北九州市）

民生委員･児童委員（61.6%）、市民センター館長（43.8%）は、国の目標値30%を達成。区自治総連合会会長は０％

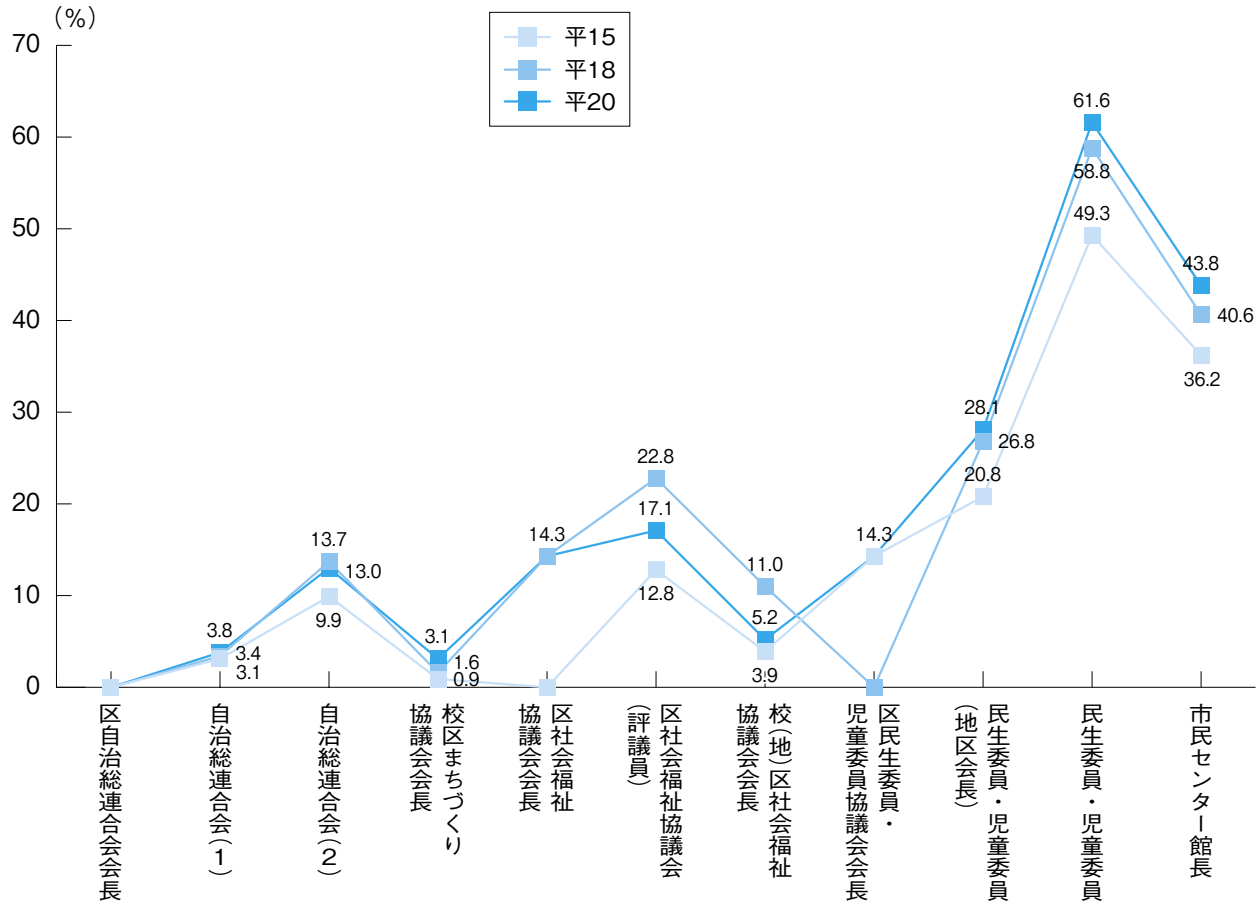

委員・役員名 ＼ 年 / 総数・性別・女性割合	平15年				平18年				平20年			
	全体（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	全体（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	全体（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）
区自治総連合会会長	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
自治総連合会（1）	258	8	250	3.1	208	7	201	3.4	209	8	201	3.8
自治総連合会（2）	2,822	280	2,542	9.9	2,845	391	2,454	13.7	2,857	370	2,487	13.0
校区まちづくり協議会会長	114	1	113	0.9	129	2	127	1.6	130	4	126	3.1
区社会福祉協議会会長	7	0	7	0	7	1	6	14.3	7	1	6	14.3
区社会福祉協議会（評議員）	281	36	245	12.8	281	64	217	22.8	280	48	232	17.1
校（地）区社会福祉協議会会長	154	6	148	3.9	154	17	137	11.0	154	8	146	5.2
区民生委員･児童委員協議会会長	7	1	6	14.3	7	0	7	0	7	1	6	14.3
民生委員･児童委員(地区会長)	106	22	84	20.8	123	33	90	26.8	128	36	92	28.1
民生委員･児童委員	1,387	684	703	49.3	1,420	835	585	58.8	1,502	925	577	61.6
市民センター館長	105	38	67	36.2	128	52	76	40.6	128	56	72	43.8

（注）自治総連合会（1）は平成15､18年度は自治区会長､平成20年度は地区･校区会長。 自治総連合会（2）は平成15､18年度は町内会長、平成20年度は単位町内会長および自治会長。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部、北九州市総務市民局市民センター室

図59　農業委員数および女性割合の推移（北九州市）

経年、北九州市農業委員の男女差大。平成20年は西部、東部合わせて女性はわずか１人

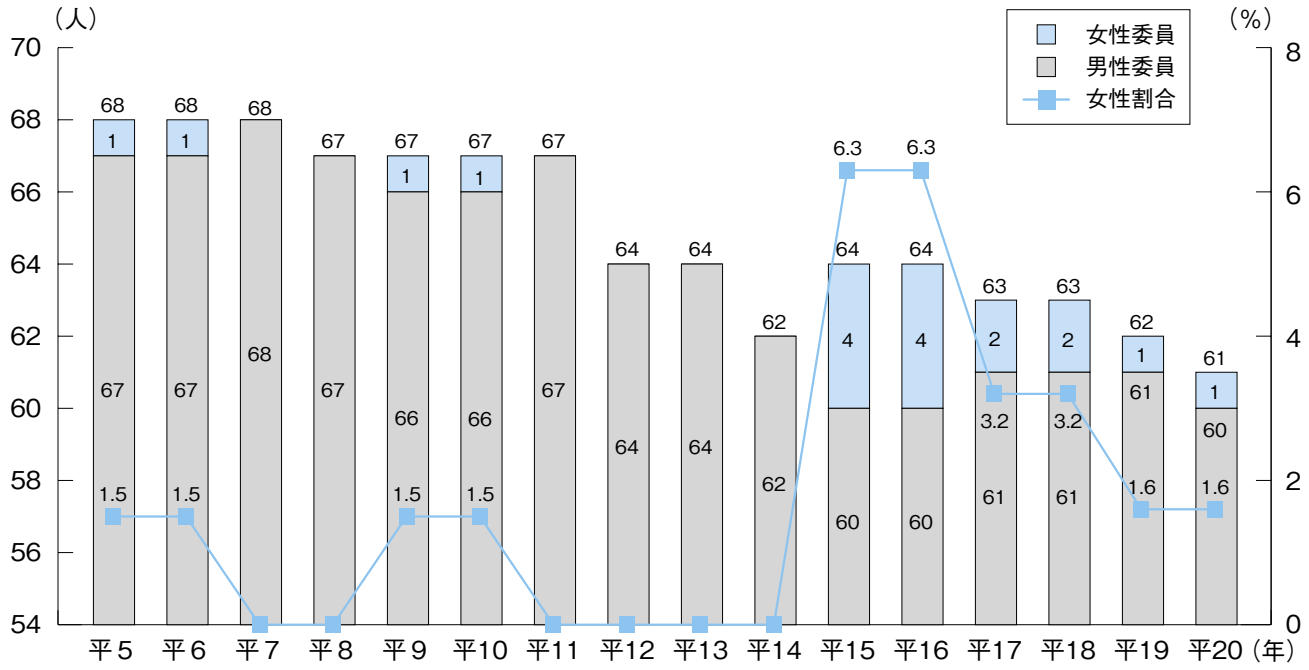

（注）平成20年６月24日現在のデータ。東部農業委員と西部農業委員を合計したデータ。
（資料）北九州市東部農業委員会事務局、北九州市西部農業委員会事務局

図60　北九州市職員の職層別職員数および女性割合（平成20年）

政策･方針決定過程に参画する職層の北九州市女性職員は、平成20年で、課長級7.2%、部長級3.8%、局長級０%。国の目標「2020年30%」には遠く及ばず

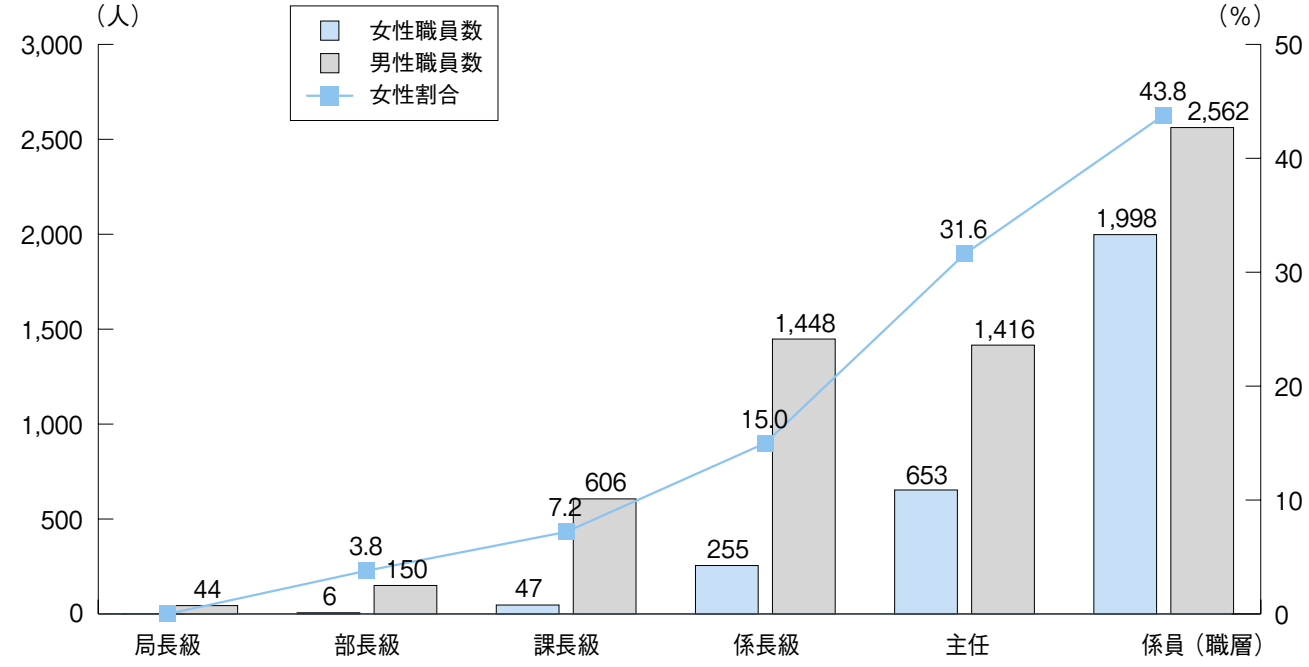

（注）平成20年４月１日現在。企業管理者３名を除き、教育長を含む。
（資料）北九州市総務市民局人事部人事課

図61　北九州市職員の女性役職者数および女性割合の推移

役職に就く北九州市女性職員は、係長級以上は経年11～12%で横ばい。課長級以上は平成16年以降、漸増

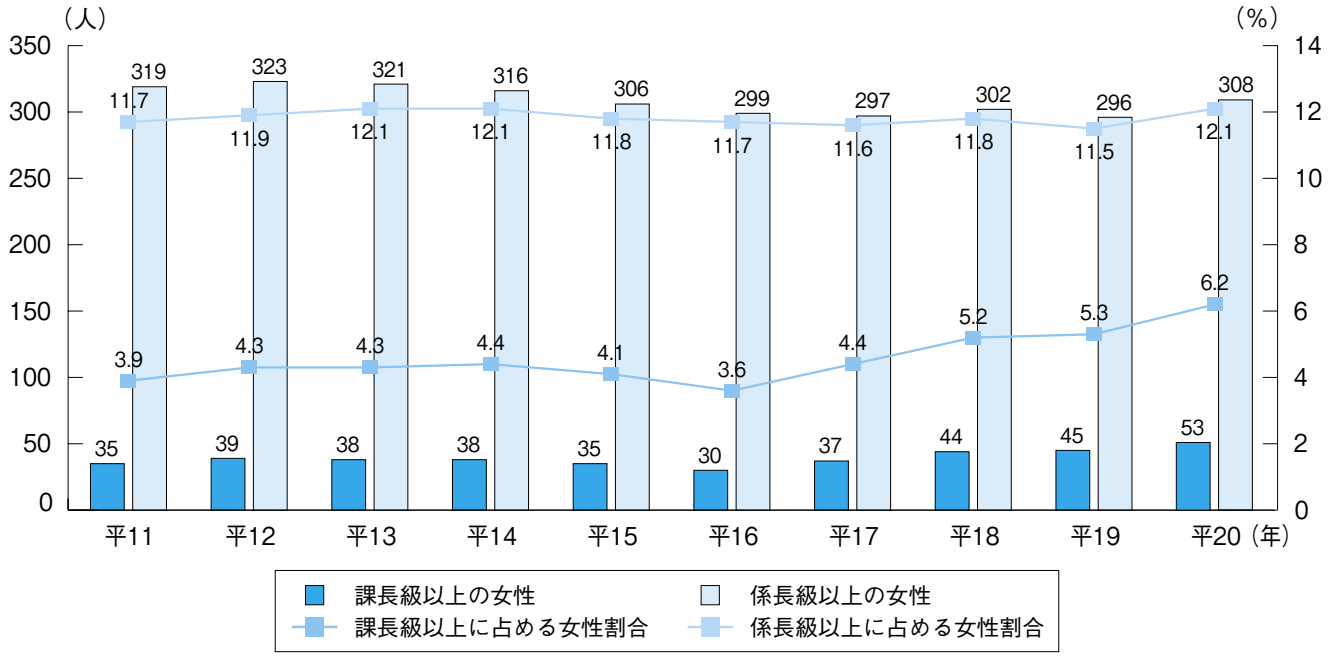

（注）各年度４月１日現在。全職種。企業管理者３名を除き、教育長を含む。
（資料）北九州市総務市民局総務課

図62　政令指定都市職員の管理職および役職者に占める女性の比率（行政職のみ、平成20年）

平成20年現在、管理職、役職者ともに女性比率が高いのは、さいたま市。北九州市は17政令指定都市中、管理職は13位、役職者は15位

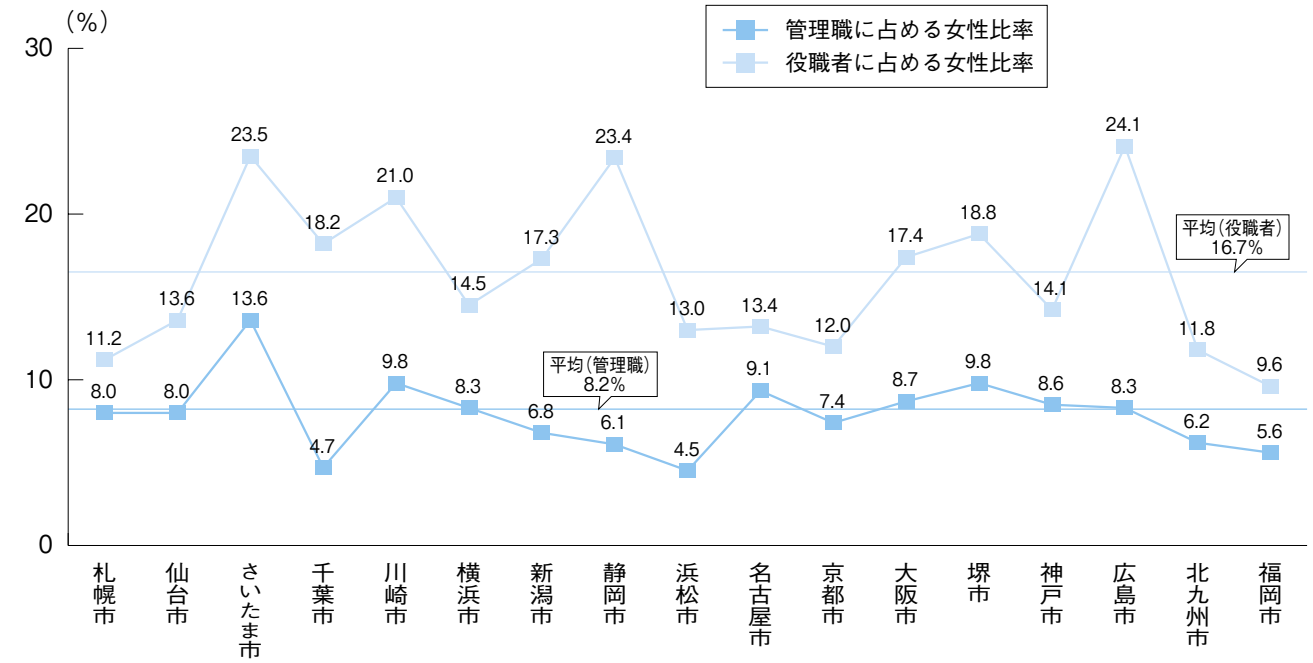

（注）平成20年４月１日現在。管理職は課長級以上、役職者は係長級以上。
　　管理職（企業管理者を含み、教員を除く）。役職者（企業管理者および教員を除く）。
（資料）北九州市総務市民局総務課

図63　北九州市職員の係長試験受験率および合格率の推移

北九州市職員係長試験の受験率、合格率はいずれも、女性は男性の２分の１以下。女性の合格率は近年着実に上昇。だが、男女差は依然として大

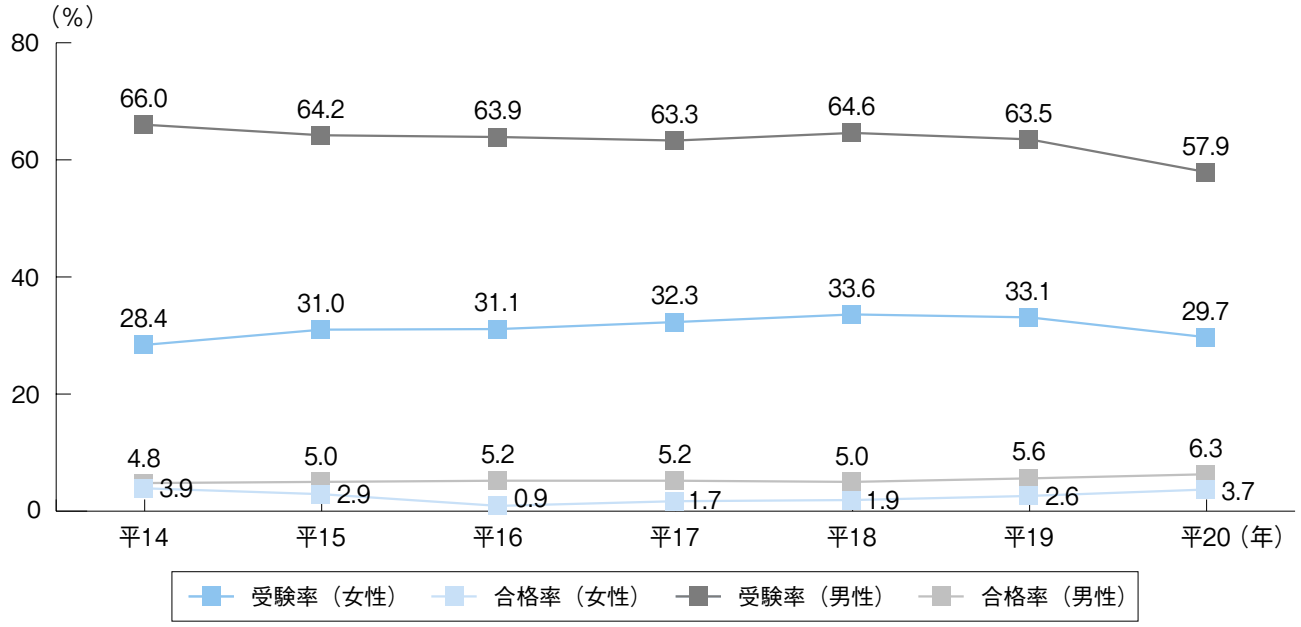

（注）平成20年４月１日現在。企業管理者３名を除き、教育長を含む。
　　受験率=受験者数／有資格者数×100、合格率=合格者数／受験者数×100
（資料）北九州市総務市民局人事部人事課

図64　北九州商工会議所女性会会員数の推移

平成20年の北九州商工会議所女性会の会員は48人。
増加は横ばい

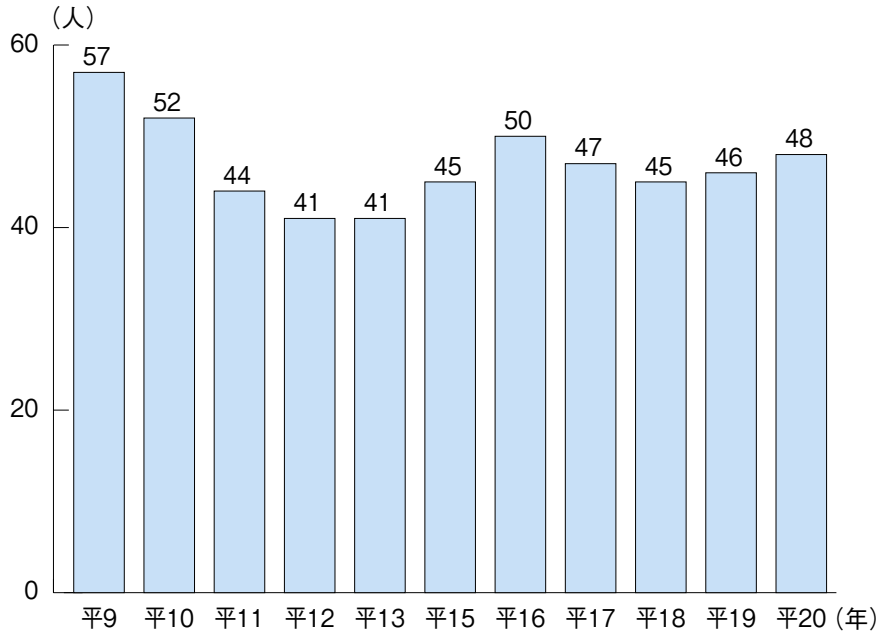

（注）平成14年のデータはなし。データは平成20年５月12日現在。
　　女性会とは、北九州商工会議所の会員である女性経営者による任意団体。
（資料）北九州商工会議所

図65　北九州商工会議所会員の経営者数および男女比（北九州市、平成20年）

平成20年の北九州商工会議所に登録する女性経営者は700人（8.8%）。
男女差大

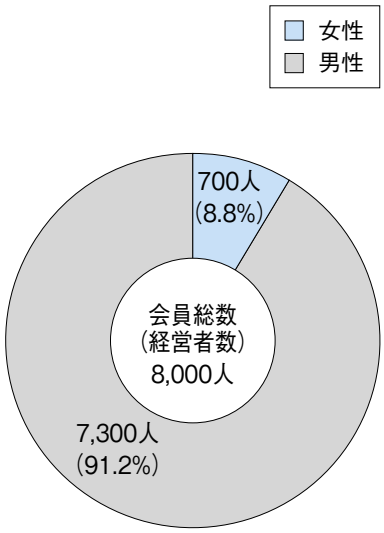

（注）データは平成20年５月12日現在。
（資料）北九州商工会議所

図66　公認会計士数および女性割合の推移（北九州市、全国）

女性公認会計士が北九州市内で職務に従事し始めたのは平成19年で、２人（6.7%）。男女差大。全国平均値より3.9ポイント低い

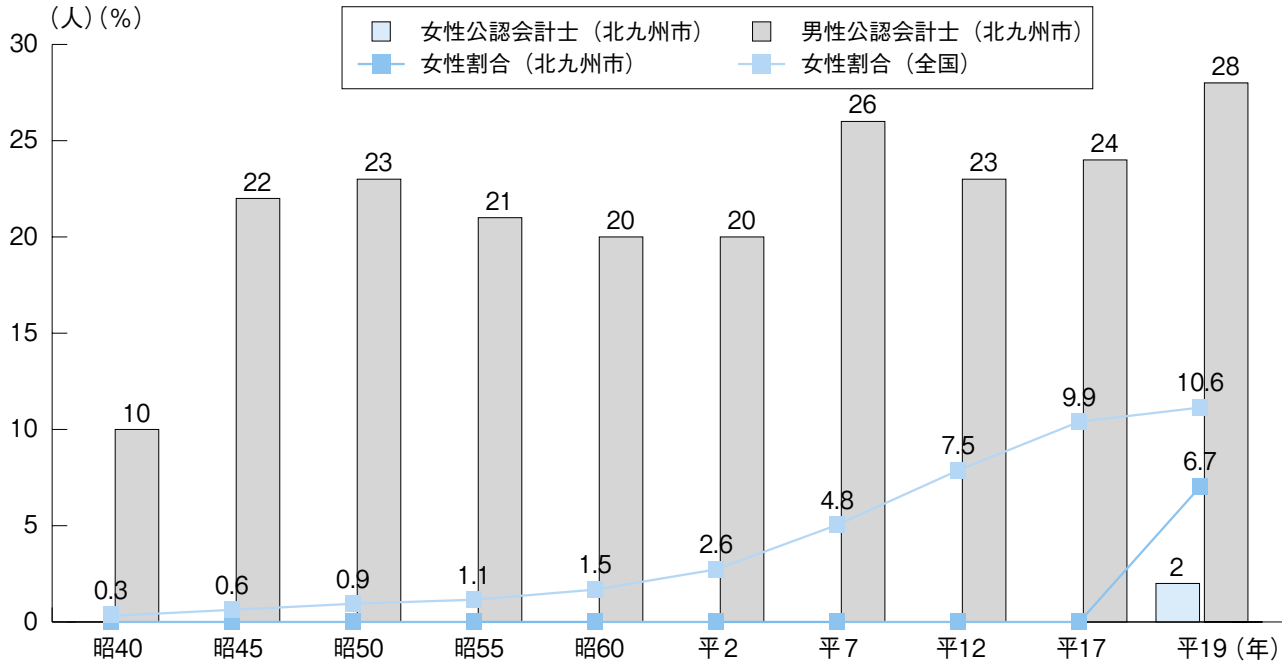

（注）北九州市の女性公認会計士は、昭和40年～平成17年は０人（女性割合０％）。
（資料）日本公認会計士協会総務本部

図67　裁判官数および女性割合の推移（北九州市）

女性裁判官の割合は、平成17年以降、約５倍（平成19年）、約６倍（平成20年）と大きく上昇。平成20年は２割を上回る。だが、男女差は依然として大

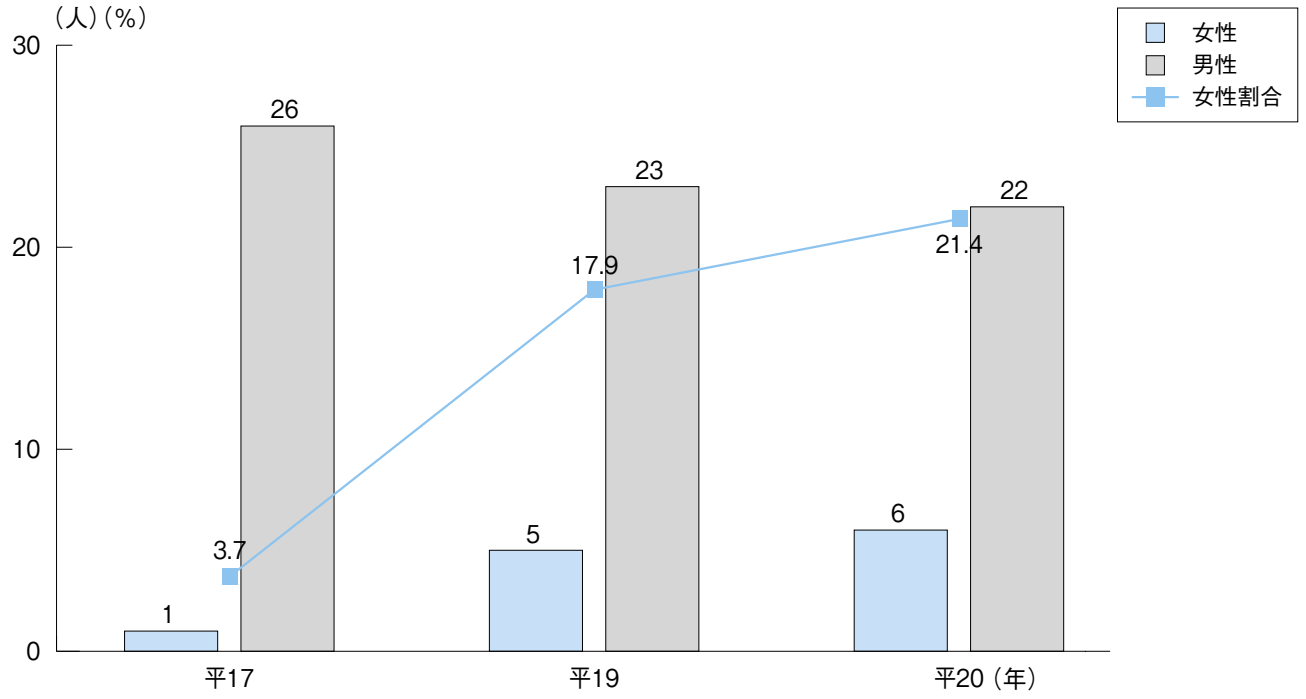

（資料）福岡地方裁判所、福岡家庭裁判所

図68　弁護士会会員数および女性割合の推移（北九州市、全国）

女性弁護士は平成７年以降、微増。平成20年は12人で、１割弱。全国より4.6ポイント下回る

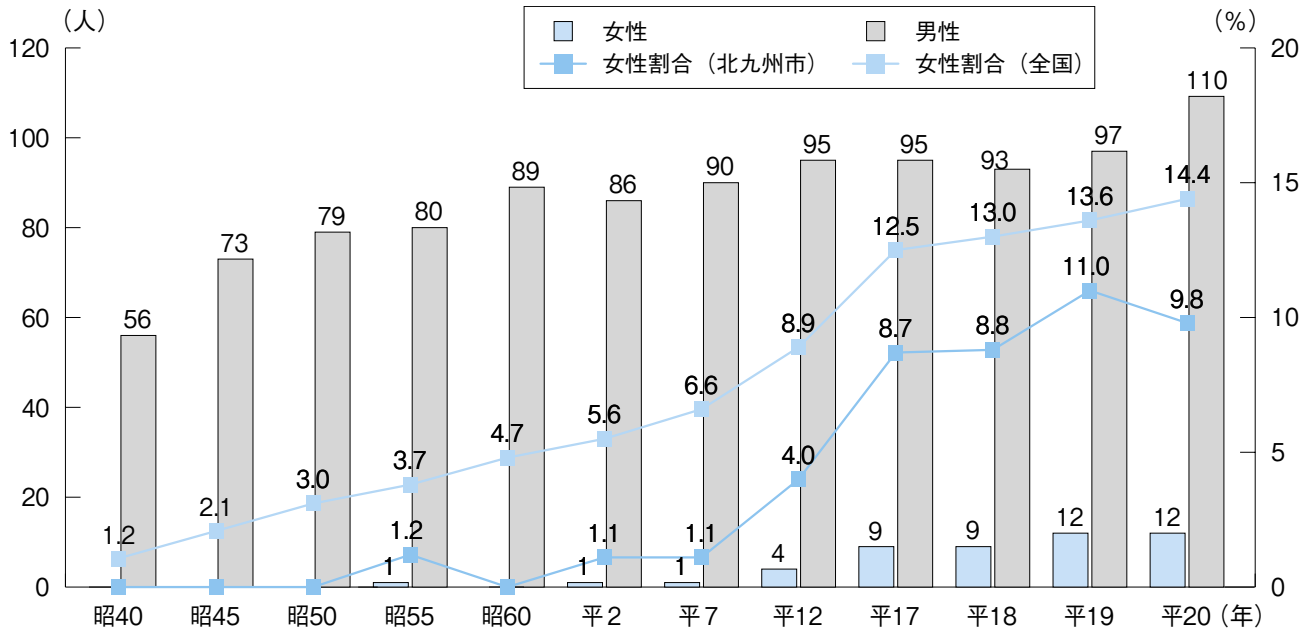

（注）福岡県弁護士会北九州部会の平成20年のデータは10月17日現在。
　　日本弁護士連合会のデータは各年３月31日現在。
（資料）福岡県弁護士会北九州部会、日本弁護士連合会『弁護士白書2008年版』

図69　警察官数および女性割合の推移（北九州市）

女性警察官の割合は、平成２年から平成20年にかけて2.7%から3.5%へ微増。男女差は依然として大

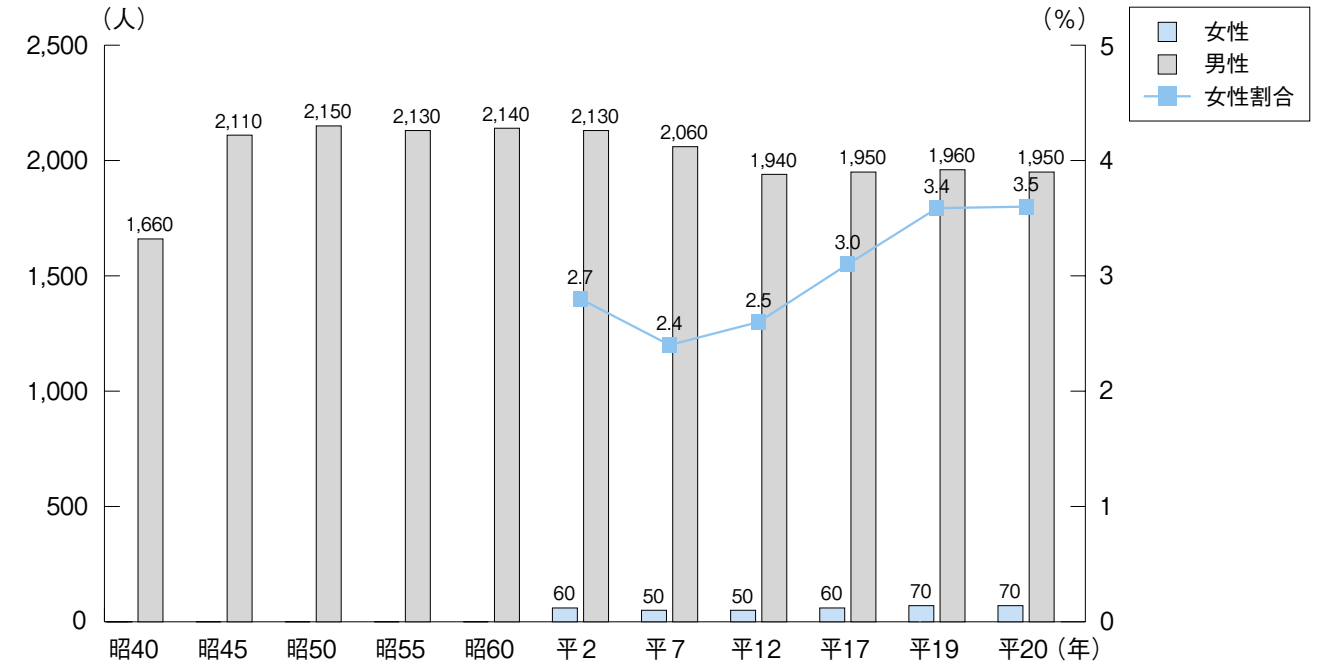

（注）北九州市八幡西区の１部、中間市、遠賀郡を管轄する折尾警察署を含む。
（資料）福岡県警察本部警務部警務課企画第１・法制係

図70　消防士数および女性割合の推移（北九州市）

女性消防士の数は平成２年から19年にかけて５倍強に増加。平成19年は31人（3.2%）。依然として男女差大

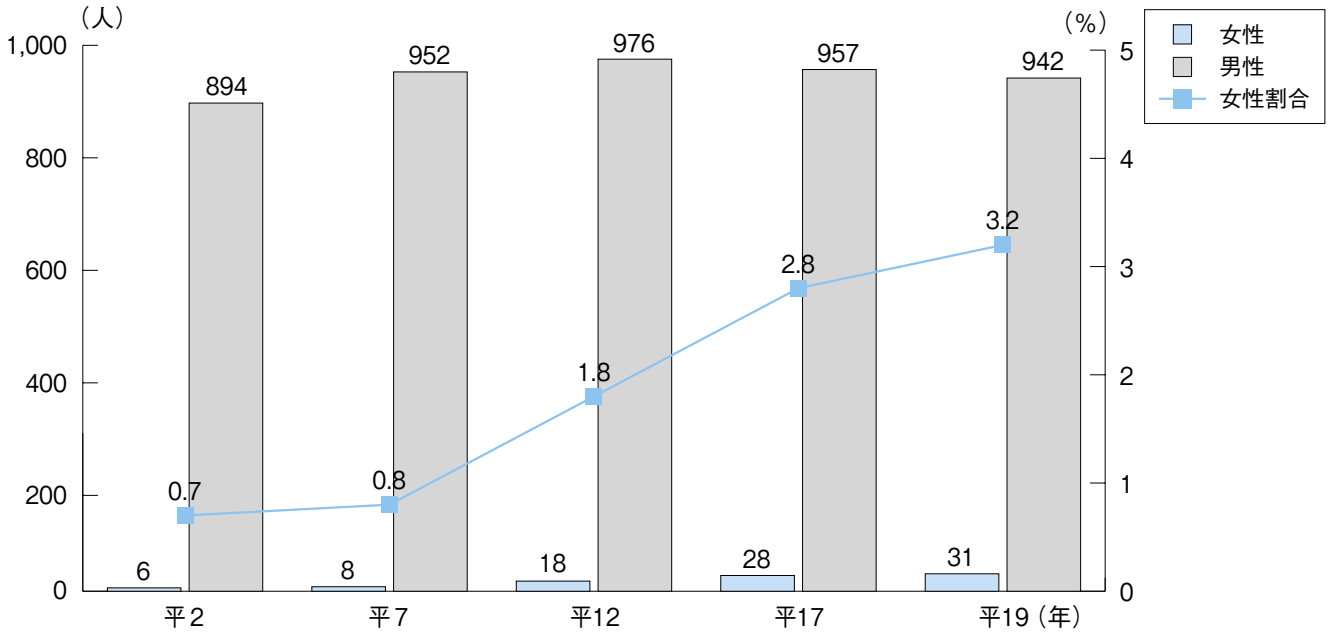

（注）北九州市の女性消防士の採用は昭和62年より。
　　平成20年８月20日現在のデータ。女性管理職は０人。
（資料）北九州市総務市民局人事部人事課

図71　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師の女性割合の推移

医療分野における職域毎の男女差大。保健師は経年、女性100%。看護師もほぼ女性100%。医師は横ばい（平成19年15%）、薬剤師は微増（平成19年44.7%）、獣医師は漸増（平成19年20%）、歯科医師は著増（平成19年66.7%）

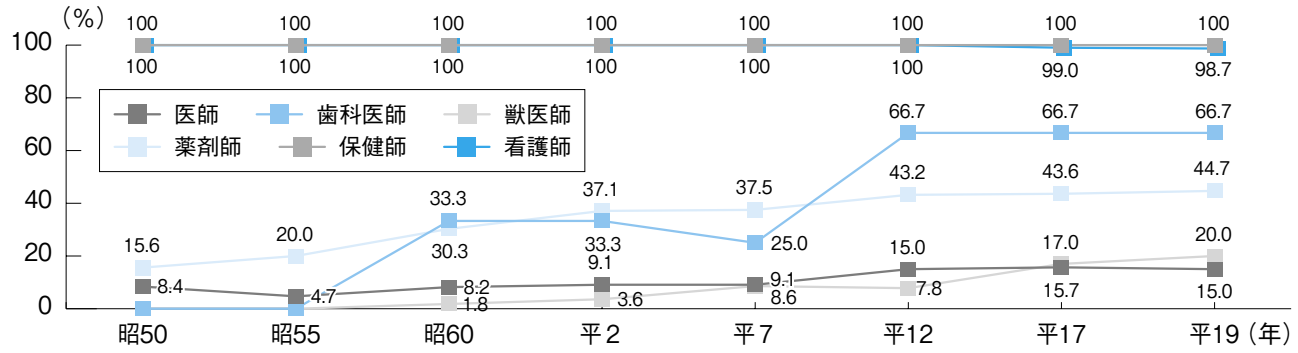

（注）平成11年４月１日、職名「保健士」新設（これより以前は「保健婦」のみ）。平成14年３月１日、職名「保健士」「保健婦」を「保健師」に改める。平成11年４月１日、職名「看護士」新設（これより以前は「看護婦」のみ）。平成14年３月１日、職名「看護士」「看護婦」を「看護師」に改める。データは平成20年８月１日現在。
（資料）北九州市総務市民局人事部人事課

図72　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師における女性管理職割合の推移

経年、女性管理職100%の看護師と平成19年50%の歯科医師を除き、医療分野における政策･方針決定過程への女性の参画率は低い。獣医師、保健師、薬剤師は０%、医師は１割弱で横ばい

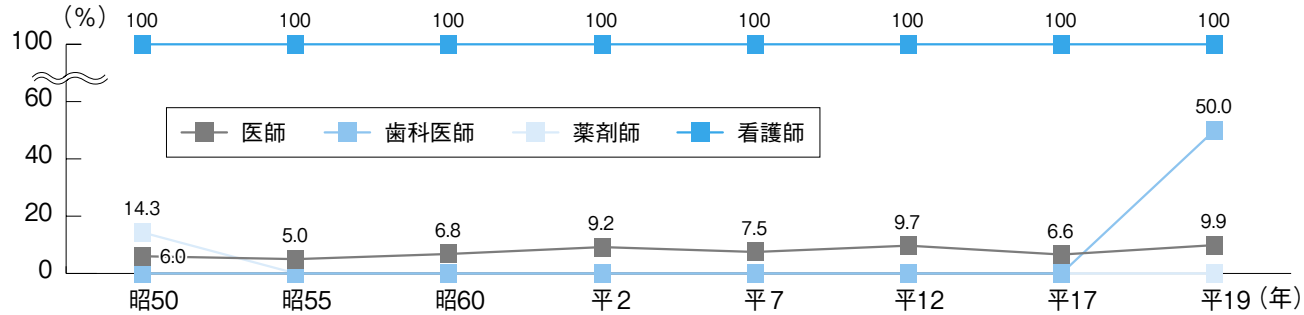

（注）管理職は課長以上。獣医師、保健師の女性管理職は昭和50年から平成19年まで０人。
（資料）北九州市総務市民局人事部人事課

	医　師（人）				歯科医師（人）				獣 医 師（人）			
	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職
昭50年	131	11	84	5	4	0	2	0	26	0	4	0
昭55年	149	7	80	4	4	0	2	0	59	0	11	0
昭60年	184	15	88	6	3	1	1	0	57	1	11	0
平２年	198	18	109	10	3	1	1	0	55	2	6	0
平７年	220	20	147	11	4	1	2	0	58	5	8	0
平12年	227	34	165	16	3	2	1	0	51	4	8	0
平17年	204	32	152	10	3	2	1	0	47	8	3	0
平19年	206	31	151	15	3	2	2	1	45	9	3	0
	薬 剤 師（人）				保 健 師（人）				看 護 師（人）			
	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職
昭50年	32	5	7	1	80	80	0	0	389	389	7	7
昭55年	35	7	6	0	85	85	0	0	502	502	6	6
昭60年	33	10	6	0	89	89	0	0	638	638	6	6
平２年	35	13	6	0	94	94	0	0	642	642	7	7
平７年	40	15	6	0	120	120	0	0	663	663	9	9
平12年	44	19	5	0	120	120	0	0	667	667	9	9
平17年	39	17	4	0	119	119	0	0	619	613	6	6
平19年	38	17	4	0	122	122	0	0	631	623	4	4

図73　基幹的農業従事者数および女性割合の推移（北九州市）

基幹的農業従事者数は、経年、男女とも減少。平成17年は女性48.1%。
男女差は僅少

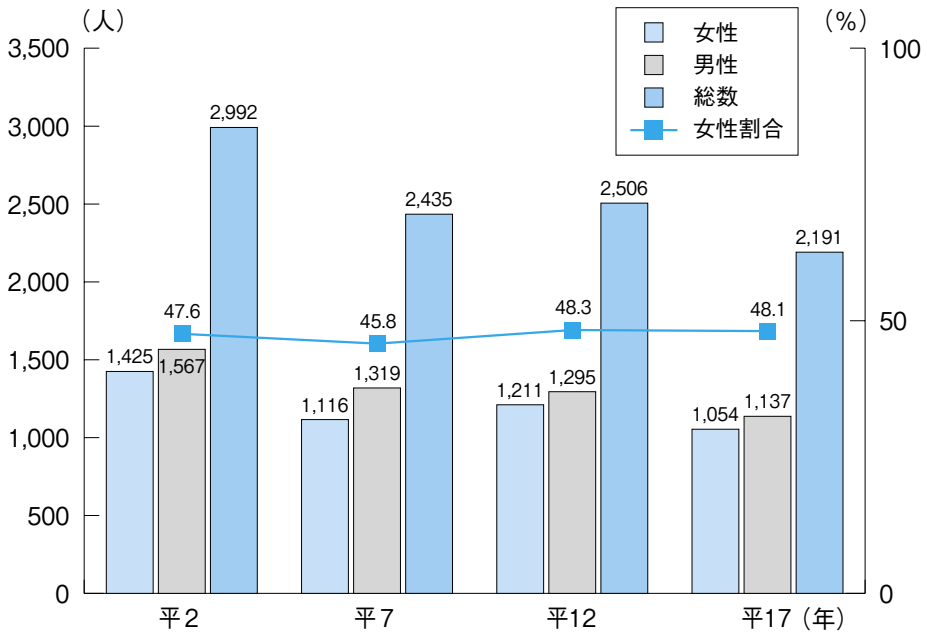

（注）基幹的農業従事者とは、満15歳以上で、年間を通じてほとんど農業に従事している者。
データは各年２月１日現在。
（資料）農林水産省『農林業センサス』
北九州市産業経済局農林水産部『平成19年度北九州市農林水産事業概要』

図74　農業協同組合員数および男女の比率（北九州市）

平成20年３月現在、女性の農業協同組合員は1,581人で２割強。
男女差大

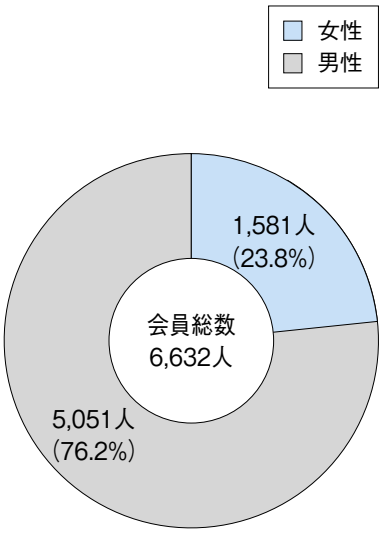

（資料）北九東部農業協同組合、
北九州市農業協同組合

図75　家族経営協定を締結した農家数および締結割合の推移（北九州市、全国）

家族経営協定を締結した農家数は漸増。締結割合は全国値を上回って推移

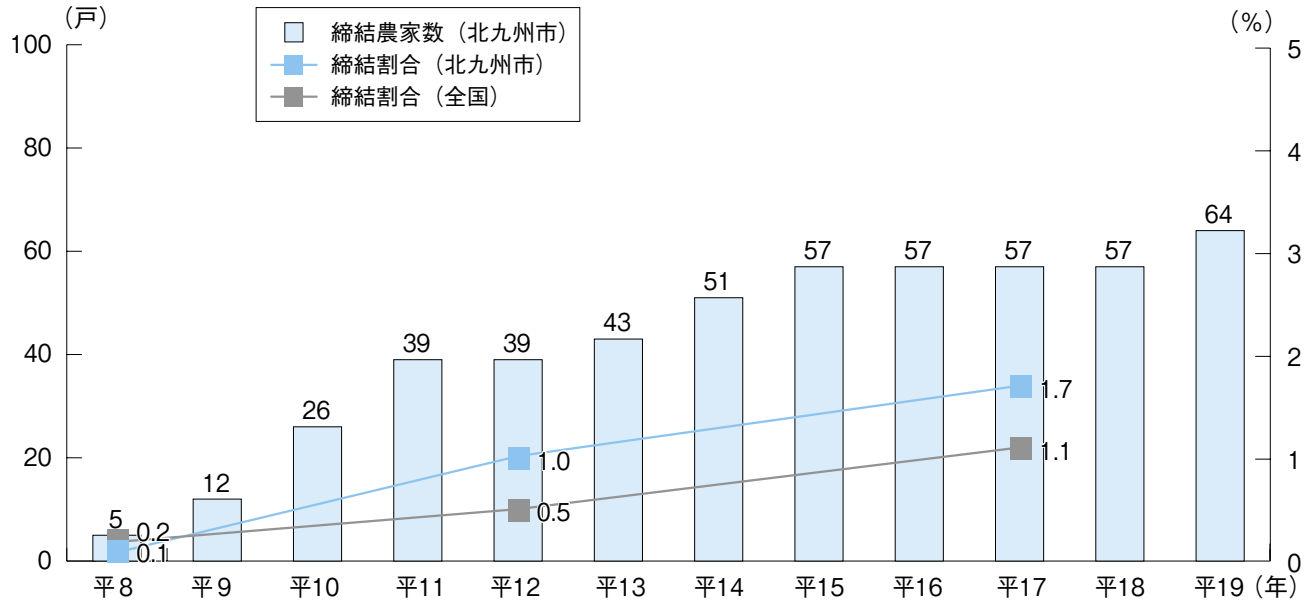

（注）農林水産省『家族経営協定締結に関する実態調査結果』によるデータは、平成19年３月31日現在。
『農林業センサス』は５年毎の調査のため、平成８年の総農家数は平成７年の数値を使用。
（資料）北九州市産業経済局農林課、農林水産省『世界農林業センサス』『農林業センサス』
『家族経営協定に関する実態調査結果』

図76　漁業従事者数および女性割合の推移（北九州市）

男性漁業従事者は昭和40年から平成17年にかけて約５分の１に減少。女性も減少

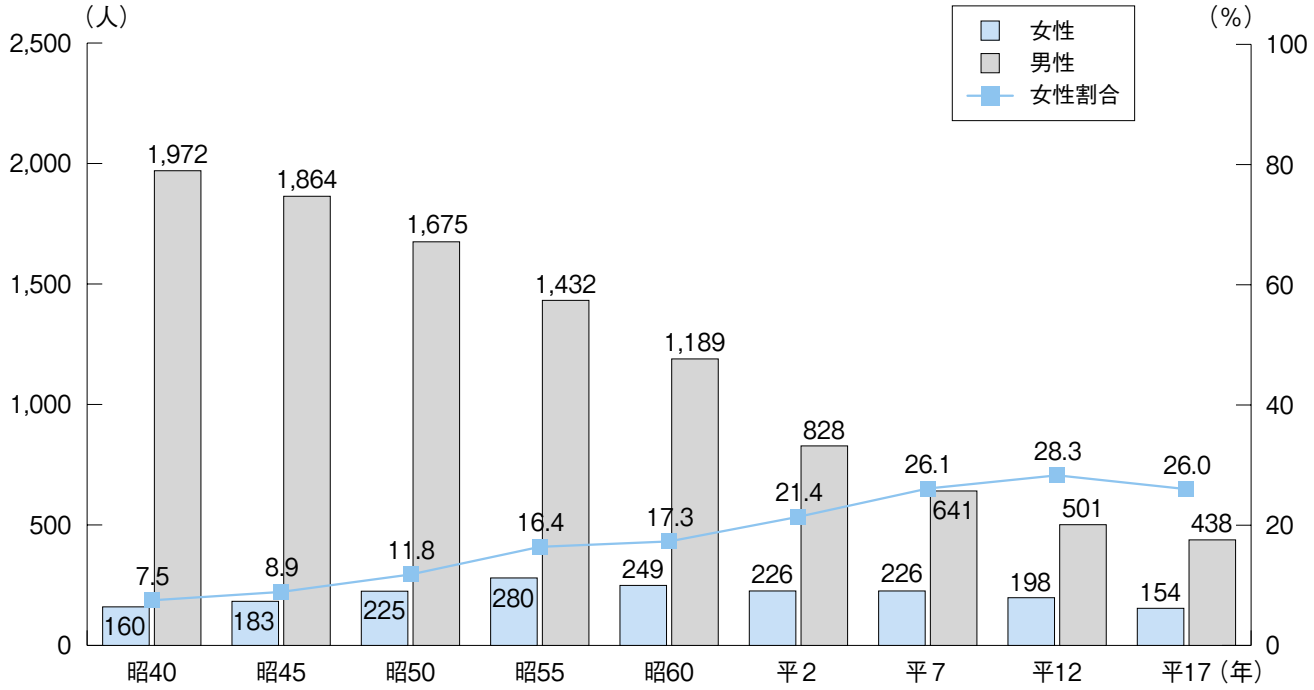

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図77　バス乗務員数および女性割合の推移（北九州市）

女性のバス乗務員はここ５年間で約17倍に急増。平成20年は女性50人（4.5%）、男性1,052人（95.5%）、男女差は依然として大

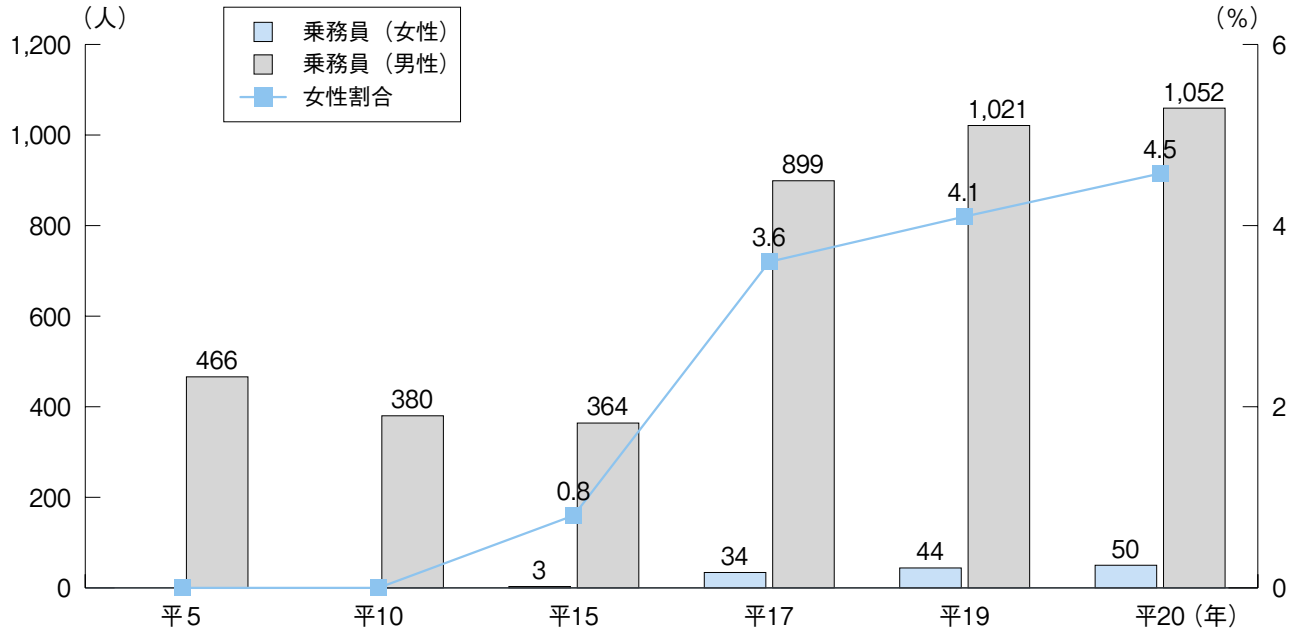

（注）乗務員数は北九州市内で営業しているバス会社の乗務員（正規、嘱託、契約）の合計数。西鉄バス北九州株式会社における契約社員とは、就業５年目には正規乗務員となる社員のこと。
（資料）西鉄バス北九州株式会社総務課、北九州市交通局総務課

図78　建築士数および女性割合の推移（北九州市）

女性建築士は１割強で、横ばい。圧倒的に男性が多い

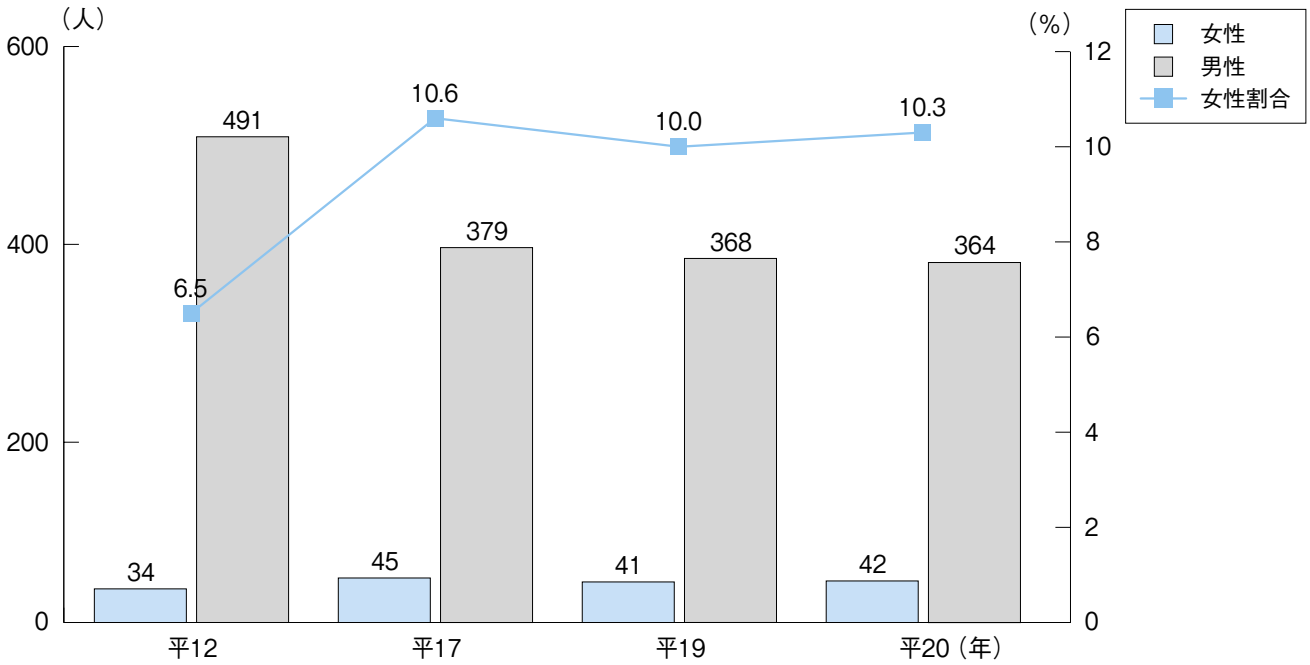

（注）加入会員のみのデータ。
（資料）社団法人福岡県建築士会北九州支部事務局

図79　理工系の学生数および女性割合の推移（北九州市）

理工系の女子学生数は平成７年には昭和50年の53倍強に増加、その後は横ばい。平成20年の女性比率は12.4%、依然として男女差大

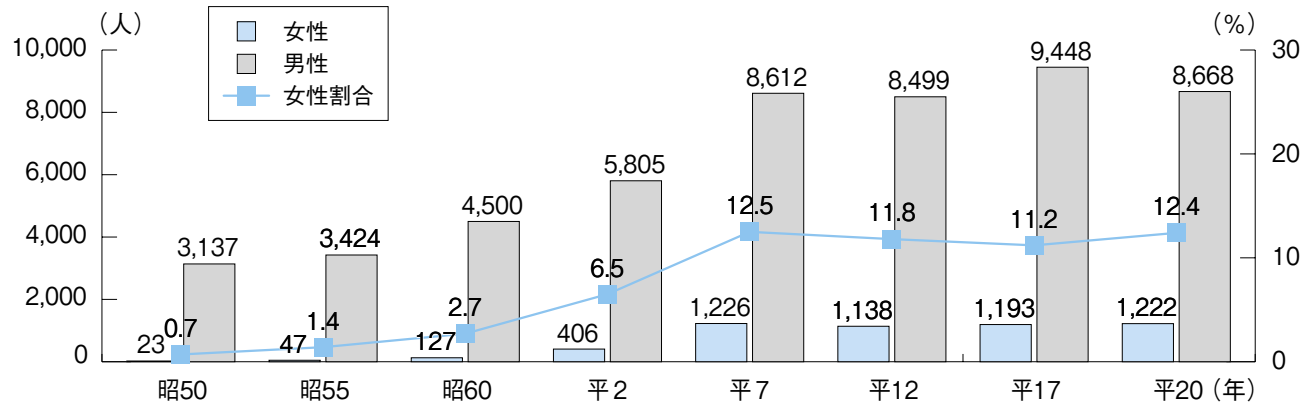

図80　理工系の教員数および女性割合の推移（北九州市）

理工系の女性教員数は平成２年から平成７年にかけて３倍に増加、以後微増。平成20年は30人（4.5%）で、依然として男女差大

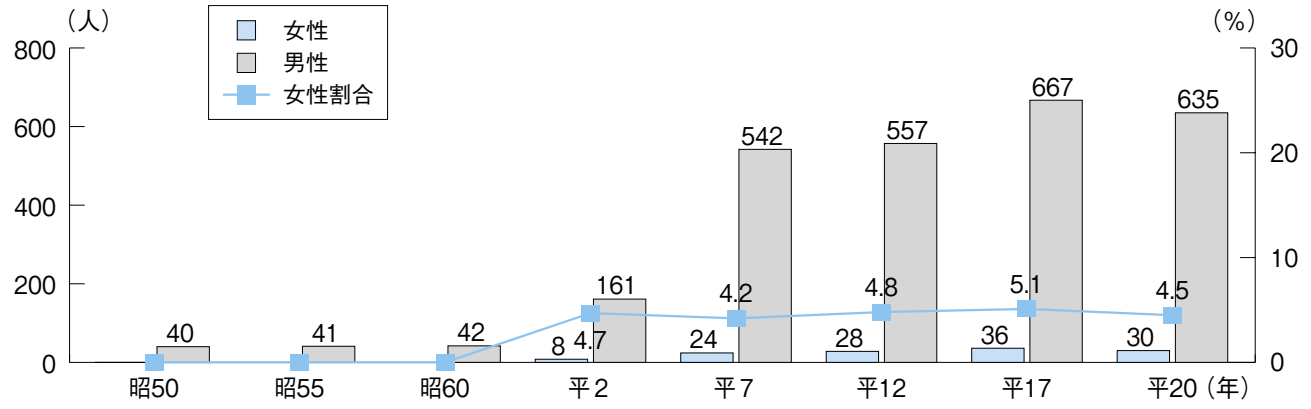

図81　理工系の教員管理職者数および女性割合の推移（北九州市）

理工系教員の女性管理職は平成20年で２人（約３%）。圧倒的に男性が多い

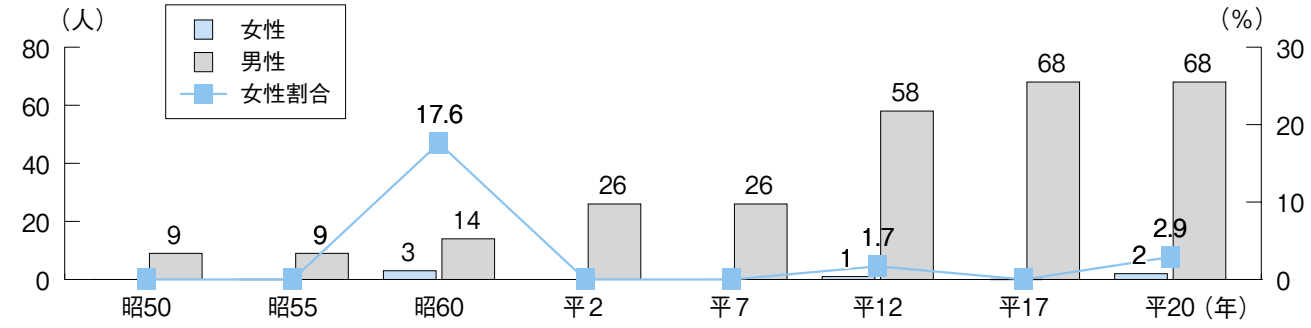

（注）北九州市立大学国際環境工学部、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学工学部・情報工学部、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科提供のデータを集計。開設年、集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学

図82　メディアの分野における男女共同参画状況（北九州市、平成20年）

メディア３社間で男女差に大差。小規模メディアほど女性の正規社員、管理職、編集記者が多い

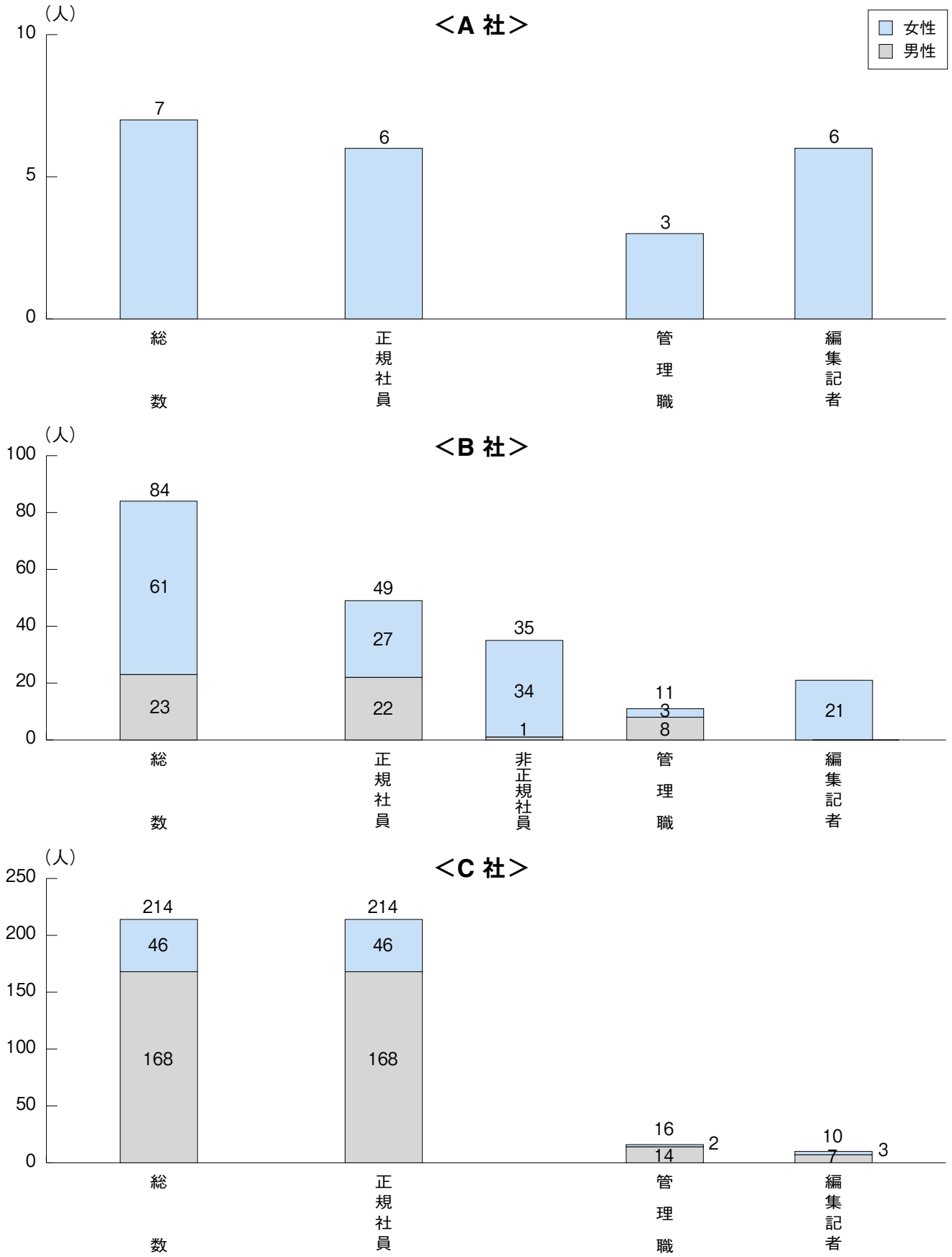

（資料）北九州市内にある情報通信サービス・報道関係３社

図83　教育段階別女性教員割合の推移（北九州市）

教育段階が高くなるほど女性教員は少ない。大学の女性教員は近年漸増、だが２割に満たず、男女差大

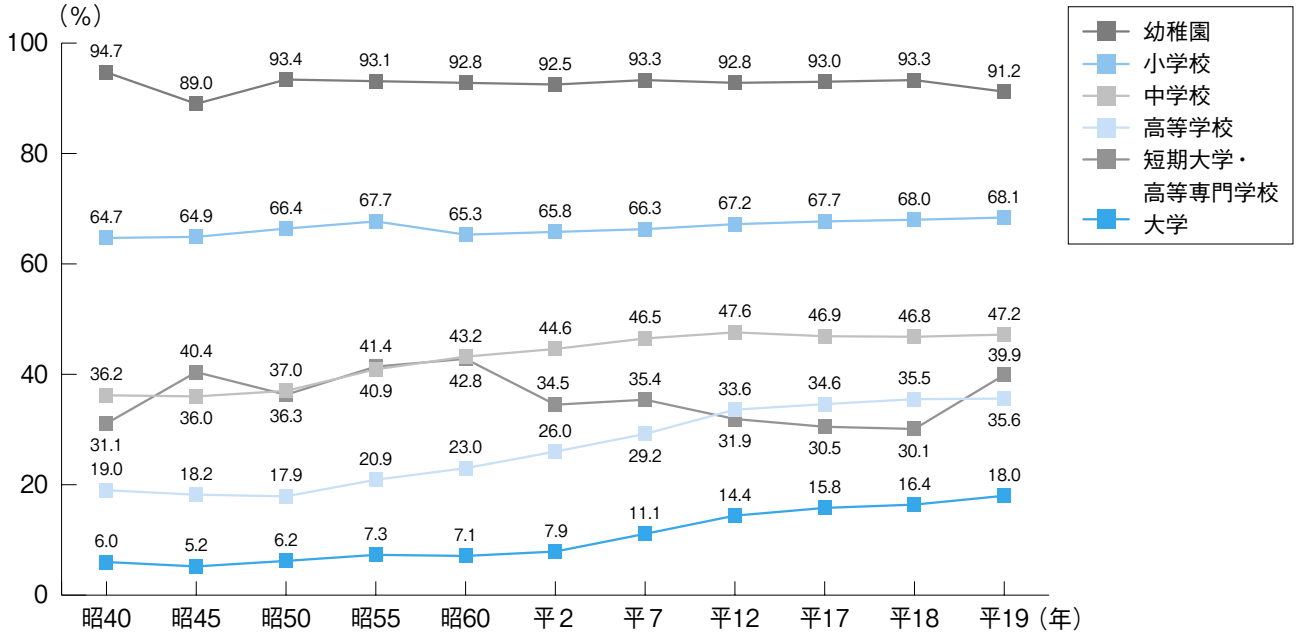

（注）本務者と兼務者の合計。幼稚園の昭和40年～平成18年、大学、短期大学、高等専門学校は兼務者の性別統計がないため、本務者のみ。
（資料）北九州市総務局統計課、北九州市教育委員会総務部企画課

図84　保育士数および男性割合の推移（北九州市）

男性保育士の割合は平成７年以降漸増、平成20年は3.1%（41人）。女性が圧倒的に多い

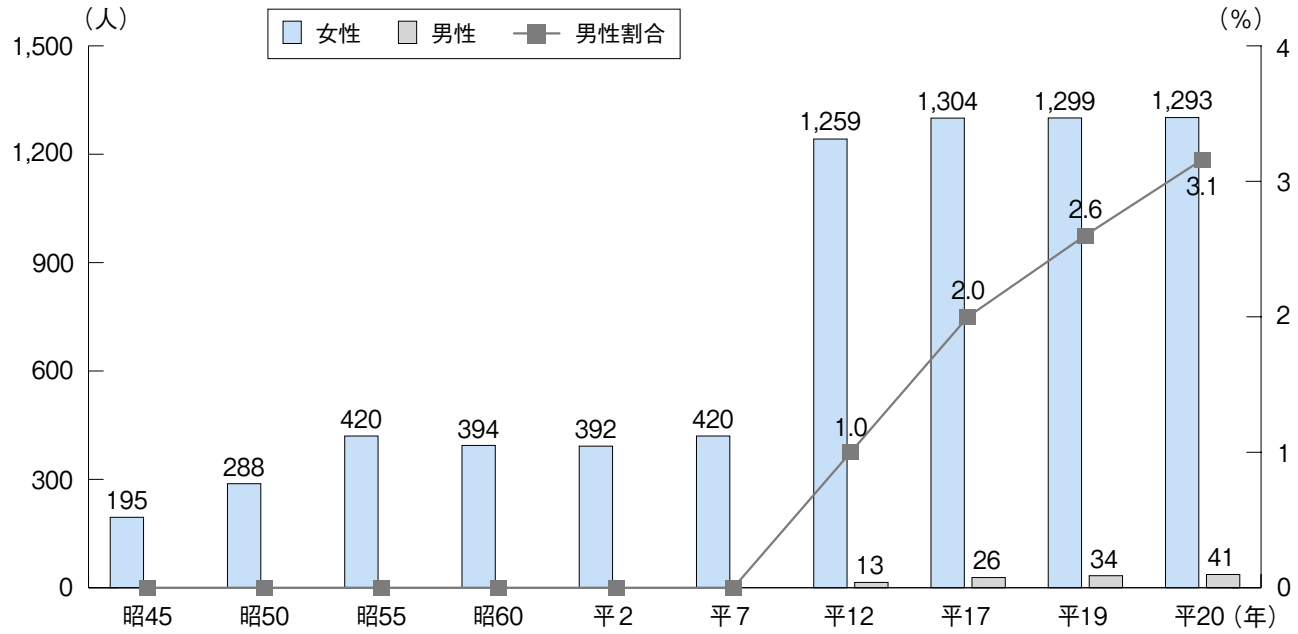

（注）昭和45年から平成７年までは北九州市職員の保育士のみ、平成12年からは民間保育所保育士との合計データ。
各年４月１日現在の保育士数。
（資料）北九州市総務市民局人事部人事課、北九州市保育所連盟

図85　北九州市立幼稚園の園長、市立小・中学校の校長、教頭における女性割合の推移

教育段階が上がるにつれて女性校長、教頭の割合は低く、初等･中等教育の政策･方針決定過程は男女差大。幼稚園園長は経年、女性100%。平成19年は小･中学校校長、教頭いずれも２割に満たず、中学校長はわずか3.2%

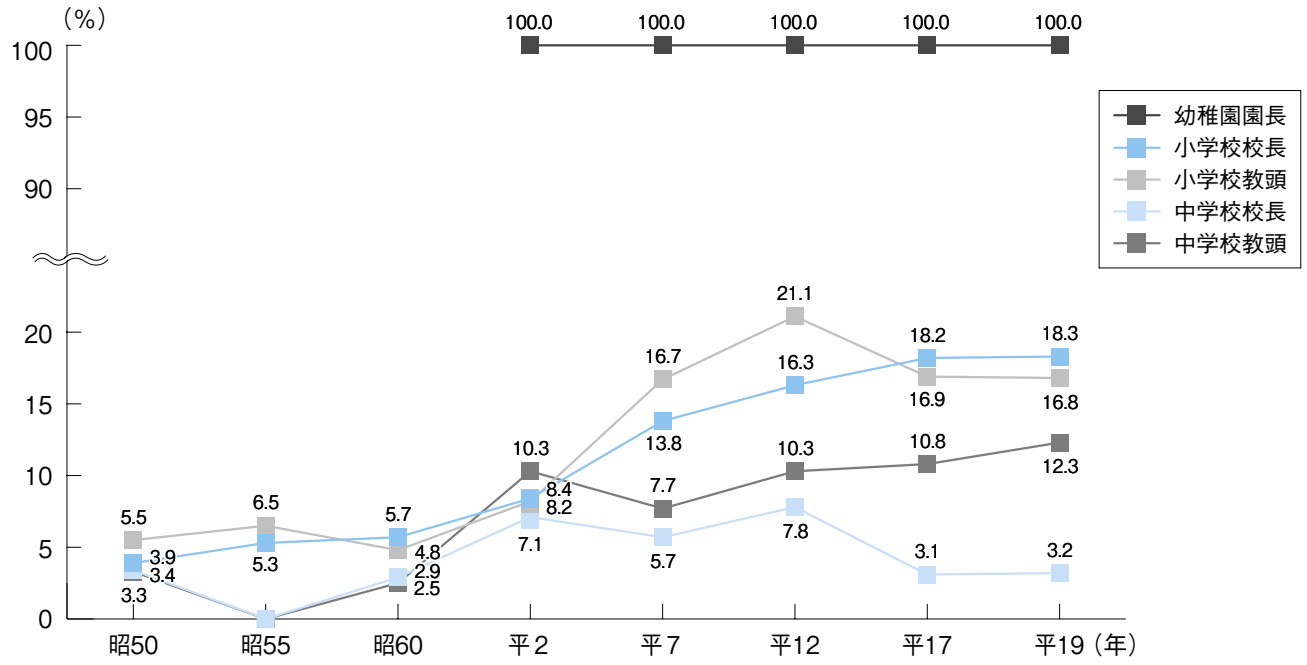

（注）幼稚園園長については、昭和50、55、60年のデータはなし。
（資料）北九州市教育委員会『教育調査統計資料』

図86　高等専門学校以上における講師以上の数および女性割合（北九州市、平成20年）

北九州市内の高等専門学校以上の教員における講師以上は、女性14.1%。国の目標「2020年30%」達成まで、短大･高等専門学校はあと8.1ポイント、4年制大学は17.2ポイント、要増加

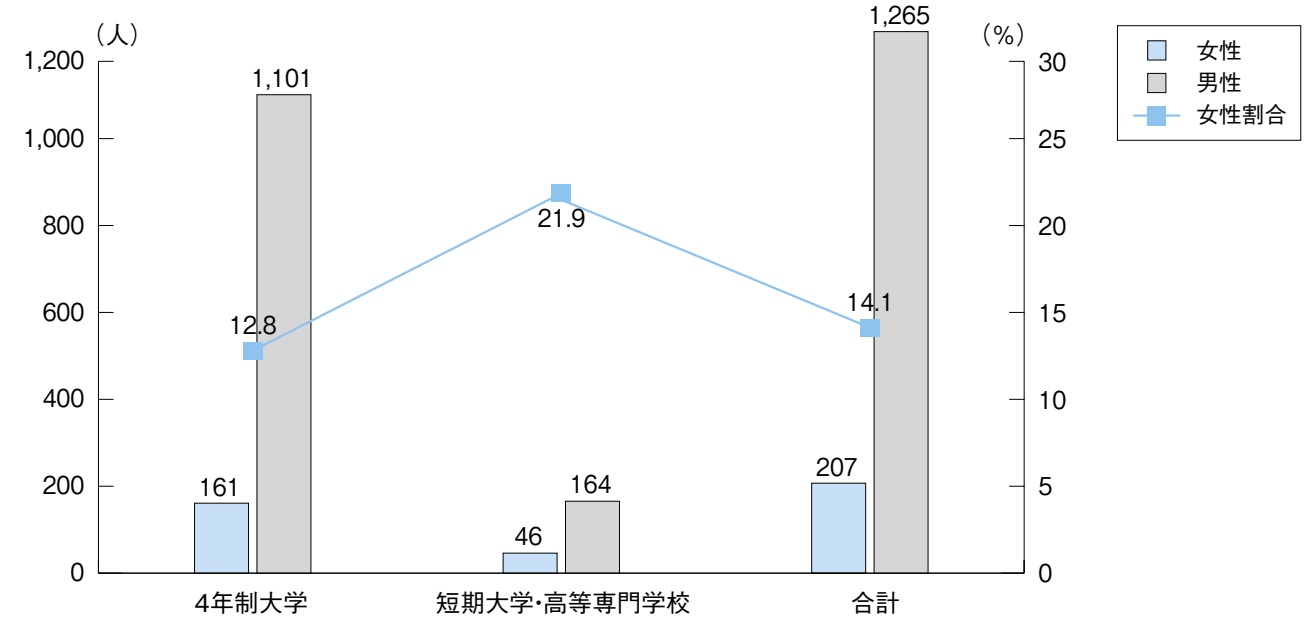

（注）平成20年のデータ。
（資料）九州共立大学、西日本工業大学、産業医科大学、九州工業大学、九州国際大学、北九州市立大学、九州栄養福祉大学、九州女子大学、西南女学院大学、九州歯科大学、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、九州女子短期大学、東筑紫短期大学、折尾愛真短期大学、西南女学院大学短期大学部、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校

図87　高等学校卒業後の進路別推移（北九州市）

進学率は上昇、就職率は減少、進学率が就職率を上回る。平成19年の進学率は女性51.3%、男性45.7%で、女性のほうが5.6ポイント高い

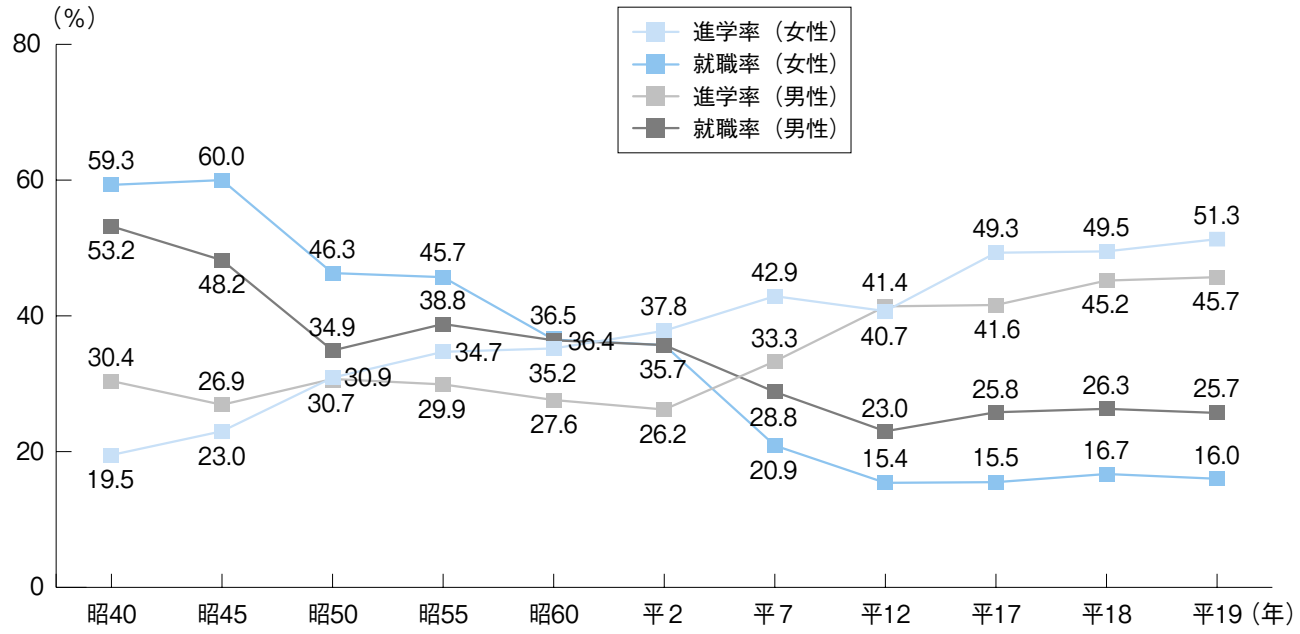

（注）進学校は、大学・短期大学の通信教育部および放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校の専攻科、盲学校・聾学校・養護学校高等部の専攻科を含む。就職者は就職進学者を含む。
（資料）北九州市教育委員会企画課

図88　４年制大学、短期大学などの進学率の推移（北九州市）

４年制大学進学率は男女とも増加。平成19年の女性の短大進学率は平成２年ピーク時の半分以下に減少

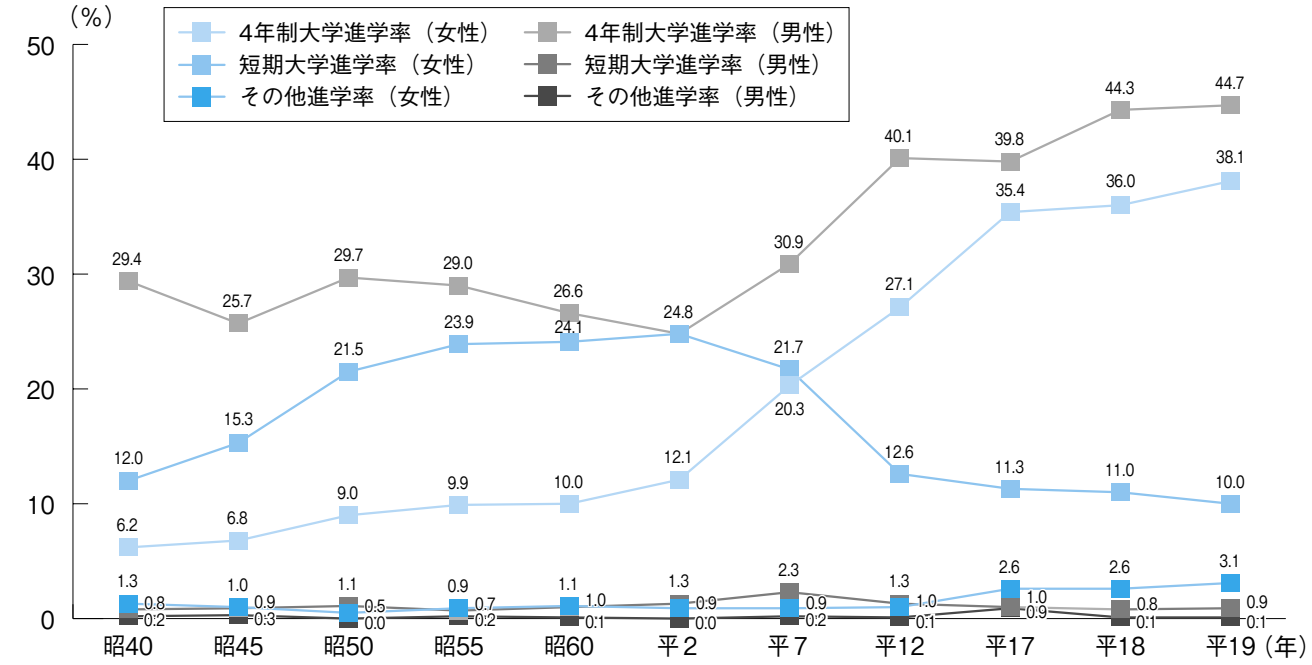

（注）「その他」は大学・短期大学通信教育部および放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校の専攻科、国立工業教員養成所。
（資料）北九州市教育委員会総務部企画課

図89　４年制大学、短期大学における女性学・ジェンダー論関連科目数の推移（北九州市）

女性学･ジェンダー論関連科目数は、４年制大学は増加、短期大学は減少

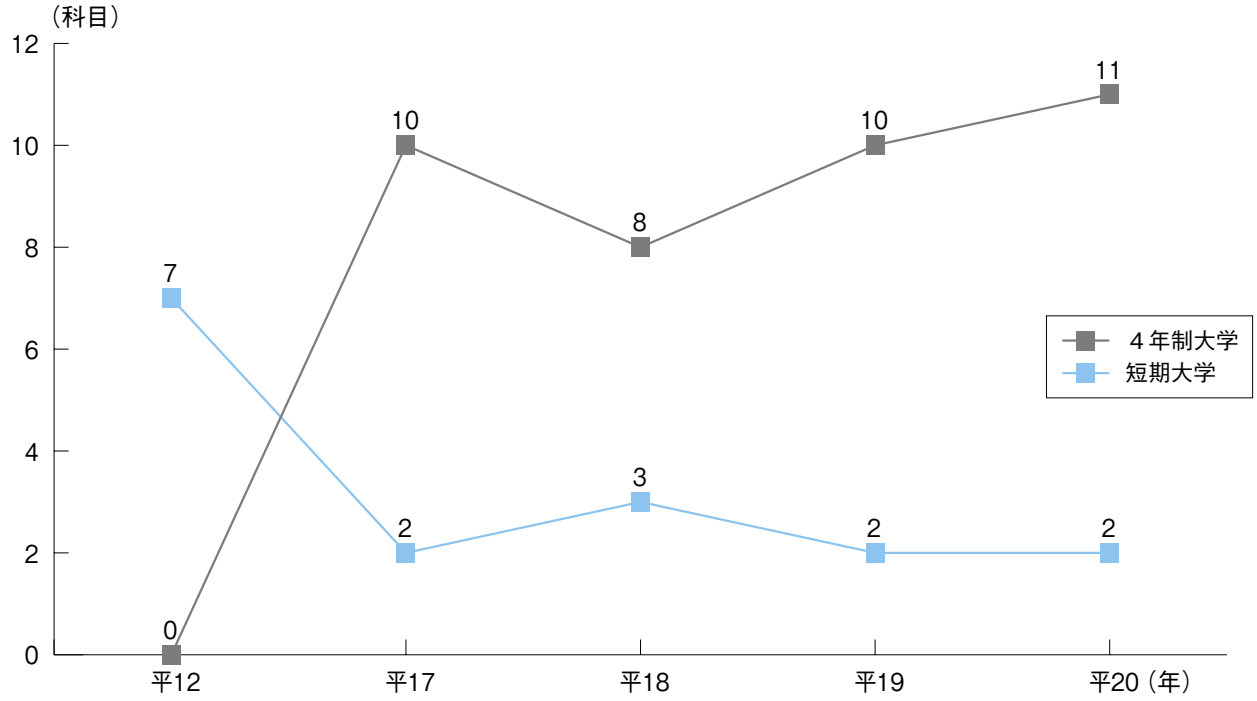

（資料）独立行政法人国立女性教育会館女性学・ジェンダー論関連科目データベース

図90　外国人登録者数の推移（北九州市）

外国人登録者数は増減を繰り返し、緩やかに増加。平成12年以降、登録者数が男女逆転し、女性が増加

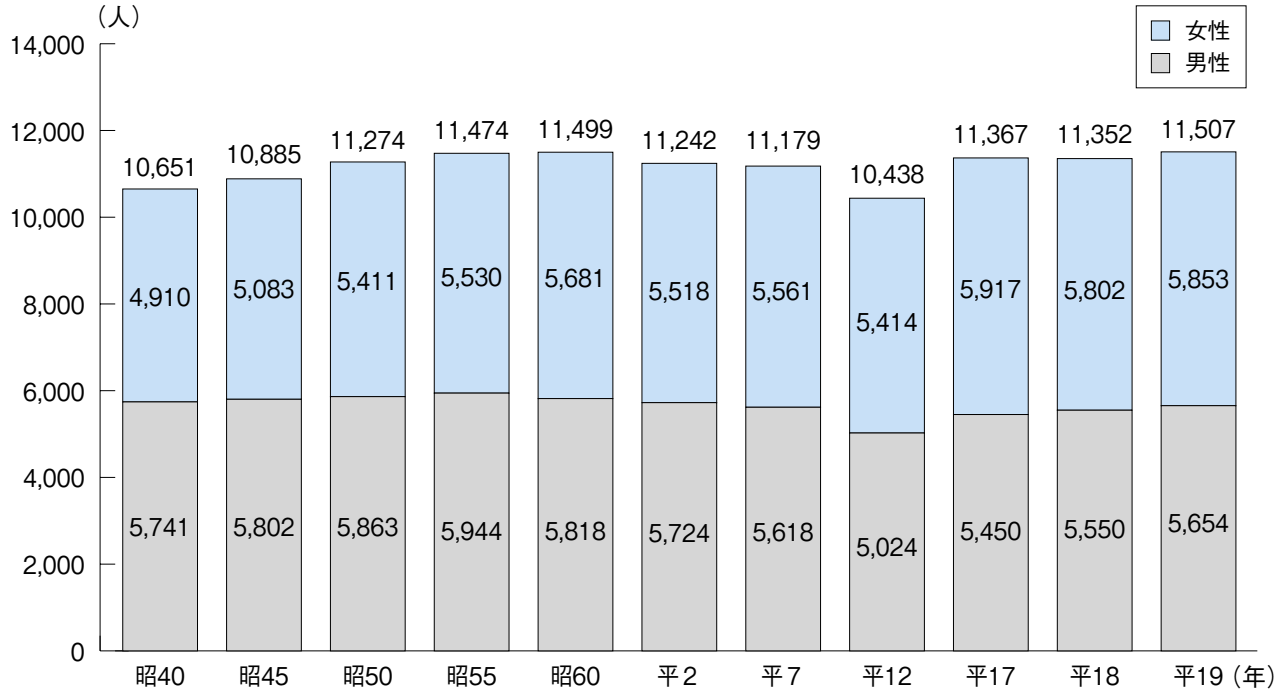

（資料）北九州市総務市民局区政課

図91　国籍別外国人登録者数（北九州市、平成19年）

外国人登録者数は男女とも「朝鮮または韓国」がもっとも多く、ついで「中国」、両者で全体の約９割を占める。３番目は男性「アメリカ」、女性「フィリピン」。フィリピン国籍女性は男性の約６倍

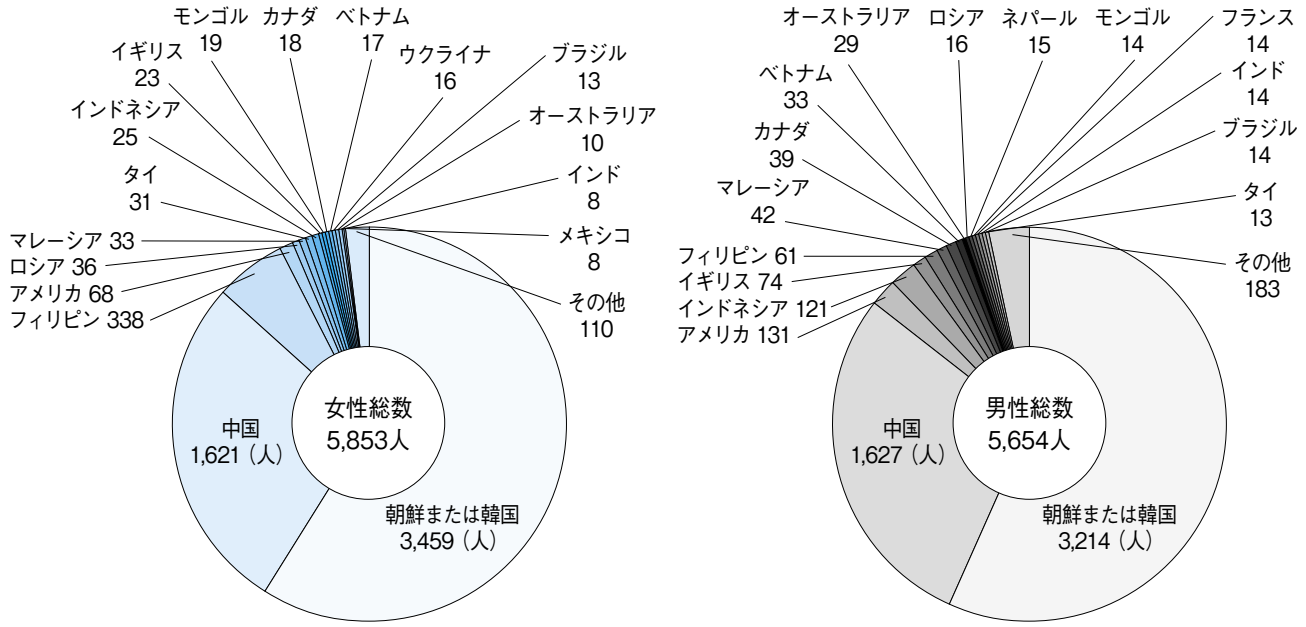

（注）国名は法務省外国人登録事務取り扱い要領による。
（資料）北九州市総務市民局区政課

図92　夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数の推移（北九州市）

夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数は、増減を繰り返しながら増加。妻外国人･夫日本人の婚姻件数は、経年、妻日本人･夫外国人の２～３倍で推移

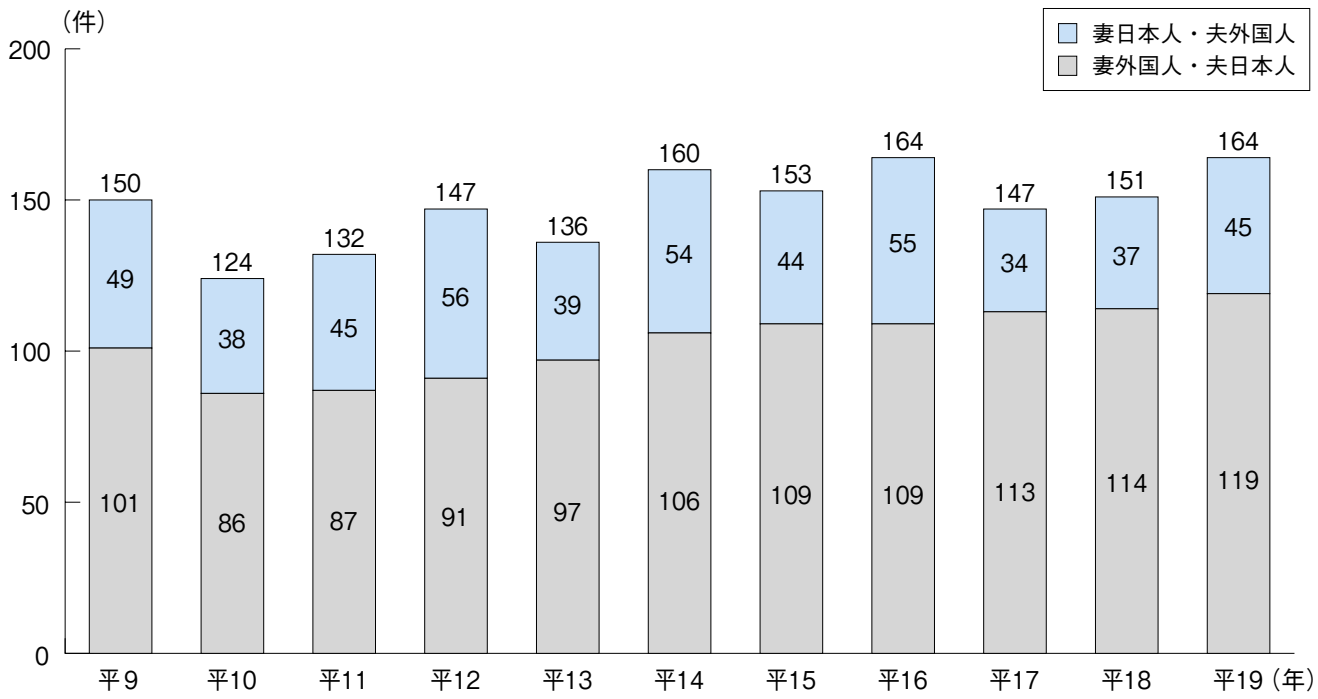

（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図93　北九州市在学留学生数の推移（北九州市）

北九州市に在学する留学生数は平成12年から平成17年にかけて急増。平成20年は女性45.7%（804人）で、男女差は僅少

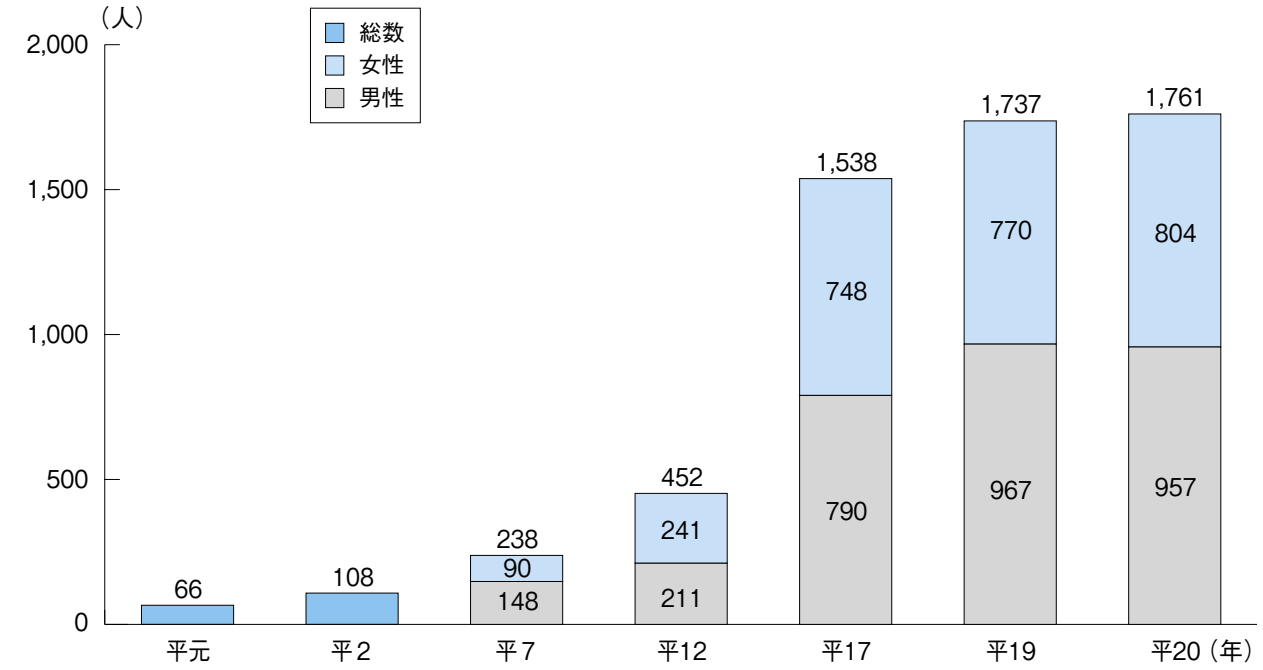

（注）平成元年、２年は性別データ不明。
（資料）財団法人北九州国際交流協会

図94　JICA九州国際センターの受け入れ研修生数および女性割合の推移

開発途上国からの女性研修生の受け入れは、３割前後で推移し、横ばい

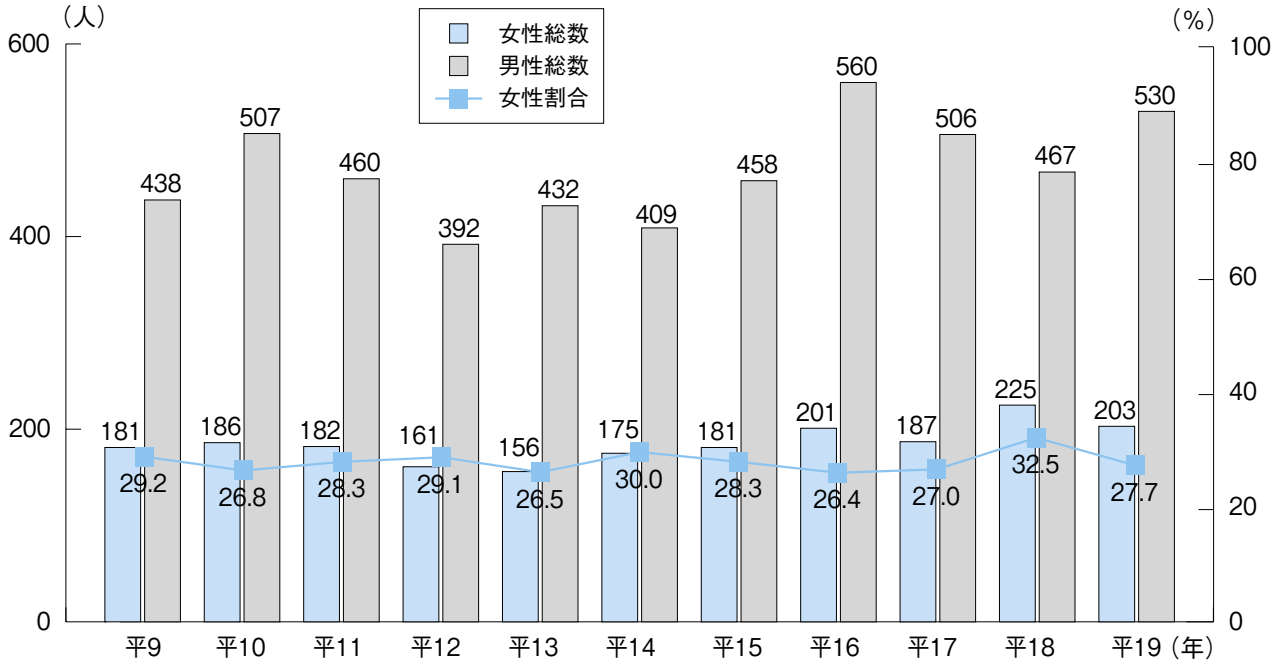

（注）研修生の数は新規と継続を含む。
（資料）独立行政法人国際協力機構 JICA九州国際センター総務課

図95　JICA九州国際センターの職員数および男女の割合（平成20年）

平成20年のJICA職員の構成は、女性正規職員10.3%、女性非正規職員（派遣･外部要員）37.9%、男性正規職員37.9%、男性非正規職員（派遣･外部要員）13.8%

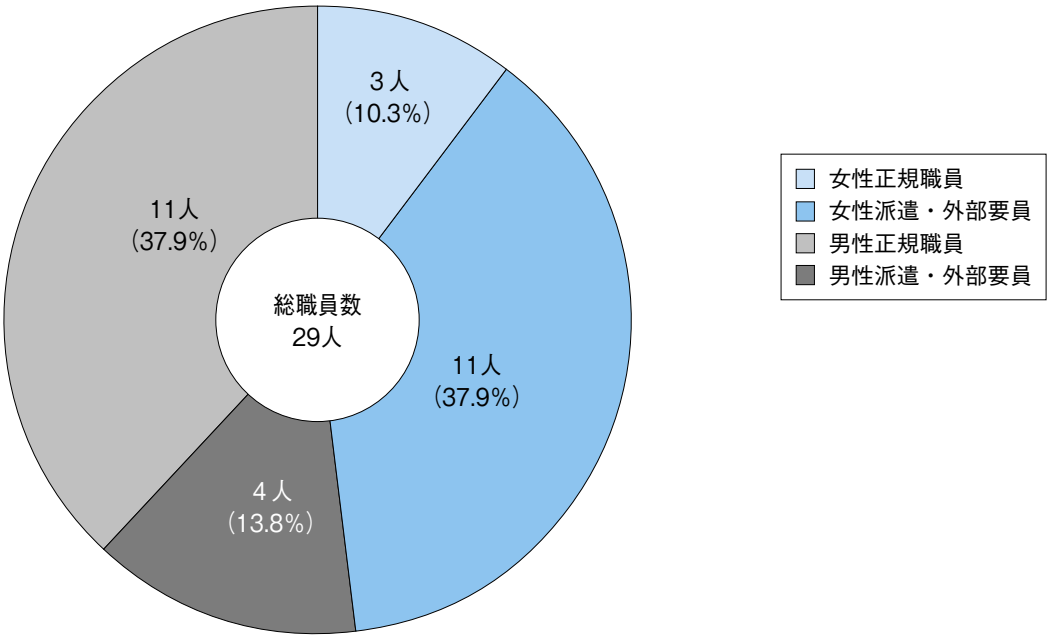

（資料）独立行政法人国際協力機構 JICA九州国際センター総務課

図96　国際協力などの活動分野別NPO法人数の推移（北九州市）

国際協力の分野で活動するNPO法人の登録数は近年、４～６件の間を増減し、横ばい。男女共同参画社会の分野の活動も、経年１～３件の登録で、横ばい

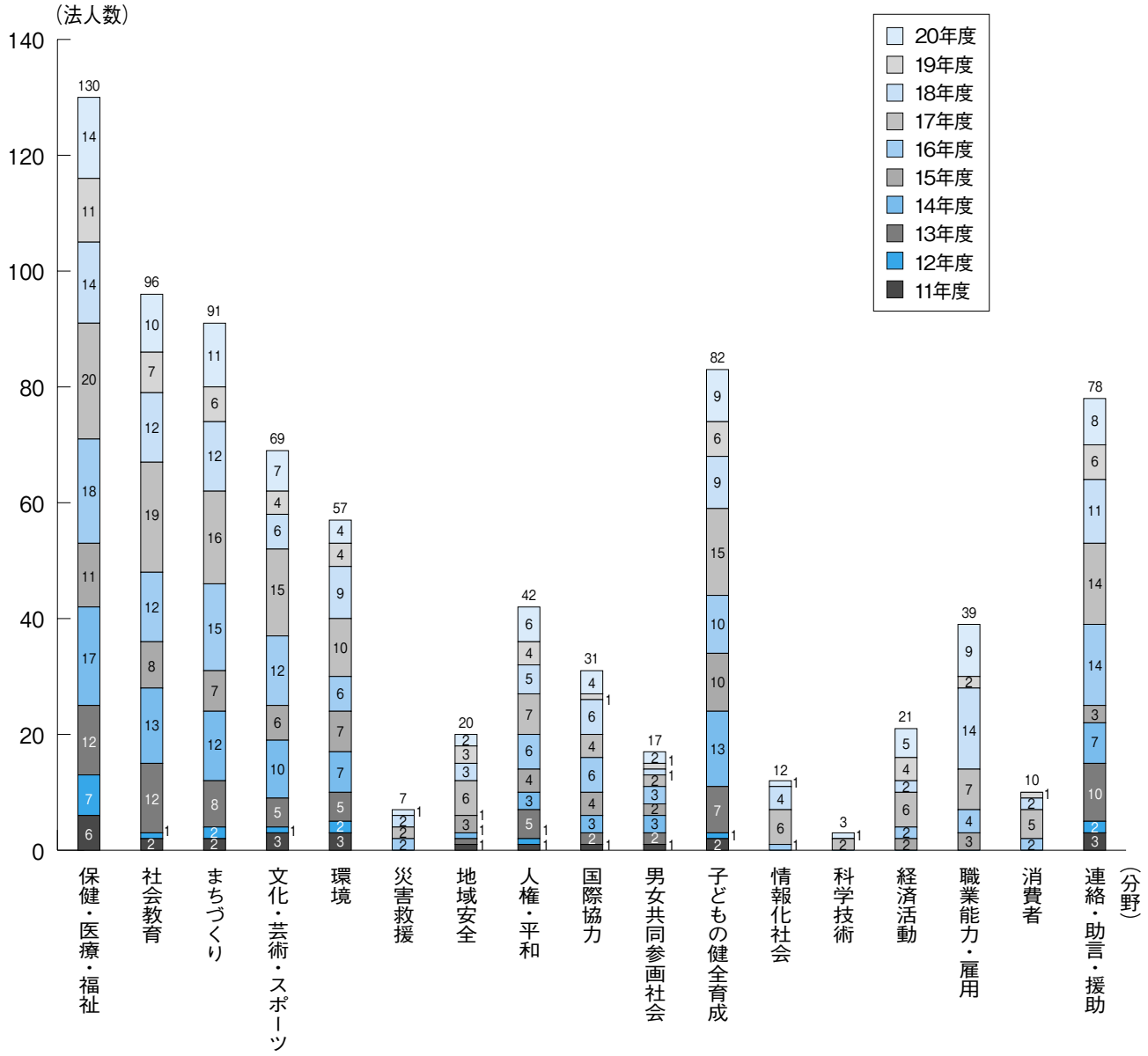

（注）平成21年２月28日現在、北九州市内に主たる住所を置くNPO法人（福岡県認証、内閣府認証）の数。
（資料）北九州市総務市民局地域振興課

表１　設立認証年度別NPO法人数の推移

NPO法人の認証数は増減を繰り返しながら、微増

認証数＼年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
福岡県認証	9	10	16	24	21	37	40	27	17	22	223
内閣府認証	1	1	4	0	1	0	2	1	1	0	11
計	10	11	20	24	22	37	42	28	18	22	234

（注）平成21年２月28日現在、北九州市内に主たる住所を置くNPO法人の数。
（資料）北九州市総務市民局地域振興課

図97　基本健康診査における項目別有所見率の推移（北九州市）

経年、有所見率はどの検査項目においても男性のほうが高い。貧血、総コレステロール、糖尿病の有所見率が、男女とも上昇

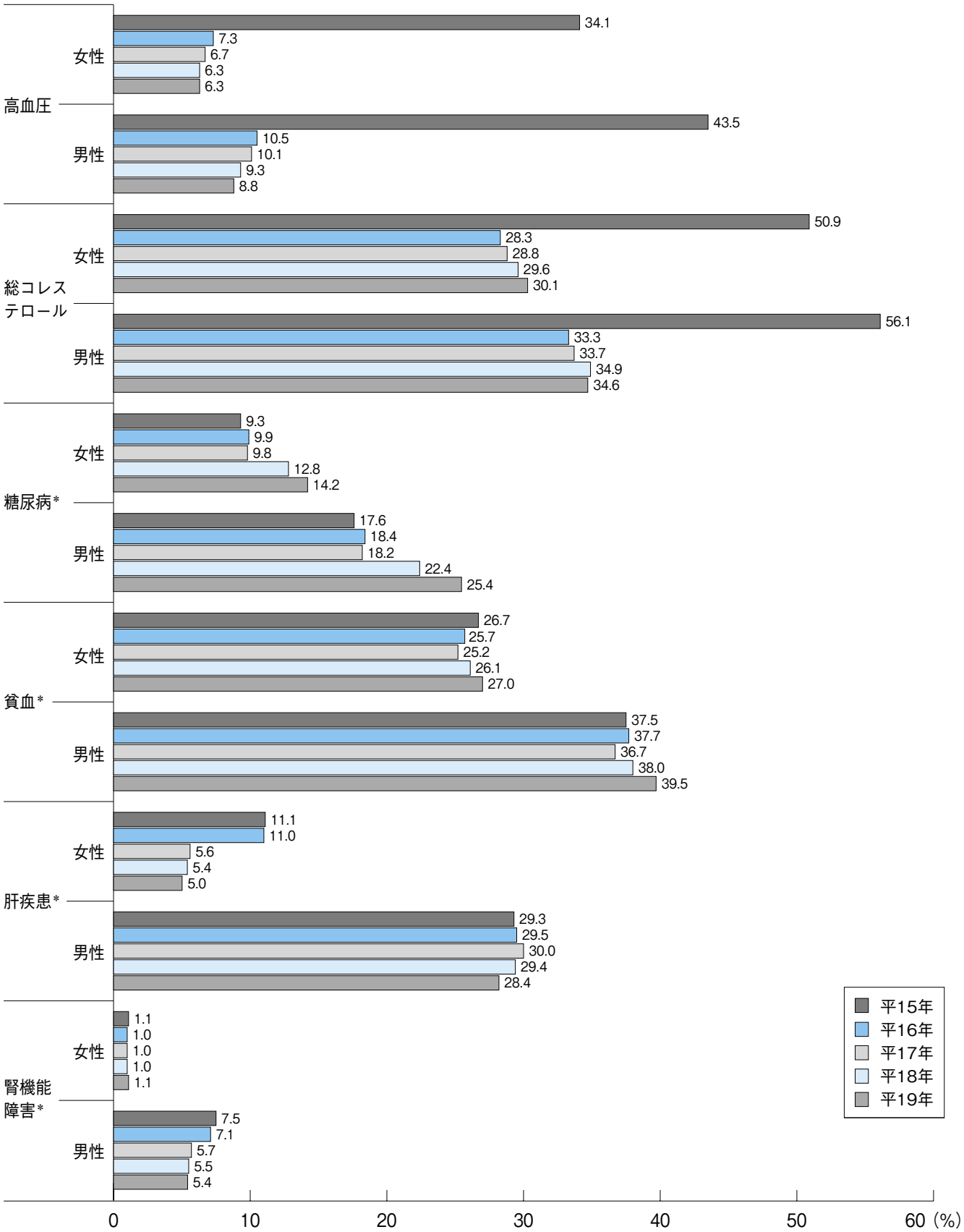

（注）有所見率とは、定期健康診断にもとづく、要観察・要再検査などの健康不全状態を示す数字。*は疑いを含む。
（資料）北九州市保健福祉局『保健福祉レポート』、北九州市保健福祉局健康推進課

図98　性別、年齢階級別喫煙状況（北九州市、平成20年）

30～64歳の男性は約５割が喫煙状況にある（平成20年）。おおむね男女の喫煙比率は平成16年より減少。19～29歳女性の喫煙比率は上昇

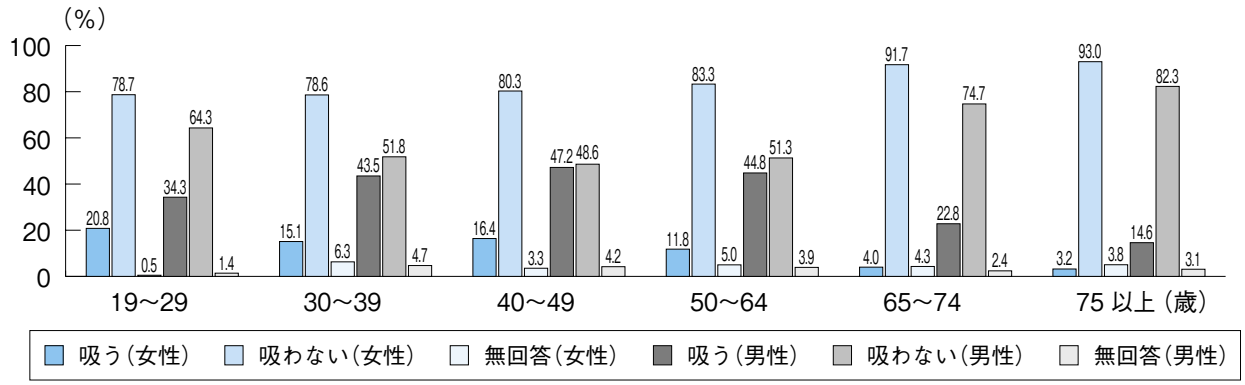

（注）総数は女性1,778人、男性1,298人。
（資料）北九州市保健福祉局健康推進課『北九州市健康づくり実態調査報告』（平成20年）

図99　性別、年齢階級別喫煙状況（北九州市、平成16年）

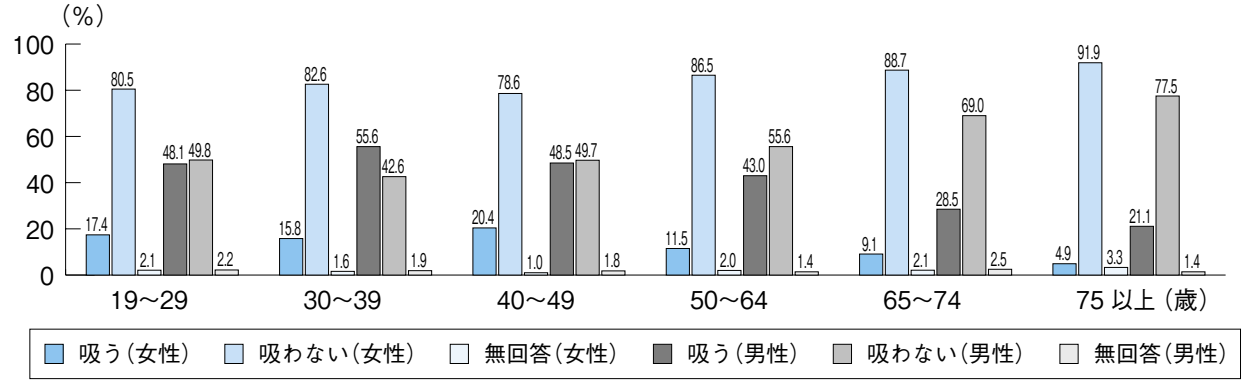

（注）総数は女性2,209人、男性1,604人。
（資料）北九州市保健福祉局健康推進課『北九州市健康づくり実態調査報告』（平成16年）

図100　喫煙状況の推移（北九州市）

平成20年の喫煙者は男性３割強、女性１割強。平成16年以降、男女とも減少

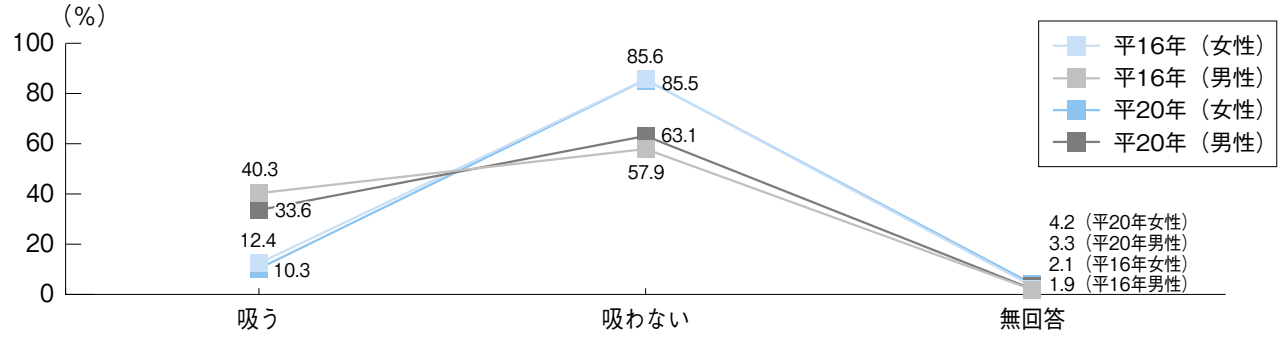

（注）総数は平成16年女性2,209人、男性1,604人、平成20年女性1,778人、男性1,298人。
（資料）北九州市保健福祉局健康推進課『北九州市健康づくり実態調査報告』（平成16年、平成20年）

図101　骨粗しょう症検診受診者数の推移（北九州市）

平成19年の骨粗しょう症検診受診者数は、前年度に比べ男性は33人増。減少傾向にあった女性は224人増。
女性受診者は男性の約6.5倍

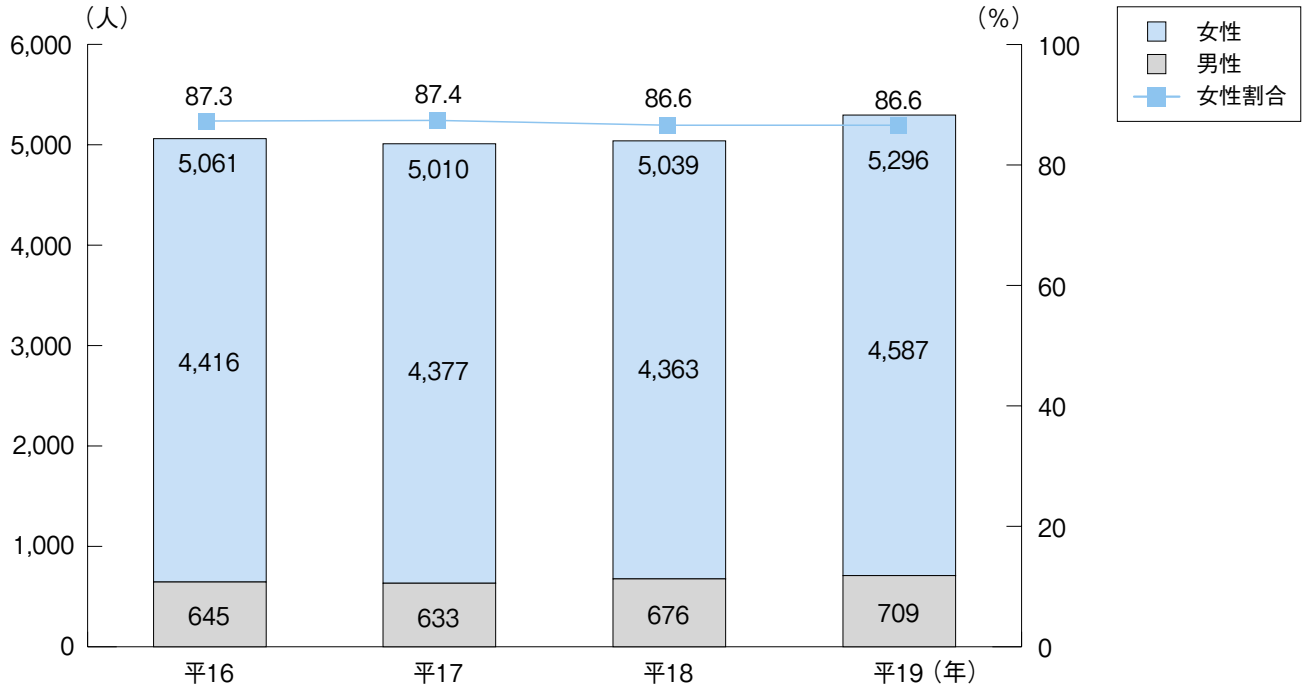

（資料）北九州市保健福祉局健康推進課

図102　死亡数に占める死因の割合（北九州市、平成19年）

死因は男女とも、第１位「悪性新生物」（がん）、第２位「心疾患」、第３位「脳血管疾患」で約６割を占める

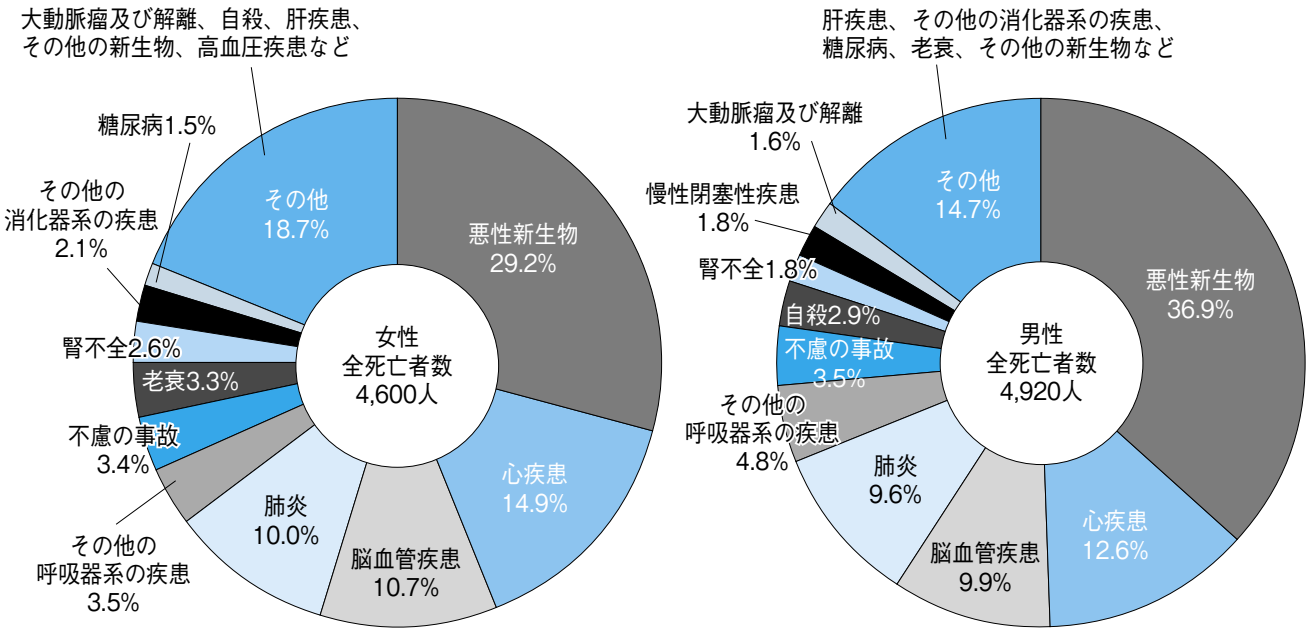

（資料）北九州市保健福祉局健康推進課、北九州市総務市民局情報政策室

表２　死因順位（北九州市、平成19年）

死因順位は第７位以下で男女差がみられる。第７位は女性「老衰」、男性「自殺」

	女　性			男　性		
	死因	死亡数（人）	死亡率（人口10万対）	死因	死亡数（人）	死亡率（人口10万対）
第1位	悪性新生物	1,345	256.8	悪性新生物	1,814	391.3
第2位	心疾患	687	131.2	心疾患	618	133.3
第3位	脳血管疾患	493	94.1	脳血管疾患	486	104.8
第4位	肺炎	460	87.8	肺炎	472	101.8
第5位	その他の呼吸器系の疾患	162	30.9	その他の呼吸器系の疾患	234	50.5
第6位	不慮の事故	158	30.2	不慮の事故	172	37.1
第7位	老衰	150	28.6	自殺	145	31.3
第8位	腎不全	121	23.1	腎不全	88	19.0
第9位	その他の消化器系の疾患	95	18.1	慢性閉塞性肺疾患	88	19.0
第10位	糖尿病	70	13.4	大動脈瘤及び解離	78	16.8
10位以下	その他	859	－	その他	725	－
	全女性	4,600	878.4	全男性	4,920	1,061.3

（資料）北九州市保健福祉局健康推進課、北九州市総務市民局情報政策室

図103　自殺死亡率の推移（北九州市、全国）

自殺死亡率は、全国同様、男性のほうが高く推移。平成19年北九州市は女性10.9、男性31.3、男性は女性の約３倍

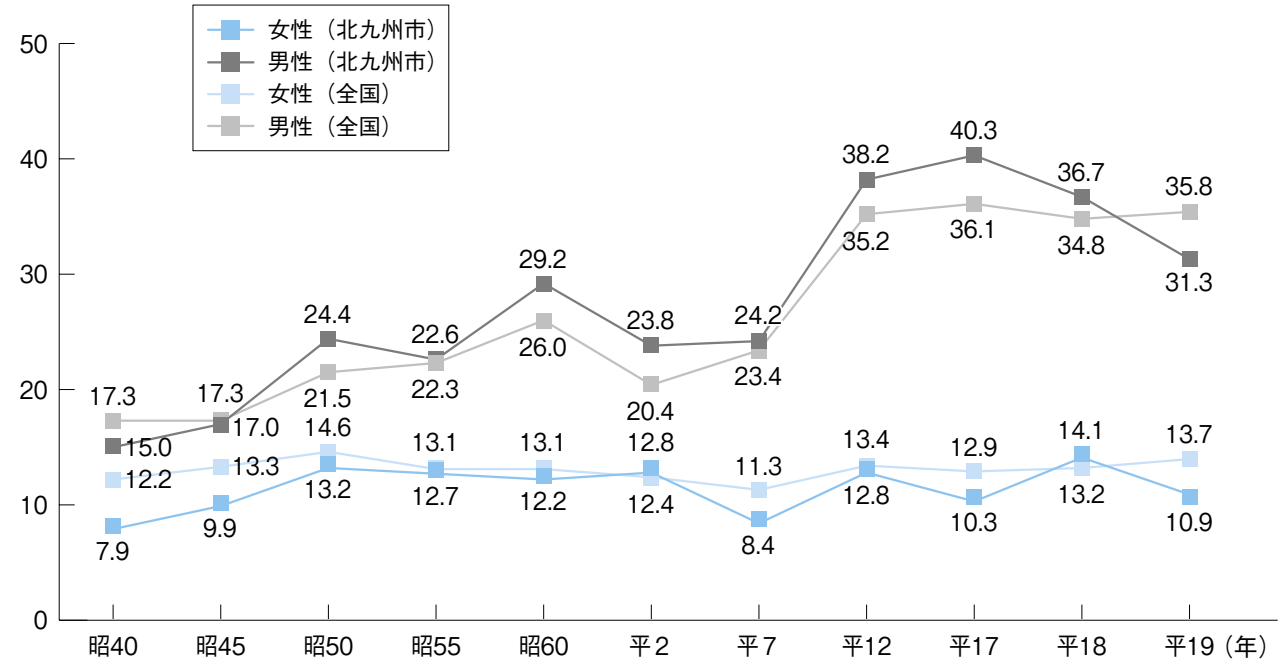

（注）死亡率（人口10万対）
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図104　乳がん、子宮がんによる死亡率の推移（北九州市）

子宮がんによる死亡率は近年減少。乳がんによる死亡率はここ10年で約３倍に増加

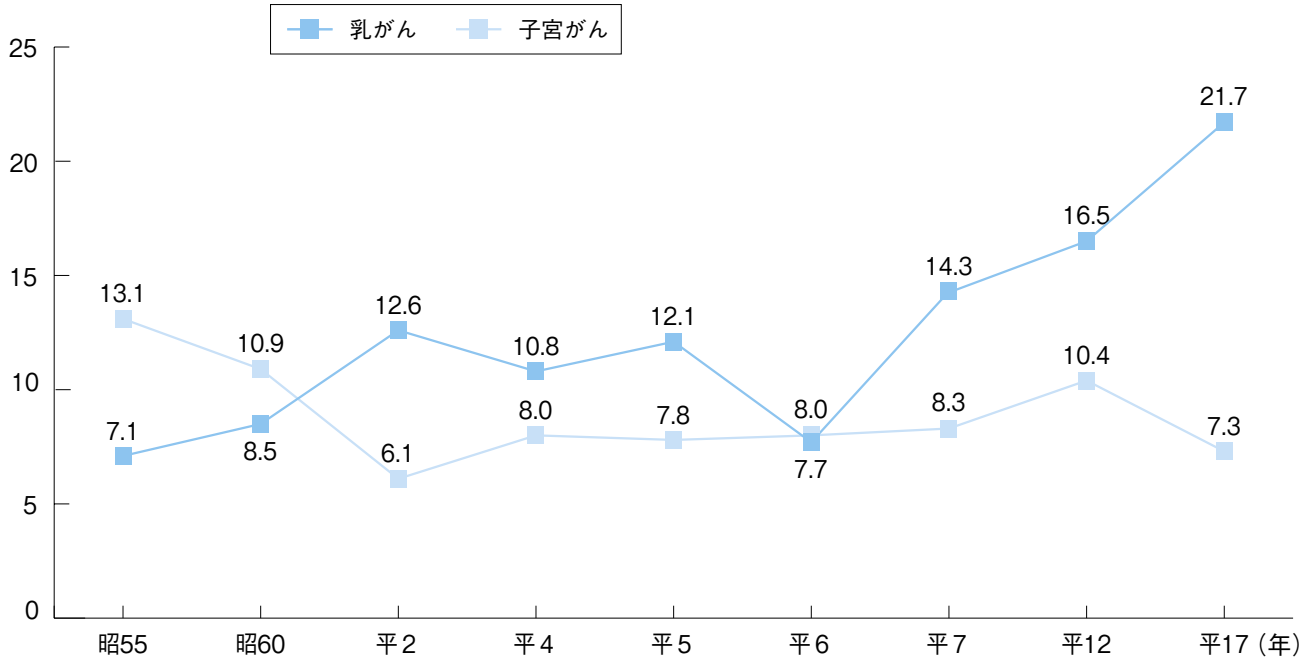

（注）死亡率（女性人口10万対）
（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課

図105　乳児死亡・新生児死亡・死産・周産期死亡・妊産婦死亡率の推移（北九州市）

平成18年の死産率は30.6（全国平均27.5）、妊産婦死亡率は22.9（全国4.8）で、妊産婦死亡率は全国の約５倍。周産期死亡率4.1（全国7.1）、乳児死亡率2.5（全国2.6）、新生児死亡率1.3（全国1.3）

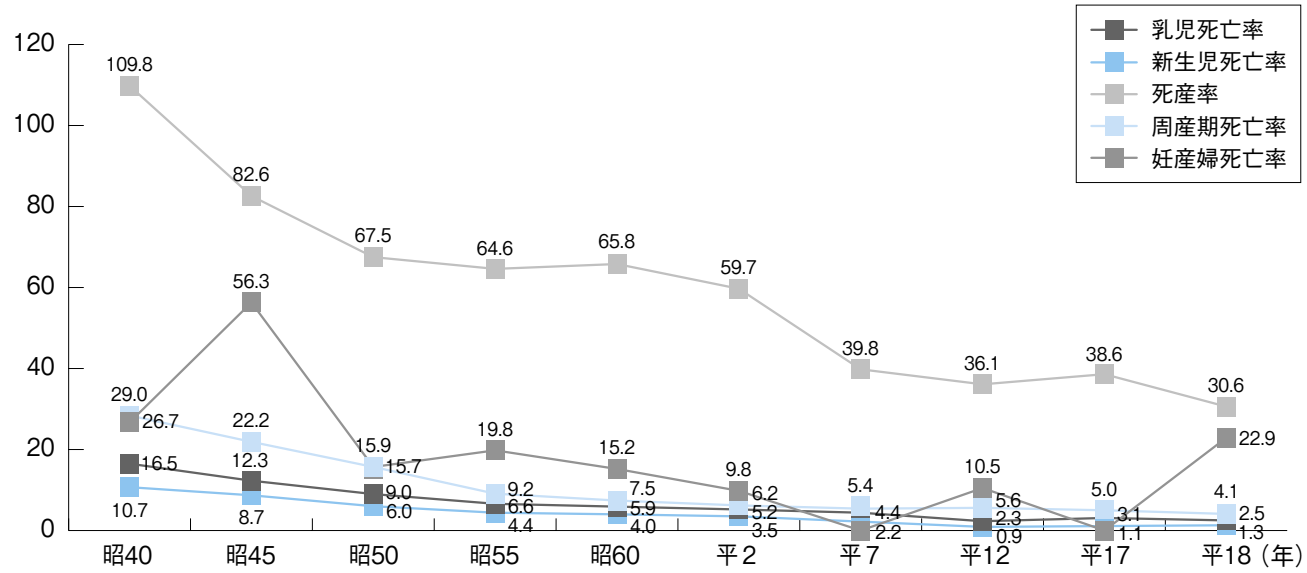

（注）乳児死亡率、新生児死亡率は出生千対（新生児…生後４週未満、乳児…生後１年未満の小児）。
死産率は出産（出生+死産）千対、死産（自然＋人工）。周産期死亡率は昭40～60年は出生千対（周産期死亡…後期死亡と早期生児死亡の合計）、平成２～18年は出産（出生+妊娠満22週以後の死産）千対（周産期死亡…妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡の合計）。妊産婦死亡率は出産（出生+死産）10万対。
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』、北九州市衛生局総務課、北九州市各保健所、厚生労働省『人口動態統計』

図106　HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）

近年、男性の感染者報告数が顕増。平成20年は男性感染者９人で、過去最高

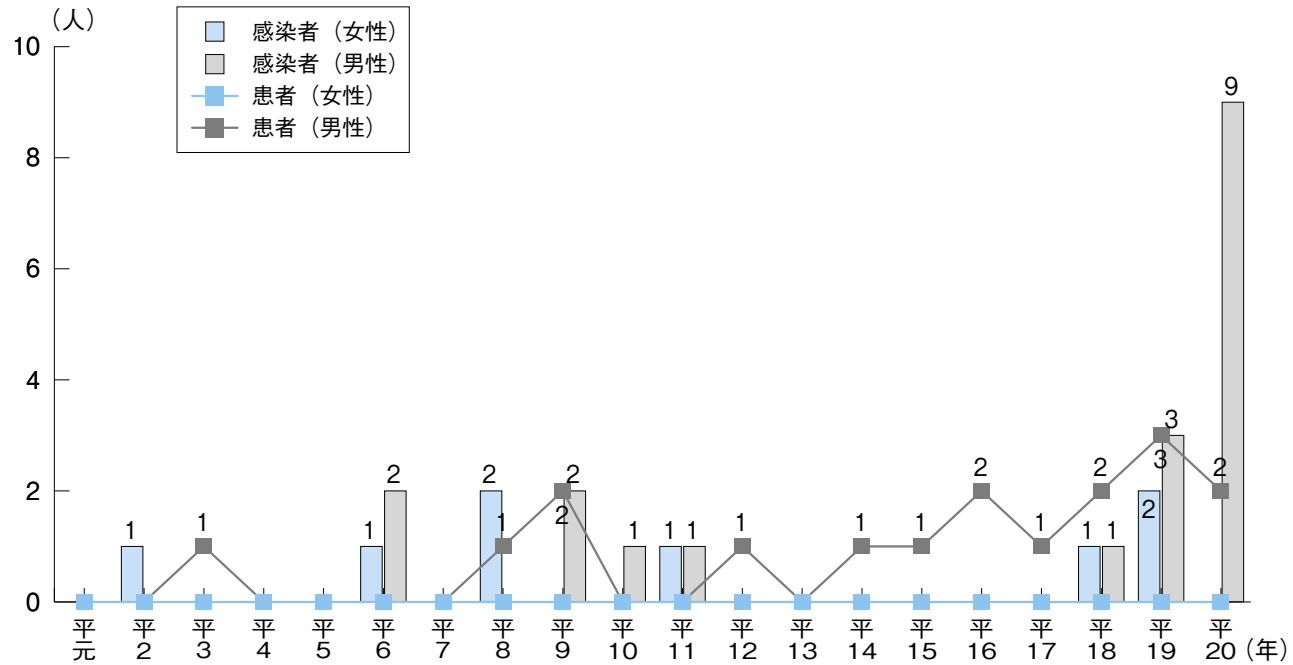

（注）感染者はHIVウイルス保持者。患者はエイズ症状の発症者。
（資料）北九州市保健福祉局保健医療部保健衛生課

表３　感染経路別HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）

感染経路の累計最多は、感染者は異性間性的接触、患者は同性間性的接触

区分＼年		平成元年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	累計
感染者	異性間性的接触	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2	2	12
	同性間性的接触	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	その他・不明	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	11
患者	異性間性的接触	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	1	6
	同性間性的接触	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	2	8
	その他・不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	5
合計		0	1	1	0	0	3	0	3	4	1	2	1	0	1	1	2	1	4	8	11	44

（注）数値は北九州市内にある医療施設からの報告数およびその累計。
（資料）北九州市保健福祉局保健医療部保健衛生課

図107　女性の年齢階級別不妊手術件数の推移（北九州市）

女性の不妊手術件数は、ここ10年間増減を繰り返しながら半分以下に減少。平成19年は、経年、最多件数で推移してきた30～34歳の術件数は減少し、35～39歳が増加

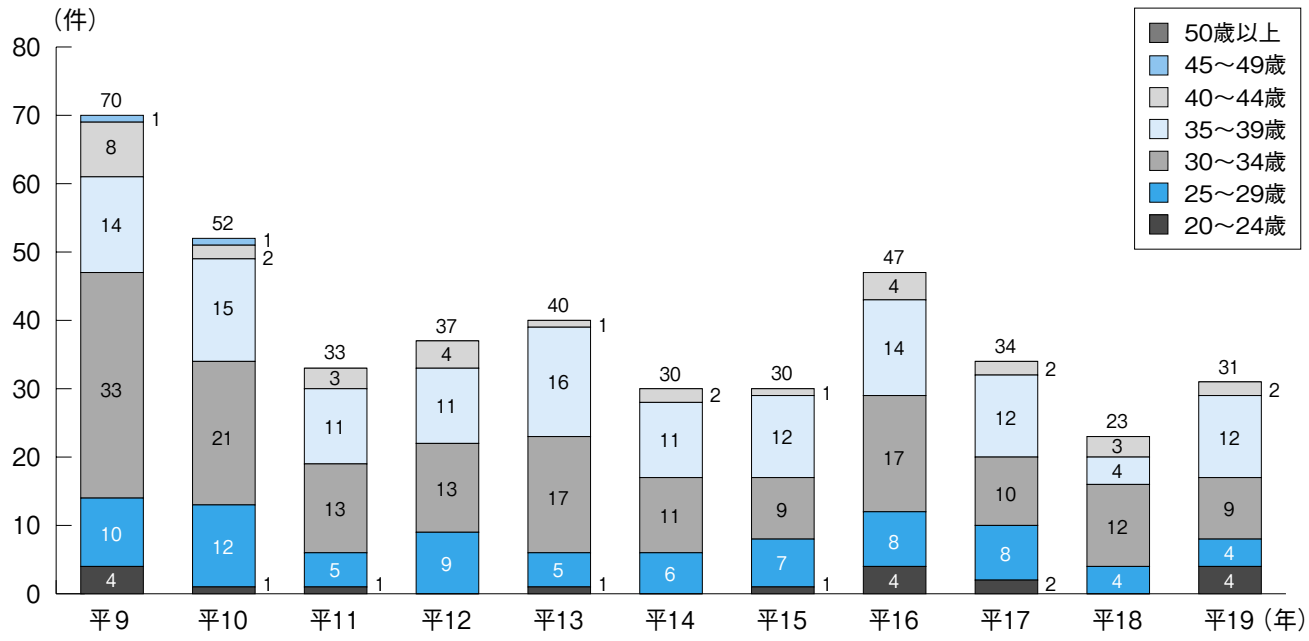

（注）平成13年までは暦年の数値であり、平成14年からは年度の数値である。
（資料）北九州市保健福祉局『北九州市衛生統計年報』（平成９～20年度版）、平成19年度のデータは北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課（平成21年３月９日）

表４　20歳未満の人工妊娠中絶件数および実施率の推移（北九州市、全国）

20歳未満の人工妊娠中絶実施率は、平成12年まで全国より１～２ポイント高い割合で上昇。平成17年以降は減少に向かい、平成18年北九州市は10.8%、全国9.9%

	年 / 件数・割合	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成18年
北九州市	総数（件）	14,204	12,698	10,074	7,460	6,314	5,231	4,225	4,358	3,240	2,863
	20歳未満（件）	336	319	284	360	380	436	382	621	404	309
	割合（%）	2.4	2.5	2.8	4.8	6.0	8.3	9.0	14.2	12.5	10.8
全国	総数（件）	843,248	732,033	671,597	598,084	550,127	456,797	343,024	341,146	289,127	276,352
	20歳未満（件）	13,303	14,314	12,123	19,048	28,038	32,431	26,117	44,477	30,119	27,367
	割合（%）	1.6	2.0	1.8	3.2	5.1	7.1	7.6	13.0	10.4	9.9

（注）『母体保護統計報告』により報告を求めていた平成13年度までは暦年の数値であり、『衛生行政報告例』に統合された平成14年からは年度の数値である。
（資料）北九州市衛生局総務課、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課、厚生労働省『人口動態統計』、厚生労働省『衛生行政報告例』

図108　人工妊娠中絶実施率の推移（20歳以上50歳未満）（北九州市、全国）

20歳以上50歳未満女性の中絶実施率は、経年、全国値を上回り、格差を縮めながら減少。北九州市は昭和40年の54.5から平成17年の15.1へ、約４分の１に減少

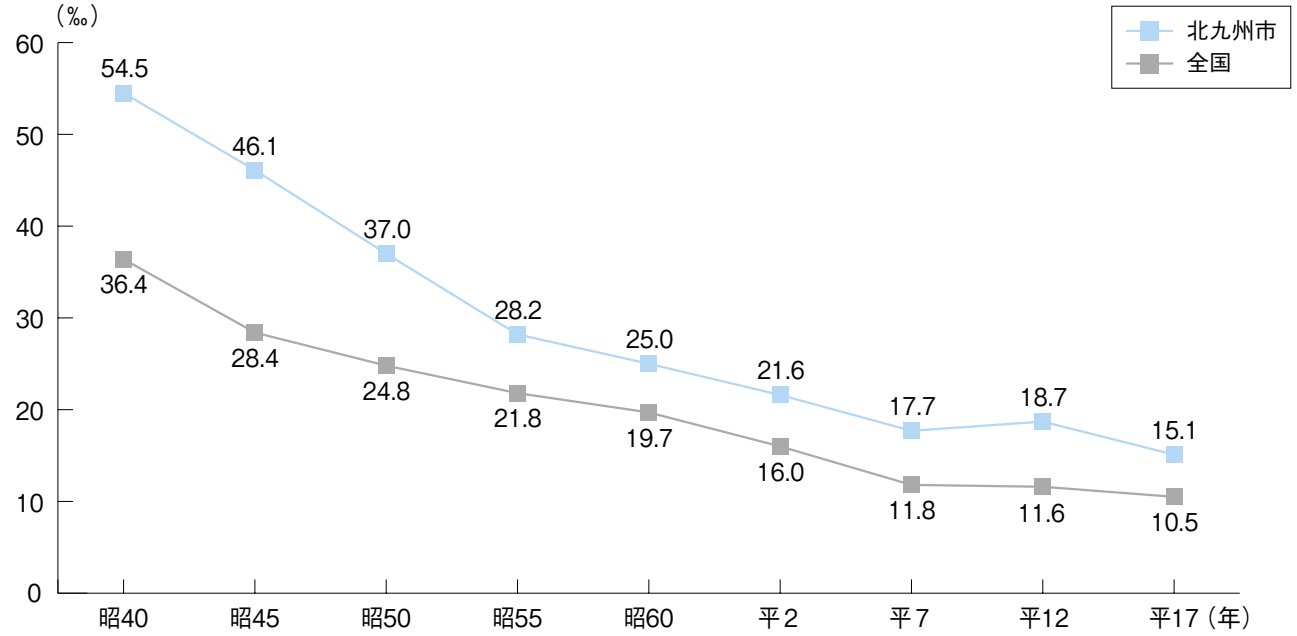

（注）平成14年度以前の15歳未満の全国データおよび15歳未満の北九州市データはないため、
　　20歳以上50歳未満を対象とした。人工妊娠中絶実施率（人口千対）。
（資料）北九州市衛生局総務課、総務省統計局『国勢調査』、総務省統計局『母体保護統計報告』、総務省統計局『衛生行政報告例』

図109　年齢階級別妊娠数に対する人工妊娠中絶割合の推移（北九州市）

19歳以下の人工妊娠中絶の割合は最高75.0%（平成12年）から62.4%（平成18年）へ12.6ポイント減少、だが依然高い。35～39歳の中絶割合は最高73.1%（昭和40年）から24.2%（平成18年）へ48.9 ポイント減少し、３分の１に

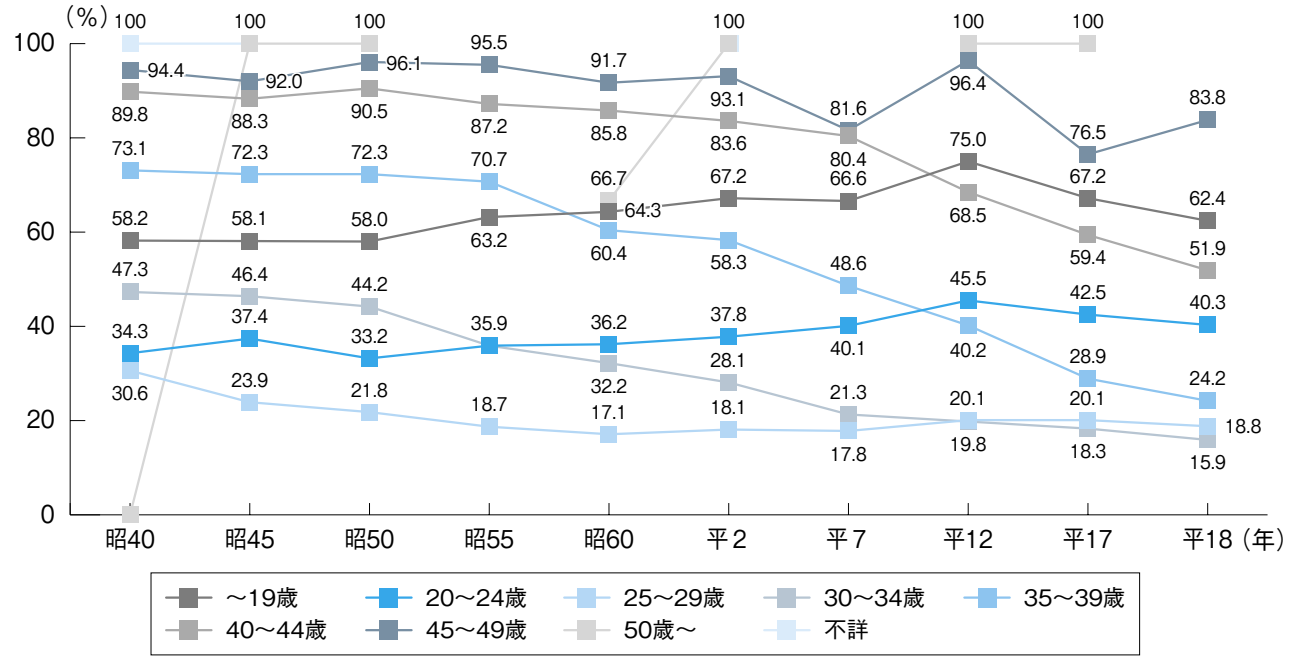

（注）妊娠数=出生数＋人工妊娠中絶数
　　人工妊娠中絶割合（%）=人工妊娠中絶件数／妊娠数×100
（資料）北九州市保健所健康増進課、北九州市衛生局総務課、厚生労働省『人口動態統計』

図110　性犯罪被害の推移――ストーカー（北九州市）

平成20年の女性からのストーカー相談件数は男性の７倍

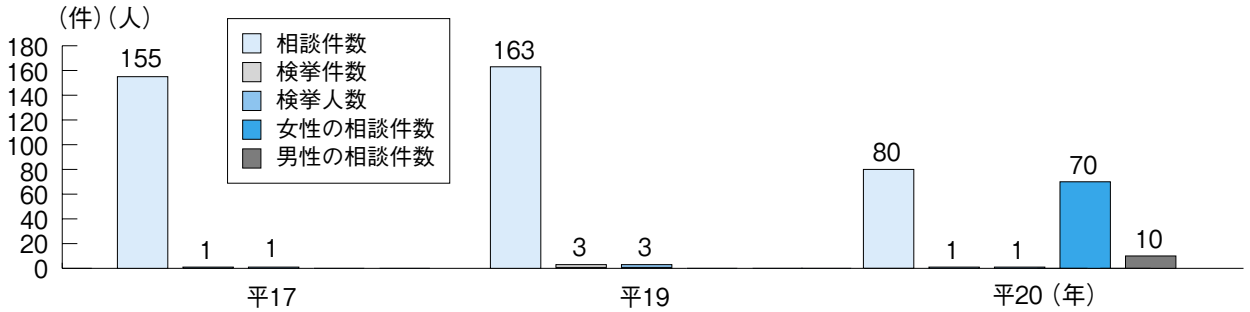

（注）北九州市内署(北九州地区から行橋・豊前警察署は除く)の合計件数。平成20年は、６月末現在の件数。「検挙件数」は、警察で事件を送致・送付または懲罪処分をした件数。「検挙人数」とは警察において検挙した事件の被疑者の数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課

図111　性犯罪被害の推移――強制わいせつ（北九州市）

強制わいせつの認知件数、検挙件数は漸増

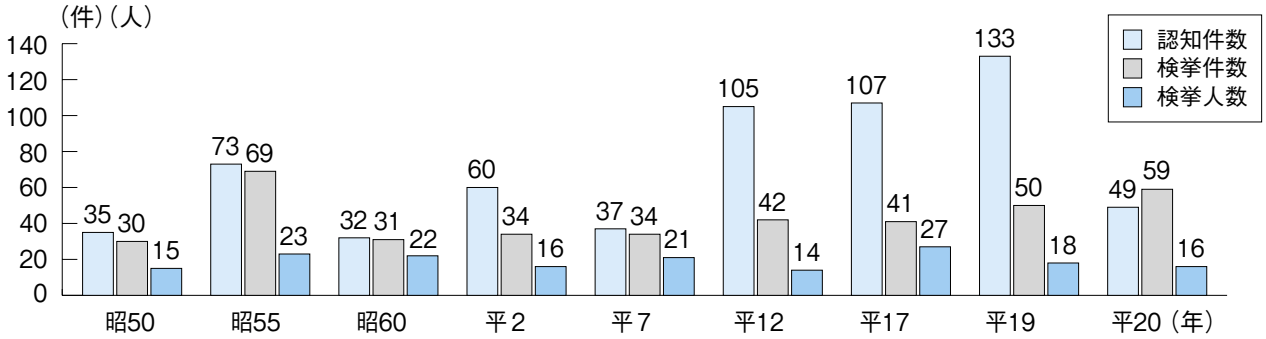

（注）北九州市内署(北九州地区から行橋・豊前警察署は除く)の合計件数。
平成20年は、７月末現在の件数。「認知件数」は、届けられた犯罪の発生が警察等捜査機関によって確認された件数。
（資料）福岡県警察本部刑事部刑事総務課

図112　性犯罪被害の推移――売春関係（北九州市）

売春防止法違反件数はピーク時（昭和55年）の137件から平成19年は７件へ、約20分の１に激減

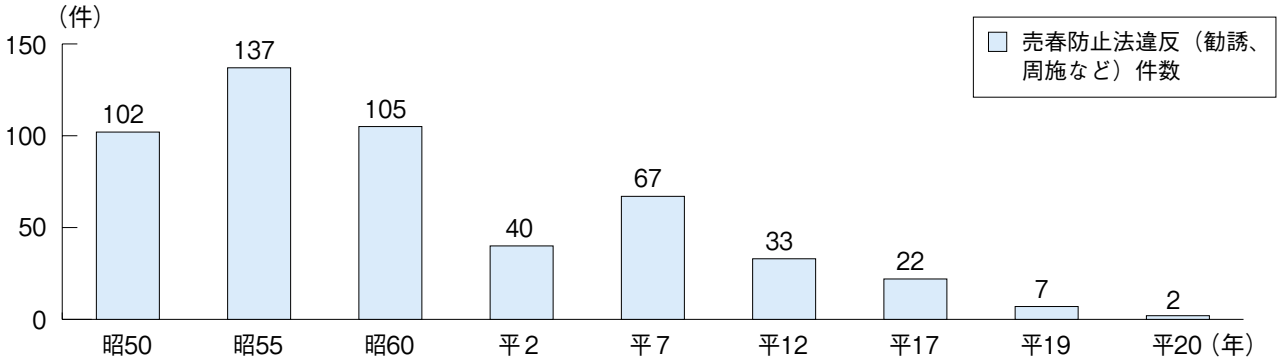

（注）北九州市内署(北九州地区から行橋・豊前警察署は除く)の合計件数。平成20年は、７月末現在の件数。
（資料）福岡県警察本部刑事部刑事総務課

図113　性犯罪被害の推移――強姦（北九州市）

平成７年にかけて減少傾向にあった強姦の認知件数、検挙件数は再び増加

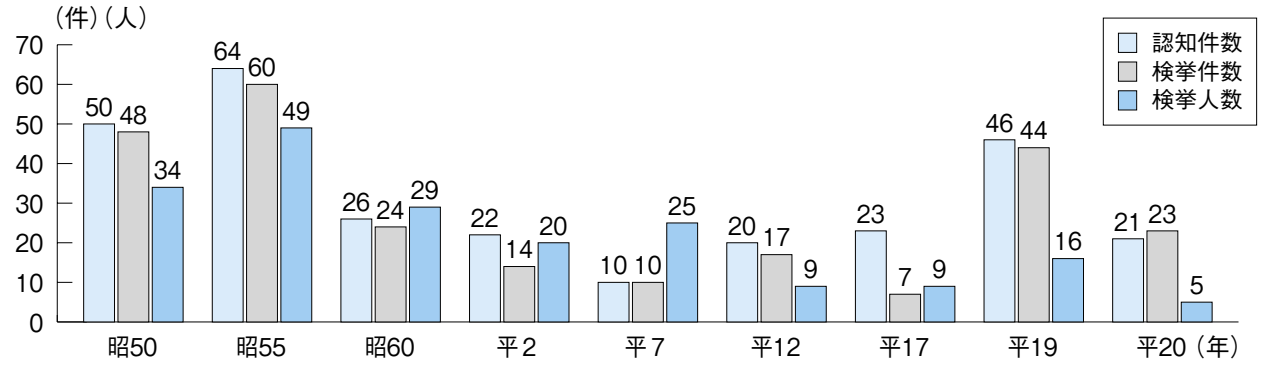

（注）北九州市内署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。平成20年は、７月末現在の件数。
（資料）福岡県警察本部刑事部刑事総務課

図114　性犯罪被害の推移――人身取引（北九州市）

平成19年の人身取引認知件数、検挙件数、検挙人数はそれぞれ１人で、平成17年より減少

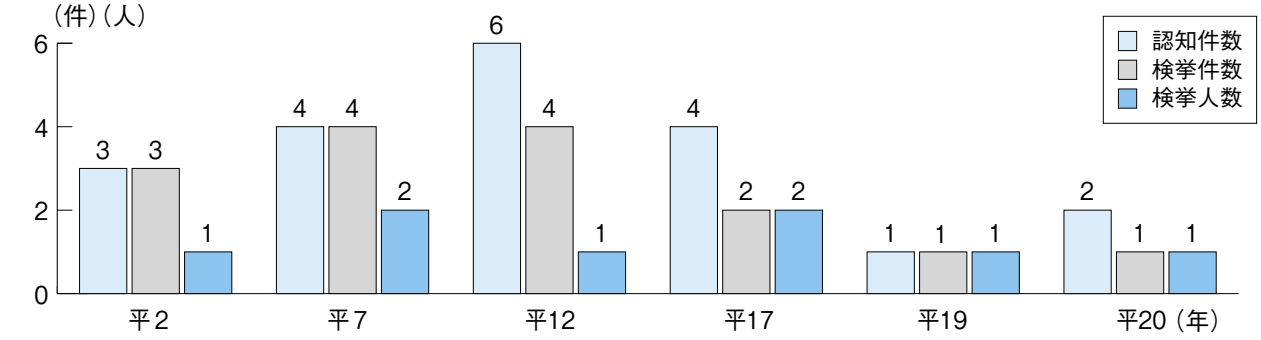

（注）北九州市内署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。略取誘拐・人身売買違反件数を計上。
　　平成20年は、７月末現在の件数。
（資料）福岡県警察本部刑事部刑事総務課

図115　性犯罪被害の推移――配偶者暴力（北九州市）

平成19年の警察による配偶者暴力の検挙件数はわずか２件

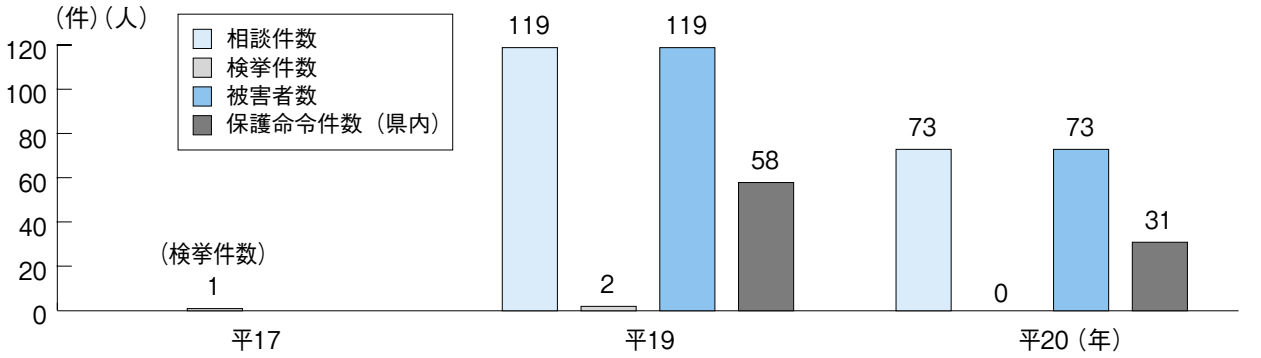

（注）北九州市内署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。平成20年は、６月末現在の件数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課

図116　北九州市立男女共同参画センターへのDV、セクハラ、ストーカー、性被害相談件数の推移

北九州市立男女共同参画センターへのDV相談件数は平成16年以降減少

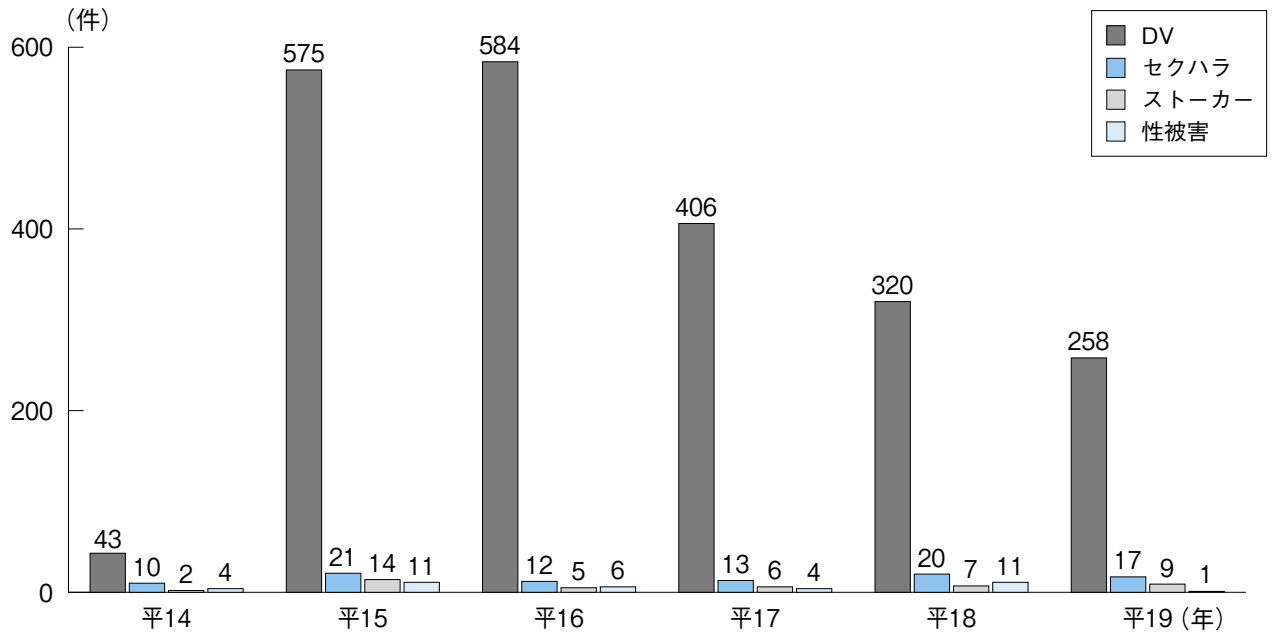

（注）平成14年のDV相談件数に関しては、「DV」というカテゴリーで集計を行っていないため、人権相談の内容分類カテゴリーの「DV」件数のみの数。平成15年以降は、「一般相談」「人権相談」「法律相談」へのDV相談件数を合計した数。
（資料）北九州市立男女共同参画センター『事業概要』

図117　北九州市配偶者暴力相談支援センターへの相談および緊急一時保護件数の推移

北九州市配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は増加。女性からの相談が圧倒的に多い

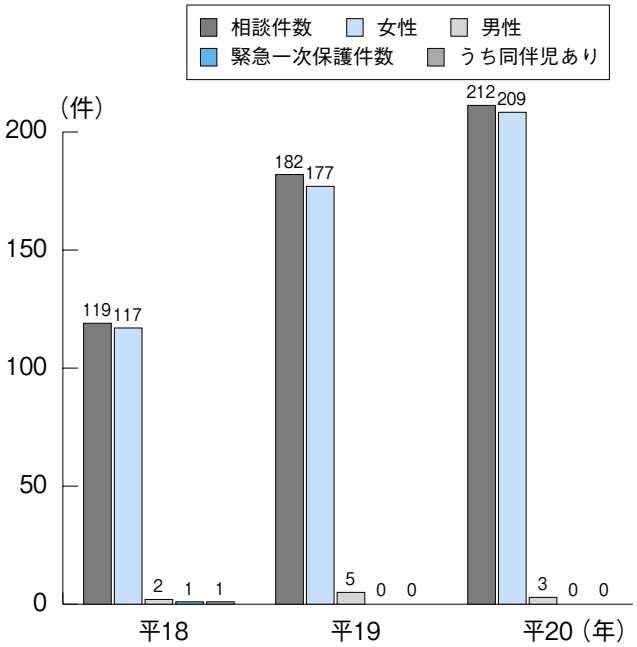

（注）北九州市配偶者暴力相談支援センターは平成18年４月18日開設。
（資料）北九州市配偶者暴力相談支援センター

図118　配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（全国）

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、男女とも増加。全体の99%が女性

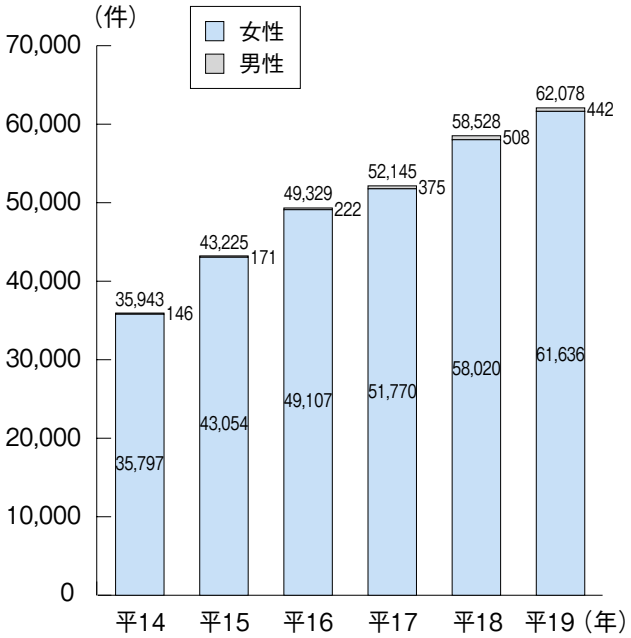

（資料）内閣府男女共同参画局

図119　配偶者などからの暴力被害経験の割合――身体的暴力（北九州市、全国）

配偶者などからの身体的暴力の被害経験率は、北九州市女性は男性の約３倍、全国女性は約２倍。北九州市女性は全国女性の約３分の１、北九州市男性は全国男性の約５分の１

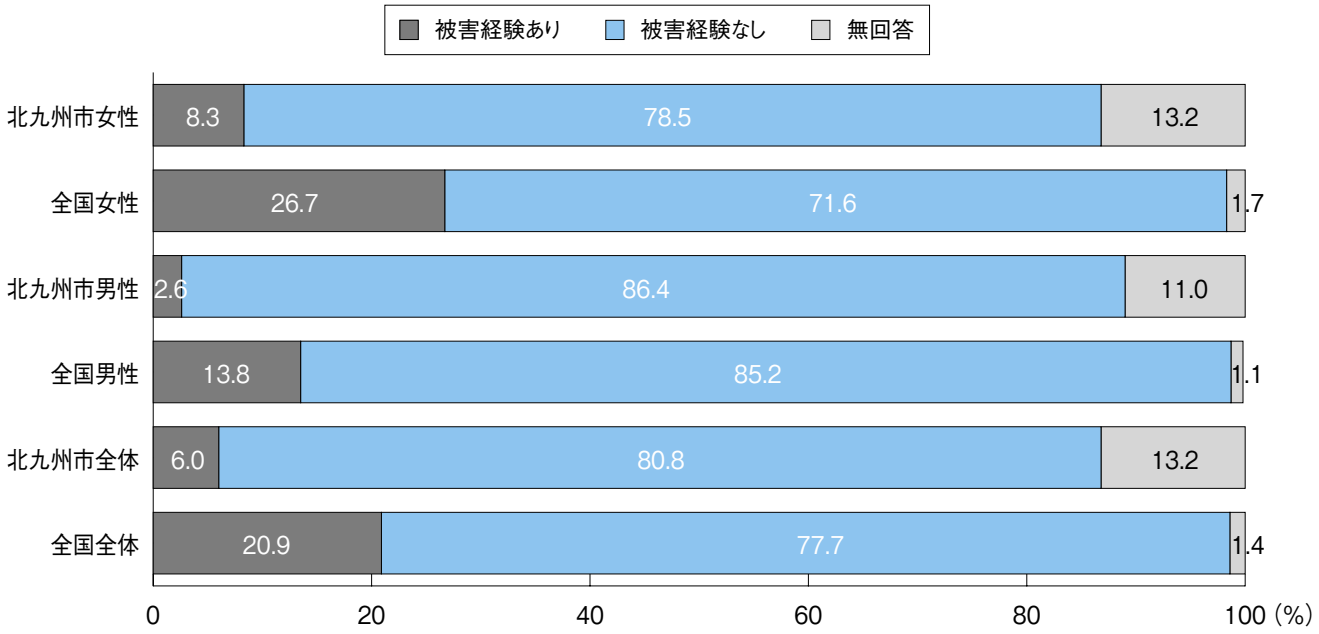

（注）全国全体（N=2,888）、女性（N=1,578）、男性（N=1,310）、北九州市全体（N=1,769）、女性（N=1,036）、男性（N=701）
（資料）内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』（16年調査）、北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査』（17年調査）

図120　配偶者などからの暴力被害経験の割合――精神的暴力（北九州市、全国）

配偶者などからの精神的暴力の被害経験率は、全国同様、女性は男性の約２倍

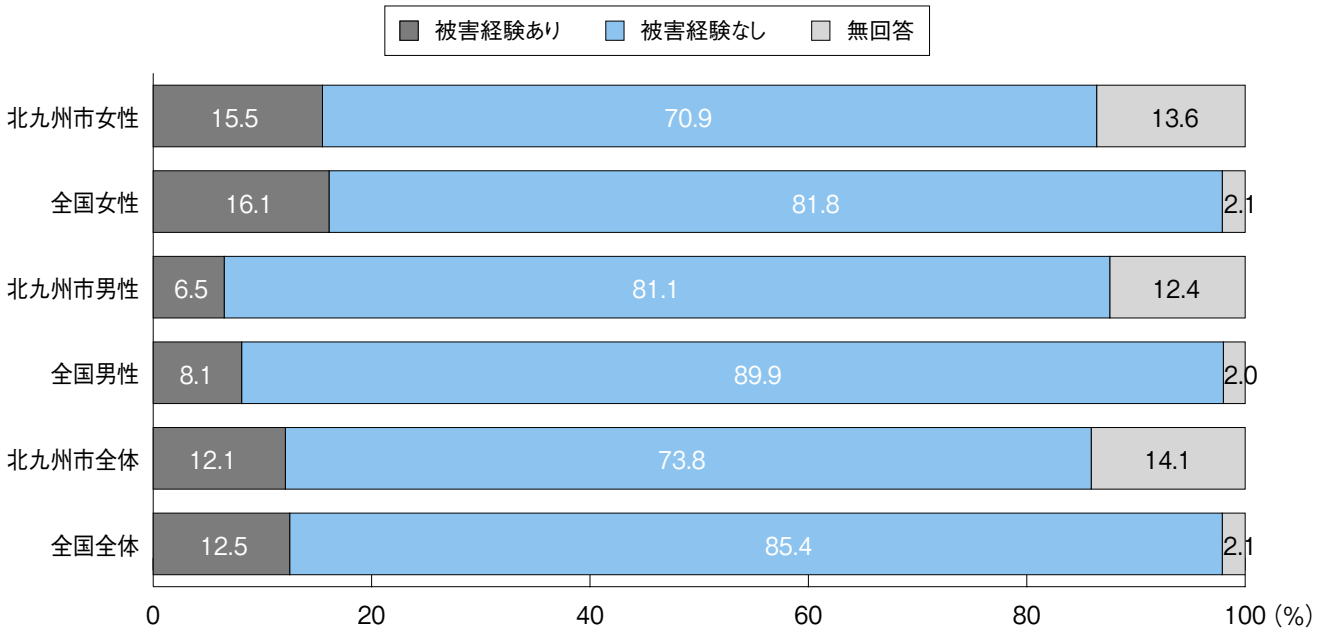

（注）全国全体（N=2,888）、女性（N=1,578）、男性（N=1,310）、北九州市全体（N=1,769）、女性（N=1,036）、男性（N=701）
（資料）内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』（16年調査）、北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（17年調査）

図121　配偶者などからの暴力被害経験の割合――性的暴力（北九州市、全国）

配偶者などからの性的暴力の被害経験率は、全国同様、女性は男性の４倍強。被害経験率は北九州市男女とも全国の２分の１以下

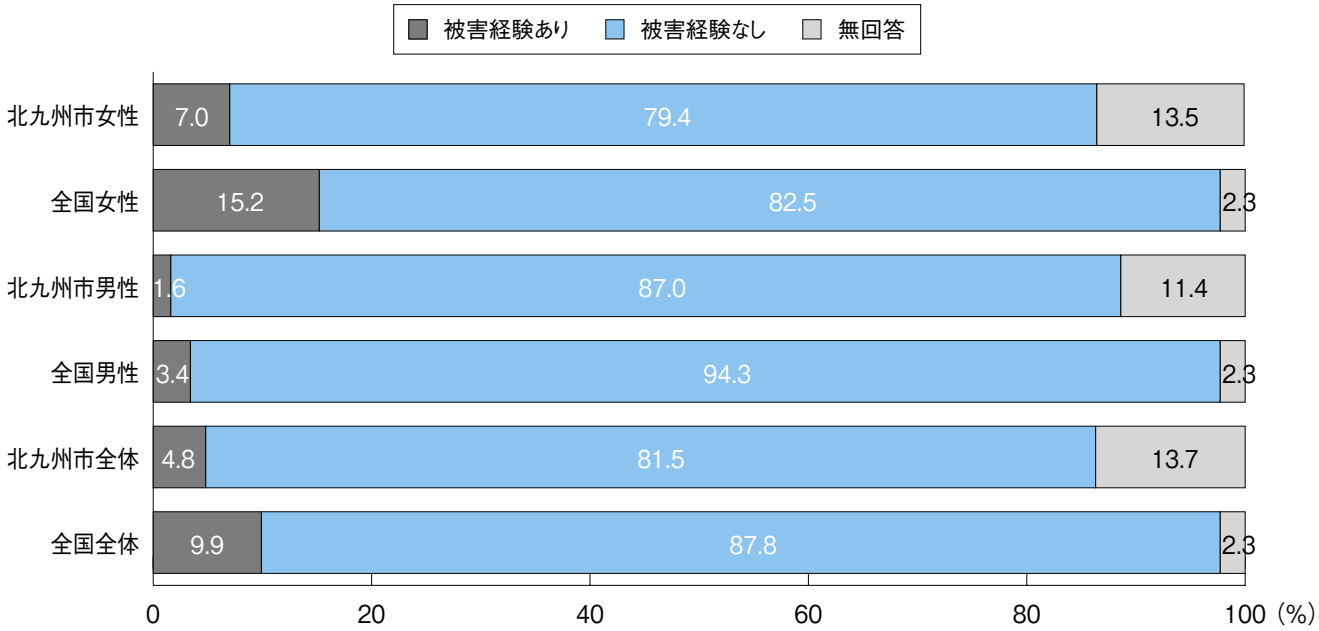

（注）全国全体（N=2,888）、女性（N=1,578）、男性（N=1,310）、北九州市全体（N=1,769）、女性（N=1,036）、男性（N=701）
（資料）内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』（平成16年調査）、北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年調査）

図122　デートDV加害・被害体験の割合（北九州市）

デートDVの被害体験率は「性的なことの強要」を除き、女性のほうが高い。男女差が最大の被害は、「携帯への頻回な電話、監視」

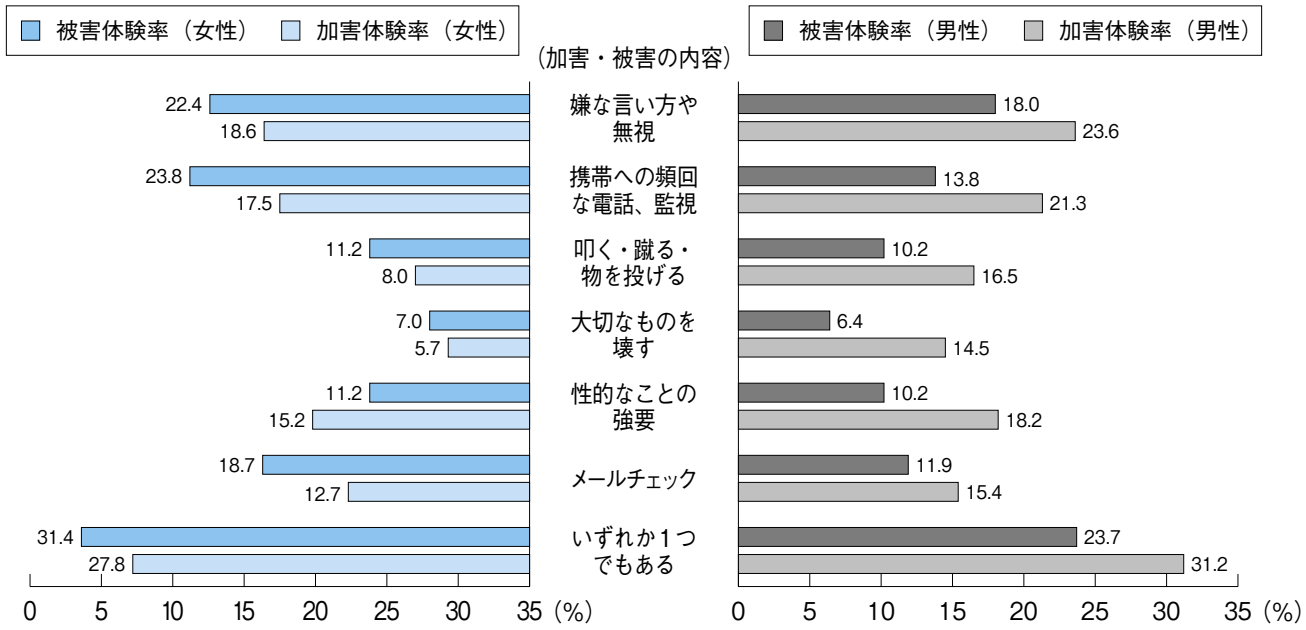

（注意）女性回答者数(短大・大学・専門学校生)1,860人、男性回答者数(短大・大学・専門学校生)695人。数値は、加害・被害の経験が１度でもある人の割合。
（資料）北九州市立男女共同参画センター『平成18年度ジェンダー問題調査・研究支援事業報告書』

図123　デートDV被害の相談相手（北九州市）

デートDV被害の相談を「しなかった」が男女とも高く、女性77.3%、男性56.3%。相談相手は男女とも「友人」が多い

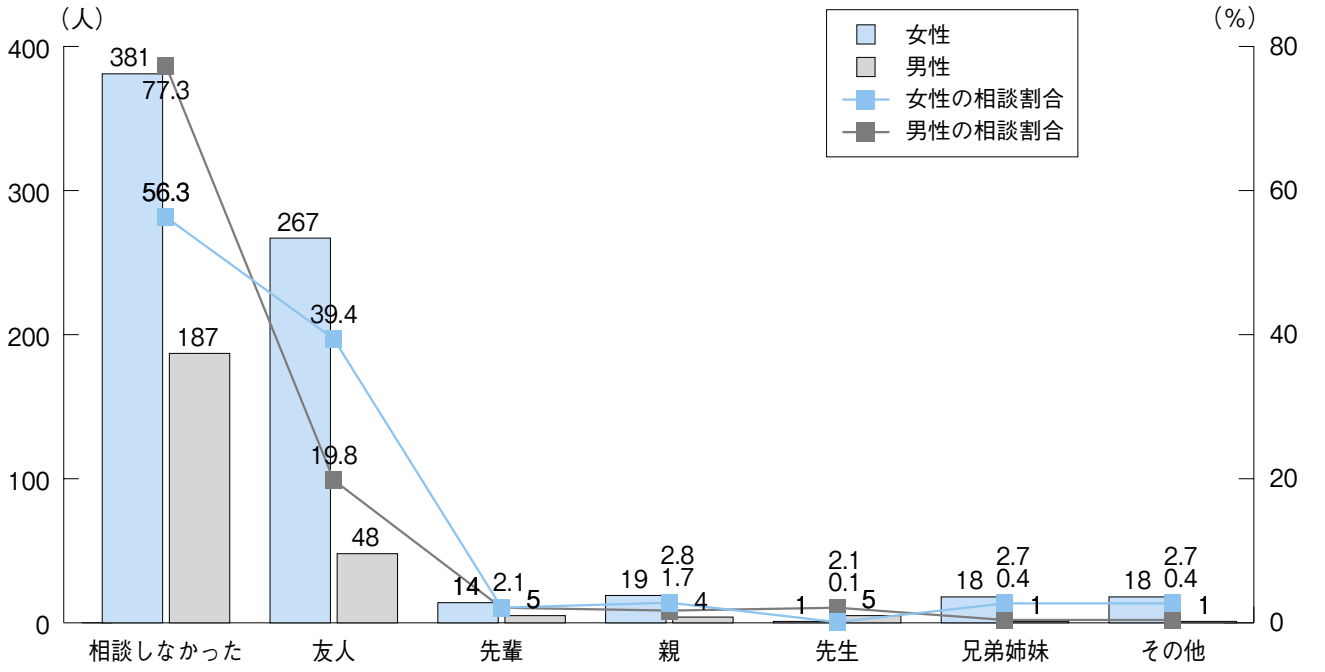

（注）相談相手についての回答者は男性242人、女性677人。
（資料）北九州市立男女共同参画センター『平成18年度ジェンダー問題調査・研究支援事業報告書』

図124　児童虐待対応件数およびその内容の推移（北九州市）

児童虐待対応件数は右肩上がり。身体的虐待と保護の怠慢・拒否とで８割以上を占める

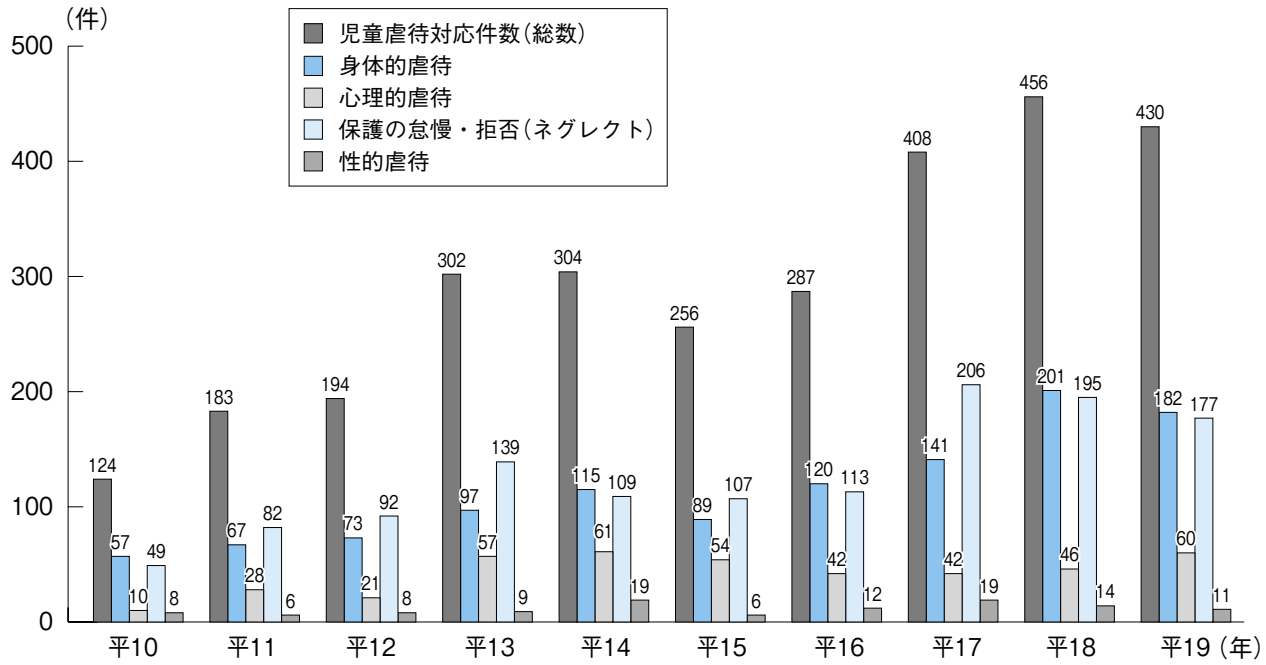

（注）北九州市児童相談所が対応した児童虐待件数および虐待内容。
（資料）北九州市子ども家庭局子ども総合センター『事業概要』

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年３月28日条例第16号
改正　平成14年６月24日条例第54号

目次

前文
第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策（第８条－第16条）
第３章　北九州市男女共同参画審議会（第17条）
付則

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人の尊重及び法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5　男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

6　男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、

及び実施する責務を有する。

2　市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2　市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（人権侵害行為の禁止）

第７条　何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第８条　市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（市民の理解を深めるための措置）

第10条　市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2　市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

（相談）

第11条　市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第12条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（国際的な協力のための措置）

第13条　市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

（市民及び民間の団体に対する支援）

第14条　市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画センター）

第15条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

（年次報告）

第16条　市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第３章　北九州市男女共同参画審議会

第17条　市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務。

３　審議会は、委員25人以内で組織する。

４　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であってはならない。

５　特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

６　委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

７　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　委員は、再任されることができる。

９　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則（平成14年北九州市条例第16号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成14年北九州市条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市男女共同参画基本計画（第２次）

１　基本計画策定の根拠

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例第8条に基づき策定するもの。

２　基本計画の位置づけ

平成20年度策定の新・北九州市基本構想の部門別計画の一つ。

３　計画期間

平成21年4月から平成26年3月までの5年間。

【現状】	【課題】
市役所管理職の女性割合は17政令市中13位、市議会の女性議員の割合は最下位 市付属機関等の女性委員の割合は31.6％で目標40％の達成困難	政策・方針決定過程への女性の参画が依然として進んでいない
本市における女性雇用者の割合は44.2％であるが、一般常用の割合が男性に比べ低い	雇用の場での男女の格差が解消されていない
市民意識調査によれば「育児と介護と仕事の両立支援」を希望する割合が70.3％とトップで、その割合は増加している	仕事と生活との調和が取れていない
性別による固定的役割分担意識が他都市よりも強く、また最近5年間ではほとんど変化していない 子どもができたら仕事を中断すべきと考える人が他都市よりも多く、子育て期の女性の労働力率が全国平均よりも低い	性別による固定的役割分担意識が根強く、意識改革が進んでいない
配偶者等の「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」について、暴力と認識する人の割合が、福岡県調査よりも低い	女性に対する重大な人権侵害行為である配偶者等からの暴力について、暴力であるとの認識が低い
10代の人工妊娠中絶が多く、子宮がんや乳がん等の健康診断受診率が低い	若い世代への性を理解・尊重するための教育の充実や女性の生涯を通じた健康づくり支援が必要

目標及び主な指標

【目標】
男女の人権が尊重され豊かで活力ある社会の創造

Ⅰ 政策・方針決定過程参画に関する指標

◆市役所における女性役職者比率（16%）
◆市役所における女性管理職数（40人）
　＊保育士を除く行政職
◆市付属機関等の女性委員比率（40%）
◆市議会議員に占める女性比率（モニタリング）

Ⅱ 働く場における女性活躍に関する指標

◆女性の労働力率（モニタリング）
◆ポジティブアクションに取組む市内の事業所数（モニタリング）
◆職場での男女の平等感（モニタリング）

Ⅲ 仕事と生活の調和に関する指標

◆市役所における時間外勤務削減率（30%）
◆市役所男性職員の育児休業等取得率（8%）
◆多様な保育の実施保育所数（策定中）
◆市内事業者における休暇等取得率、長時間雇用者の割合（モニタリング）

Ⅳ 固定的役割分担意識の解消に関する指標

◆「男女共同参画社会」という言葉の認知度（100%）
◆小中学校における男女共同参画副読本の活用率（100%）
◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の考えについての賛否（モニタリング）

Ⅴ 女性に対する人権侵害根絶に関する指標

◆夫婦間において「平手で打つ」について暴力と認識する人の割合（100%）
◆配偶者暴力防止法、援助機関、相談先の認知度（モニタリング）

Ⅵ 女性の健康支援に関する指標

◆市民のがん検診受診率（50%以上）
◆10代の人工妊娠中絶率（モニタリング）

柱	施策の方向性	具体的施策
Ⅰ　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1　市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充	（1）市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革 （2）市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進 （3）市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画の拡充
	2　事業者・市民団体等への広報・啓発及び取組への支援	（1）企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進 （2）地域・市民団体等における方針決定過程への女性の参画促進
	3　あらゆる分野における女性のエンパワーメントの推進	（1）あらゆる分野における女性リーダー育成の推進 （2）生涯にわたる女性のエンパワーメントの推進 （3）あらゆる分野における女性の参画促進や女性団体等への活動支援
Ⅱ　働く場における女性活躍の推進	1　女性の就業機会の拡大推進	（1）就業を通じて活躍する女性モデルづくり （2）女性の就業機会の拡大推進
	2　働く場における女性の能力開発等への支援、相談機能の強化	（1）女性のキャリアアップ・キャリア形成等への支援 （2）女性が働くことに関する相談機能の強化
	3　多様な働き方等への支援及び情報提供の推進	（1）多様な働き方等への支援及び情報提供 （2）女性起業家の育成・支援
Ⅲ　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1　男女がともに働きやすい職場環境の整備促進	（1）事業者等との共同によるワーク・ライフ・バランスの推進 （2）市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 （3）ワーク･ライフ･バランス推進のための法制度や各種支援制度等の周知の促進
	2　家庭生活や地域活動等における男女共同参画の促進	（1）男性の家事・育児・介護などへの参画促進 （2）男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくり
	3　多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等に関するサービス基盤の充実	（1）子育て環境の整備、充実 （2）ひとり親家庭への支援の充実 （3）高齢者等に対する介護サービスの充実や社会参画の促進
Ⅳ　男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進	1　男女共同参画に関する調査、情報収集、情報発信の推進	（1）男女共同参画に関する調査、情報収集、情報発信の推進
	2　若い世代への教育及び家庭・地域等への広報・啓発の推進	（1）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 （2）固定的な役割分担意識にとらわれない進路選択を推進する教育･学習の充実 （3）家庭・地域等における意識改革のための広報・啓発
	3　男女共同参画の観点から国際的な相互協力を進めるための交流・連携及び調査・研究の推進、研究成果の市民への還元の促進	（1）国際的な相互協力を進めるための交流・連携及び調査・研究の推進、研究成果の市民への還元の促進 （2）外国人市民への相談体制の充実、交流の促進
Ⅴ　女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶 ～北九州市DV対策基本計画～	1　DV、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力を許さない社会づくりの推進	（1）DV等を未然に防止するための人権教育及び人権尊重に関する広報・啓発活動の推進 （2）DVやデートDVに関する理解の促進及び相談窓口の周知 （3）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	2　DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実	（1）発見、通報に関する体制整備 （2）相談体制の充実 （3）相談窓口職員の資質向上のための研修及び心理的ケアの充実 （4）外国人、障害のある人、男性への配慮
	3　DV被害者と同伴の子どもの安全が確保される保護の実施	（1）緊急時の適切な一時保護の実施 （2）緊急一時保護施設等の保護体制の整備
	4　DV被害者への自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底	（1）DV被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 （2）DV被害者と同伴の子どもの二次被害防止や情報管理が徹底された支援の実施
	5　関係機関や民間団体との連携・協働	（1）関係機関との連携の強化 （2）民間団体との連携・協働
Ⅵ　生涯を通じた女性の健康支援	1　若い世代における性の理解・尊重のための教育・啓発の推進	（1）互いの性を理解･尊重するための広報・啓発、学習機会の提供 （2）学校等における適切な性教育の実施 （3）HIV/エイズ、性感染症についての予防の広報・啓発
	2　妊娠・出産に関する支援と母子保健対策の充実	（1）妊娠・出産・育児に関する相談、保健指導、健診の充実 （2）母子医療・周産期医療体制の充実
	3　中高年齢期における女性の健康の保持・増進	（1）中高年齢期における健康づくりの推進 （2）がん検診や各種健康診査の受診促進、生活習慣病予防等の充実

計画の推進
- 推進体制の充実
- 拠点施設の機能の充実
- 北九州市男女共同参画審議会による進捗状況の評価、公表

→ 市民、市民団体、企業等とのパートナーシップの確立
→ 指標及び目標値の設定、定期的な測定

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1945年（昭20）	・国連憲章採択、国際連合設置	・衆議院議員選挙法改正、公布（婦人参政権）	
1946年（昭21）	・国連婦人の地位委員会設置の決定	・日本国憲法公布 ・戦後第１回衆議院総選挙で初の婦人参政権行使（女性立候補者79名中、39名当選）	
1947年（昭22）	・国連婦人の地位委員会の第１回会期開催	・教育基本法･学校教育法公布､施行（男女共学） ・婦人の日（４月10日）制定 ・労働省発足、婦人少年局設置	
1948年（昭23）	・国連総会「世界人権宣言」採択	・優性保護法公布（同年施行）	
1949年（昭24）		・家庭裁判所設置（全国49カ所） ・第１回婦人週間（４月10日～16日）	
1950年（昭25）	・国連総会「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951年（昭26）	・ILO第100号条約（男女の同一価値労働同一賃金）採択	・ILOに加盟	
1952年（昭27）	・ILO103号条約(母性保護に関する条約)採択（1954年発効） ・国連総会「婦人の政治的権利に関する条約」採択		
1954年（昭29）		・第１回婦人月間	
1955年（昭30）		・産休補助教員設置法公布	
1956年（昭31）		・売春防止法公布（1958年施行） ・国連に加盟	
1957年（昭32）	・国連総会「既婚女性の国籍に関する条約」採択（1958年発効）		
1960年（昭35）		・中山マサ、女性初の大臣（厚生省）	
1962年（昭37）	・国連総会「婚姻の同意、婚姻の最低年齢および婚姻登録に関する条約」採択		
1964年（昭39）		・母子福祉法公布、施行	
1967年（昭42）	・国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択	・ILO第100号条約（男女の同一価値労働同一賃金）批准	
1972年（昭47）		・勤労婦人福祉法公布、施行	
1975年（昭50）	・国際婦人年第１回世界女性会議開催（メキシコシティ)、「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・特定職種育児休業法成立(1976年施行)	・「北九州婦人のつどい」開催（～'84）
1976年（昭51）	・「国連婦人の十年」始まる（～1985年）	・戸籍法一部改正（離婚後の姓の自由選択)、施行	
1977年（昭52）		・婦人問題企画推進本部、「国内行動計画」策定（1977～1986年） ・国立婦人教育会館開館	・レディスやはた開設
1979年（昭54）	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択（1981年発効）		・北九州市婦人問題推進協議会設置

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1980年 （昭55）	・国連婦人の十年中間年世界会議開催(第２回世界女性会議、コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・女子差別撤廃条約署名式	・女子差別撤廃条約に署名 ・民法および家事審判法改正（配偶者相続分引き上げ）（1981年施行）	・北九州市婦人問題懇談会設置
1981年 （昭56）	・ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）の採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982年 （昭57）	・国連女性差別撤廃委員会設置 ・国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択	・女子差別撤廃条約批准にむけて国内法整備作業	・北九州市婦人問題懇談会が市長に提言
1983年 （昭58）			・民生局福祉部に婦人対策室を設置 ・勤労婦人センター、婦人電話相談を開設 ・婦人が働くための体験交流会開催
1984年 （昭59）	・「国連婦人の十年」―平等、発展、平和の成果を検討し評価するするための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議開催（東京）	・国籍法および戸籍法の改正、公布（国籍の父母両系血統主義を採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（1985年施行）	・北九州市における婦人の実態調査実施、報告 ・北九州女性会議開催
1985年 （昭60）	・国連婦人の十年ナイロビ会議（第３回世界女性会議）開催 ・「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法公布(1986年施行) ・国民年金法の改正（女性の年金権の確立）（1986年施行） ・女子差別撤廃条約批准、発効	・婦人の現状と施策の概要発行 ・北九州市婦人問題推進会議設置（北九州市婦人問題懇談会を改称） ・北九州女性カンファレンス開催 ・広報誌「女性北九州」を創刊
1986年 （昭61）		・労働基準法改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充） ・婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大、任務も拡大） ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・男女雇用機会均等法施行	
1987年 （昭62）		・婦人問題企画推進本部、西暦2000年に向けての新国内行動計画を策定	・「北九州市における女性の現状と施策の概要パートⅡ」発行 ・レディスもじ開設
1988年 （昭63）			・「日本女性会議'88北九州」開催
1989年 （昭64、平元）	・国連総会「児童の権利に関する条約」採択（1990年発効）	・文部省、学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修及び中学校の技術・家庭科における男女同一履修など）	・北九州市ルネッサンス構想策定 ・北九州市の女性に関する実態調査実施、報告 ・女性海外研修事業開始 ・ふるさと創生事業としてアジア女性交流・研究フォーラムの設置決定
1990年 （平２）	・国連経済社会理事会「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約（夜業に関する条約）の採択（1995年発効）		・北九州市女性プラン策定（男女の共同参画型社会の形成を総合目標） ・「婦人対策室」から「市民局女性行政推進部」へ改組 ・「北九州市婦人問題推進会議」を「北九州市女性行政推進会議」に、「北九州市婦人問題推進協議会」を「北九州市女性行政推進協議会」に改称 ・北九州市女性プラン推進各区地域集会開催 ・アジア女性交流・研究フォーラムを設立
1991年 （平３）		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第１次改正）」策定 ・育児・介護休業法公布（1992年施行）	・アジア女性会議開催 ・女性センター設置に関する意識調査実施

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1992年（平４）	・国連環境開発会議「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択（リオデジャネイロ）	・初の婦人問題担当大臣任命	・「女性センター」基本構想策定 ・女性人材バンク設置 ・北九州市女性問題地域推進員（その後、男女共同参画地域推進員と改称）設置
1993年（平５）	・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必須完全実施 ・パートタイム労働法公布、施行	・女性センター着工 ・各区役所まちづくり推進課に女性団体に関する事務を新設 ・アジア女性交流・研究フォーラム、財団法人となる
1994年（平６）	・国際家族年 ・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約及び勧告）採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・児童の権利条約批准、発効 ・高等学校での家庭科の男女必須実施 ・総理府に男女共同参画室設置 ・内閣に男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部」を廃止）、「男女共同参画審議会」設置	・北九州市の女性に関する実態調査実施、報告 ・北九州市女性団体連絡会議結成
1995年（平７）	・国連社会開発サミット（コペンハーゲン）開催 ・第４回国連世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択（北京）	・ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 ・「育児・介護休業法」の改正（介護休業制度の法制化）（介護休業に関する部分を1999年から実施）	・「北九州市女性プラン」改定 ・北九州市立女性センター“ムーブ”開所 ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（職場編）発足
1996年（平８）	・児童の商業的性的搾取に反対する世界会議開催（ストックホルム）	・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン―21世紀の新たな価値の創造」 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・優生保護法を一部改正し、母体保護法公布、施行	・「男女共同参画フォーラムin北九州（名称変更）」開催 ・女性問題研修プログラム研究会発足
1997年（平９）		・総理府に男女共同参画審議会設置 ・男女雇用機会均等法改正（1999年施行） ・介護保険法公布（2000年施行）	・青年男女の共同参画セミナー開催（文部省委嘱事業） ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（職場編）報告
1998年（平10）	・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）の採択	・特定非営利活動促進法（NPO法）施行 ・改正児童福祉法施行（放課後児童健全育成事業制度化） ・文部省「婦人教育課」を「男女共同参画学習課」に改称	・『北九州市女性白書'97』発行 ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（地域・家族編）発足
1999年（平11）	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・男女雇用機会均等法改正、施行 ・労働基準法改正、施行 ・男女共同参画社会基本法公布、施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ・食料・農業・農村基本法公布、施行（女性の参画の促進を規定） ・農林水産省「農山村男女共同参画推進指針」発表 ・少子化対策推進基本方針決定 ・児童買春・児童ポルノ処罰法公布、施行 ・労働者派遣法改正、施行	・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（地域・家族編）報告 ・地域団体男女共同参画問題PR事業開始 ・北九州女性労働関係機関連絡会議発足

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
2000年 （平12）	・国連総会「児童売買・売春及びポルノに関する児童の権利条約選択議定書」採択 ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）、「政治宣言及び成果文書」採択 ・国連ミレニアム宣言の採択 ・ILO第83号条約（母性保護条約）の改定案採択	・日本学術会議「女性科学者の環境改善に関する要望書」を森首相に提出 ・男女共同参画審議会答申「女性への暴力に関する基本的方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」 ・介護保険制度施行 ・児童虐待防止法公布、施行 ・ストーカー規正法公布、施行 ・男女共同参画基本計画策定	・「北九州市男女共同参画プラン」策定 ・「北九州市女性行政推進会議」を「北九州市男女共同参画会議」に改称 ・「北九州市女性行政推進協議会」を「北九州市男女共同参画推進本部」に改組
2001年 （平13）		・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「労働省」は「厚生労働省」に、「女性局」は「雇用均等・児童家庭局」に統合 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	・北九州市の働く女性への支援に関する調査実施、報告 ・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・北九州市の高校生の就業意識に関する調査実施、報告 ・男女共同参画フォーラム（男女共同参画推進本部、内閣府との共催）の開催 ・配偶者等への暴力に関する調査実施、報告 ・第10期北九州市男女共同参画会議、「男女共同参画の推進に関する条例の基本的な考え方について（提言）」を提出
2002年 （平14）	・国連持続可能な開発に関する世界首脳会議開催（ヨハネスブルグ）		・男女共同参画に関する副読本作成 ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例施行 ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例改正、施行 ・「市民局女性行政推進部」が「総務市民局男女共同参画推進部」に改組 ・「北九州市立女性センター“ムーブ”」を「北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”」に改称 ・第1期北九州市男女共同参画審議会設置 ・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”内に「性別による人権侵害相談」窓口を開設
2003年 （平15）	・第29会期国連女性差別撤廃委員会（日本政府報告に対する最終コメント―間接差別、女性に対する暴力、トラフィキング（人身取引）、マイノリティ女性・婚外子差別の問題を指摘）	・内閣府「チャレンジ支援策」決定 ・男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供に関する調査検討結果について」 ・次世代育成支援対策推進法公布、施行 ・少子化対策基本法公布、施行	・「北九州市女性史編纂実行委員会」設立 ・第１期北九州市男女共同参画審議会答申「『（仮称）北九州市男女共同参画基本計画』の策定に当たっての基本的事項について」 ・北九州市DV対策関係機関連絡会議発足
2004年 （平16）		・育児・介護休業法の改正（休業制度の拡充） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正（元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など）、公布、施行 ・刑法等の一部を改正する法律（性犯罪について法定刑引上げ、集団強姦等の新設）公布 ・人身取引対策に関する関係省庁連絡会議、人身取引対策行動計画を策定	・「北九州市男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
2005年 （平17）	・第49回国連女性の地位委員会開催、（北京＋10）宣言と決議を採択（ニューヨーク）	・次世代育成支援対策推進法改正、全面公布、施行 ・改正育児・介護休業法施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”開所10周年記念事業実施 ・北九州市女性史編纂実行委員会『北九州市女性の100年史―おんなの軌跡北九州』発刊
2006年 （平18）	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）	・男女雇用機会均等法改正	・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・北九州市配偶者暴力相談支援センター開設 ・指定管理者制度導入により（財）アジア女性交流・研究フォーラムが北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”の指定管理者となる
2007年 （平19）		・改正男女雇用機会均等法施行 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正（保護命令の拡充など）、施行	・「総務市民局男女共同参画推進部」が「子ども・家庭局男女共同参画推進部」に改組
2008年 （平20）		・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ・男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」策定 ・男女共同参画会議基本問題調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告	・北九州市男女共同参画審議会答申「北九州市男女共同参画基本計画の改定に当たっての基本的事項について」 ・「2008年男女共同参画フォーラム in 北九州」開催
2009年 （平21）			・「北九州市男女共同参画基本計画（第２次）」決定 ・北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部「ワリかん！？ワリとかんたん！？男と女のいい関係。」発行 ・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”『ムーブ叢書 ジェンダー白書別冊 北九州市の男女共同参画統計データ集 2008』発行

北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”

1995年７月、男女共同参画社会の実現を目指す活動と情報発信の拠点施設として、北九州市立女性センター（愛称ムーブ）の名前で開所。2002年４月、北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例の施行に伴い、名称を北九州市立男女共同参画センターと改称。市民参画のもと、「知る、交わる、考える、生まれる」をコンセプトに、情報収集・提供、講座・講演会、企業等対象のセクシュアル・ハラスメント防止研修、市民活動支援・連携、相談などさまざまな事業を展開している。

なお、指定管理者制度導入により、平成18年から（財）アジア女性交流・研究フォーラムが、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”の指定管理者となる。

ムーブ叢書

ジェンダー白書 別冊 北九州市の男女共同参画統計データ集 2008

2009年３月31日 初版第１刷発行

企画・編集　Ⓒ北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”

発行　北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”

〒803－0814 北九州市小倉北区大手町11番４号

電 話 093－583－3939

FAX 093－583－5107

http://www.kitakyu-move.jp

E-mail : move@move-kitakyu.jp

印刷　瞬報社写真印刷株式会社

北九州市立
男女共同参画センター
ムーブ

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
TEL 093-583-3939 FAX 093-583-5107
ホームページ ◆ http://www.kitakyu-move.jp
E-mail ◆ move@move-kitakyu.jp